

令和 5 年

第 4 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 5 年 6 月 9 日
至 令和 5 年 6 月 16 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第4回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	6. 9	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	6. 10	土	休 日		
第3日	6. 11	日	休 日		
第4日	6. 12	月	休 会		議案調査
第5日	6. 13	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	6. 14	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～6番）
第7日	6. 15	木	休 会		議案調査
第8日	6. 16	金	本会議	午前11時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和5年6月9日

令和5年第4回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和5年第4回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年6月9日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和5年6月9日 午前10時00分				
	閉議	令和5年6月9日 午前11時02分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	4番 飯畑秀夫		5番 佐藤健太			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 高橋萌育	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農事委員 事務局 会長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月9日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件3件、条例案件4件、その他案件3件、報告2件、計12件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生常任委員会が5月9日に所管事務調査のため開催されております。

また、閉会中の特別委員会の活動状況であります。5月16日と17日に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開催されております。広報編集特別委員会については4月26日に開催されております。

次に、議会運営委員会が6月6日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は6名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和5年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって4番 飯畑秀夫君、5番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月16日まで

の8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第3、村長提出の議案第41号から議案第50号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和5年第4回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、長泥地区における特定復興再生拠点区域等における避難指示解除についてであります。

これまでの経過として、村の説明会のほか、長泥行政区総会、班ごとの説明会など様々な機会を通じて、長泥地区の住民の皆様のご意見をいただきながら、避難指示解除等について協議してまいりました。

その上で、令和5年4月15日に、国・県との協議を行い、避難指示解除に係る同意を得て、令和5年5月1日に特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されました。

5月1日当日には、地元長泥の多くの住民の皆様にもご参加いただきながら、午前10時より、国道399号線北側の峠においてバリケードの開放が行われ、さらに、長泥コミュニティセンターの竣工式も併せて開催させていただいたところであります。

なお、3月26日には、長泥行政区総会の席上にて、行政区立会いの下、長泥地区に計画されている資源活用型堆肥製造施設の立地協定を締結しており、引き続き、長泥地区の全域の避難指示解除に向けて努めてまいります。

次に、令和5年度から、村の次世代を担う子供たちと子育て世帯を力強く支援する飯舘村独自の施策として、子育て応援支援金を新設し、去る5月24日に第1回目の授与式を行いました。

この子育て応援支援金は、子育てする場所の分け隔てなく、村の希望であり、宝である子供たちの羽ばたきを村を挙げて応援させていただき、初めての取組となります。

当日は、対象となったお子さんと保護者の代表の方に、目録と記念品をお渡しするとともに、令和5年度の小学校入学児童29名、中学校入学生徒並びに希望の里学園7年生進級23名、高等学校入学生徒28名の合計80名に、総額1,080万円を支給したところであります。

村の宝である子供たちと、そのご家庭を支援することで、村の将来への活力につなげてまいりたいと考えております。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

4月21日に第1回行政区長・副区長会議を開催しております。会議では、各課から本年度における主要事業等の説明を行い、各行政区から要望や質問を受けたところであります。

次に、4月23日に村消防団春季検閲式を行いました。新型コロナウイルス感染症により、昨年、一昨年と開催を見送っておりましたので、3年ぶりの開催となりました。

式には、団員81名と役場消防隊9名の計90名が参加し、規律訓練を行い、赤石澤消防団長らと共に検閲を実施し、村民の今を支える根幹となる防火防災体制の堅持をお願いしたところであります。

次に、村づくり推進課、企画定住係関係です。

まず、ふるさとの担い手わくわく補助金活用事業についてであります。

村では、ふるさとを楽しみ、わくわくするような事業を支援するため、自由なアイデアや意欲あふれる有志の個人または団体が実施する地域活性化事業を支援するため、本補助金制度を設けており、4月末から5月の大型連休にかけて、当該補助金を活用した事業が実施され、村内の各地で盛り上がりが見られたところであります。

4月8日の夜には、伊丹沢地区における三千本桜のライトアップ事業が実施されました。

5月4日には、もりの駅まごころを会場として、ワクワクマルシェが開催され、さらに5月6日には、道の駅において、ドレスアップカーイベント等が開催されたところあります。

いずれのイベントも、村内の若い方々や親子での参加、移住された方々など、多くの村民が参加されており、村の活性化に寄与する事業となりました。

次に、地域おこし協力隊の活動状況についてであります。

地域おこし協力隊の横山梨沙さんが、草野地区に飲食店「コーヒー屋の食堂」を開業いたしました。

4月のテスト営業を経て、5月から本格稼働しており、食堂とカフェを時間帯を分けて営んでおります。現在は、運営における課題を日々整理しながら、SNS等による情報発信を中心に営業の幅を広げ活動しているところあります。

村としても、二枚橋地区のレストラン「ラ・カッセ」に続く、村内の飲食店として広く周知するなど、支援をしております。

次に、商工観光係関係です。

初めに、宿泊体験館「きこり」であります。平成28年3月に再オープンした入浴施設の利用者数は、本年4月末時点で3万4,857人、平成29年5月8日に業務を再開した素泊まりの宿泊者数については、本年4月末時点で7,661人となっており、村民の憩いの場・交流の場となってきたところです。

なお、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により、きこり各施設に甚大な被害を受けたため、入浴施設とコテージでの宿泊だけの営業となっておりますが、今般、宿泊棟の改修が完了し、寝具等の整備も整ったため、6月1日から営業を再開しております。

次に、村商工会主体の実行委員会により、来る8月6日に、いいたて夏まつりを開催するための協議・準備が進められております。昨年度に引き続き福島県の事業再開・帰還促進事業を活用し実施いたします。

このほか、同事業では、いいたて秋まつりやいいたて冬まつりなども実施するとともに、7月22日には、大倉地区において、はやま湖まつりも開催いたします。

このはやま湖まつりは、昨年度まで実施してきたはやま湖花火大会の後継となるイベントであり、実行委員会形式により、村民の皆様や村外の事業者の皆様が主役となり、花火

はもちろんのこと、昼間からの出店や伝統芸能の披露などで一層地域が盛り上がるイベントにしていきたいと思いますと考えております。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況であります、本年4月1日から5月末現在までのレジ客数は、までい館が2万3,835人、セブンイレブンが3万9,774人となっております。

次に、住民課関係です。

初めに、本年3月10日に交通死亡事故ゼロ二千日を達成し、相双地方振興局から表彰をいただきました。これは、交通指導隊の皆様の日頃の啓蒙活動と、村民の皆様交通安全に対する心がけによるものであり、村も引き続き交通安全に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの取得状況です。

国から、令和6年秋までにマイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針が示されました。

5月21日現在、本村の申請率は約8割となっているものの、交付率は67.8%となっております。村としましては、広報紙や全戸チラシによる広報等により、村民の皆様広く周知を図っております。また、マイナンバーカード取得に係る利便性の向上を図るため、平日の時間外や休日の申請交付体制を整え、さらには職員による出張申請の受付や、申請サポートを実施しており、今後もマイナンバーカード取得の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと帰還通行カードの受付状況についてです。

4月17日に受付を開始してからのカード更新申込件数は、4月に150件、5月に468件の計618件となっております。

11月1日より更新カードに移行することになりますので、早めに更新手続きをするように広報等で周知してまいります。

次に、税関係です。

4月に固定資産税2,141件、5月に軽自動車税3,637件と、個人住民税の特別徴収637件をそれぞれ当初課税として、課税対象者へ納入通知書を送付いたしました。

次に、村民の帰還状況ですが、5月1日現在の村への帰還者は638世帯、1,223人で、帰還率は約25.7%となっております。これに転入者239人と、いいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は802世帯で1,518人となっております。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が158人、県内避難者は、福島市に2,035人、南相馬市に286人、伊達市に252人、川俣町に237人、相馬市に121人など、合わせて3,086人です。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてです。

新型コロナウイルスについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、令和5年5月8日に5類感染症に移行しましたが、ワクチン接種については引き続き自己負担なしで、令和6年3月末まで接種できるようになりました。令和5年度の春開始接種については、高齢者・基礎疾患のある方、医療介護等の従事者等が対象で5月か

ら7月に接種を予定しており、村内いちばん館で集団接種を実施し、5月26日と27日の2日間で434人の接種が完了しております。

次に、出産に対する支援についてですが、令和4年度から、妊婦や子育て家庭へ経済的な支援をするため、妊娠時5万円、出産時5万円を給付する出産子育て応援交付金が制度化されました。令和4年度は、妊娠時16名、出産時8名で、計120万円、令和5年度は、6月1日現在、出産時3名の15万円を支給しております。なお、令和5年度から新たに、出産時に20万円を給付する村単独事業赤ちゃん誕生祝金を創設しましたので、国の出産子育て応援交付金と併せて支援してまいります。

次に、相馬看護専門学校2年生の看護学生20名の地域看護実習受入れを、去る5月9日、11日及び12日の3日間行いました。保健福祉包括支援センターの事業説明や、村民への訪問を行い、村の現状や地域の人々の健康の保持増進や疾病予防について熱心に耳を傾けておりました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した中で、子育て世帯に対する国の支援策として創設された18歳以下の子供1人当たり5万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金については、児童生徒56名に対しまして、総額280万円を支給したところであります。国の支援金に加えて今年度から新たに村単独子育て応援支援金を創設しておりますので、村を挙げて、出産・子育てを応援・支援してまいります。

次に、震災当時に住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金についてですが、現在までに998件の申請があり、うち997件が給付を受けております。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンターつながりがあります。利用登録者は120人となっており、令和4年度のサロン利用は延べ2,628名でありました。

また、国の指針で、新型コロナウイルスが5類に移行したことを受け、コロナ禍以前の運営体制を整え、6月5日より毎週のサポートセンターの利用が可能となったところであります。利用者の皆さんには、介護予防体操や交流などを実施いただいております。

加えて、高齢者の通いの場の一つとして、村内8地区で地域サロンが運営されております。8つのサロンを合わせた会員数は207名で、十分な新型コロナウイルス感染予防を行いながら、身近な地区集会所での介護予防体操や交流などを実施いただいております。

次に、福島県立医科大学生の実習についてです。

昨年度に引き続き、県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいいたてホームでの今年度の実習が4月26日にスタートいたしました。未来の医療を担う人材育成のための一助になればと期待しているところであります。

次に、産業振興課関係です。

まず、農政関係ですが、水稻につきましては、今年も5月中旬から田植が行われました。昨年度は17地区、43経営体、約204ヘクタールの作付でありましたが、今年度は18地区、43経営体、約235ヘクタールとなり、作付面積は約15%拡大する見込みです。なお、品種につきましては例年のように里山のつぶ、天のつぶのほか、主食用米のコシヒカリ、ひと

めぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびき、ホールクroppサイレージ用のチヨニシキ、クサホナミ、酒米用の夢の香と多品種にわたっております。

また、福島県オリジナル水稲モチ米品種あぶくまもちにつきまして、今年度も種もみの確保と生産拡大を図ってまいります。先月5月には、飯舘村あぶくまもち生産組合により、種もみ用と食用合わせて約2.3ヘクタールの圃場に田植を行ったところであります。今後、秋の収穫まで、生産組合が主体となり栽培管理を行うこととなりますが、村も支援を行いながら品質、収量を確保してまいりたいと考えております。

次に、福島県直接補助の原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆるなりわい農業の4分の3補助事業ですが、令和4年度までに延べ117件が事業採択され、今年度も5月末時点で4件の申請相談があり、聞き取りなどを行っているところであります。

次に、令和3年度被災地域農業復興総合支援事業で整備し、JAふくしま未来に運営を委託しておりますライスセンターの稼働状況については、昨年度の実績で村外からの受入れ分も合わせて744.7トン、面積にして141.7ヘクタール分となっております。引き続き、今後の水稲振興の重要施設として活用を図ってまいります。

次に、福島県営農再開支援事業のメニューを活用した良質堆肥導入や、イノシシ・猿被害防止用の電気牧柵の導入については、今年度も事業が継続しておりますので、村内で農に携わる方を増やすべく、引き続き逐次申込みを受け付け、農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣被害対策ですが、去る4月5日の鳥獣被害対策実施隊編成会議において、村内のハンター23名に委嘱状を交付し、有害鳥獣駆除活動を開始したところです。

また令和3年度から発足しました猿駆除プロジェクトチームについても、同じ会議において引き続き編成し、今年度も猿駆除に力を入れていくことを確認したところであります。

なお、令和4年度の捕獲頭数はイノシシ80頭、猿96頭となっており、6月末に完成予定の有害鳥獣減容化施設を活用しながら、引き続き、有害鳥獣対策に努めてまいります。

次に、福島県営農再開支援事業による除染後の農地の保全管理、いわゆる10アール当たり1万2,000円の補助ですが、本年度も継続となっております。村としましては、多面的機能支払交付金事業や、中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら、また、各行政区の地域資源保全会等の活動を推進しながら、営農再開・農業振興に向けた農地及び附帯施設の保全管理と機能向上を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、環境省の長泥地区環境再生事業についてであります。

令和3年度から実施しております水田機能確認試験の圃場についても、試験方法を検討しながら今年度も引き続き水田機能の確認が行われることとなっております。また、新たに一番東側の第4工区においても、一部で水稲作付による水田試験が実施されております。村としましては水田としての機能を十分満たしているか、試験結果を精査し農の再生につなげていきたいと考えております。

なお、これらについては、長泥住民の方々にも委員として参画していただいている長泥地区環境再生事業運営協議会における検討協議を踏まえて進められているところであります。

また、水稻の作付制限解除、野菜の出荷制限等解除に向けた県・村による試験栽培についても並行して進めてまいります。

次に、木質バイオマス発電施設等緊急整備事業についてであります。

現在、蕨平の建設用地において建設工事が進められているところであり、燃焼炉や発電用のタービンなどのプラント本体をはじめ建屋等の建設が進み、次第に施設の形が見えてきた状態です。順調に工事が進捗すれば、本年12月頃にはおおむね工事が完了し、年明けにも試験運転が開始される見込みであります。

この事業は、村の里山再生、林業の活性化、未来志向型農業の実現、脱炭素社会の実現、村経済の活性化等、これからの村にとって非常に重要な事業でありますので、事業の運営に当たっては、事業主体である飯舘バイオパートナーズ株式会社に対し、安全性の担保と透明性の確保に努めながら事業を進めるよう指導してまいります。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅関係ですが、村内111戸中、現在99戸、約9割の入居率で150人が入居しております。入居者において65歳以上の割合が3割の入居状況となっております。

次に、生活環境整備事業の村道舗装機能回復工事（舗装工事）ですが、今年度は10路線、1.4キロメートルについて計画しております。本年度の事業をもって計画した路線がほぼ完了する見通しとなりますので、調査や工事を行う時期について検討し、進めてまいります。

村道・河川関係の維持管理であります。村道の草刈り等の維持管理については、15行政区で延長133.9キロメートルを実施する計画となっております。また、村管理の普通河川については、昨年と同様に、全線で除草作業を行うこととなっております。

続いて、農業基盤再生係ですが、農業基盤整備促進事業における測量設計業務委託については、2つの行政区の測量設計を引き続き行い、仮置き場を除く営農予定箇所の測量設計が完了する見通しとなっております。

農業基盤整備促進事業の工事につきましては、16行政区において進めてまいります。昨年、各行政区に工事協議担当者を選任していただき、地元関係者との調整を迅速かつ的確に行う体制を整えていただきましたので、営農再開を早期に実現できるよう取り組むこととしております。

また、村で行うため池放射性物質対策工事については、64か所の対策予定地のうち、27か所が完了しております。今年度は9か所を発注しており、年度末完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係です。

去る4月6日に、いいたて希望の里学園で入学式が行われ、6名の新入生が本村の学校に入学いたしました。また、4月7日には、までの里のこども園で入園式が行われ、ゼロ歳児1名、3歳児4名の合わせて5名が新たに入園し、両園合わせての児童生徒数は115名となりました。

当日は、新型コロナウイルス対策により、ご来賓の皆様の人数を制限させていただく中での入園・入学式でありましたが、村議会議長をはじめ、保護者や教職員に温かく見守ら

れる中、校長、園長からそれぞれ入学、入園の許可を受け、新しい学校生活、こども園生活をスタートさせました。

次に、までいの里のこども園、いいたて希望の里学園の合同での運動会が5月21日に、雨で1日順延となりましたが、快晴の中、いいたて希望の里学園の校庭で開催されました。

今年の運動会につきましては、コロナによる制限は設けず、子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした競技種目で、元気に楽しんで競技を行っている姿を見せてくれました。

次に、5月25日に、前期課程の田植授業が、飯樋字大橋の圃場で実施されました。

当日は、地域の方々など17名の支援をいただきまして、地域と児童が一体となつての交流が図られたところです。

次に、こども園及び学校の活動状況の全体的な概要についてですが、各種大会が通常どおりに開催され、健康診断、保育参観、中体連陸上競技大会、中体連総合大会、田植授業、いいたてっ子運動会などが実施されており、コロナ前の状況での例年どおりの活動ができているところであります。

学習面では、いいたて希望の里学園では、タブレット端末を利用したオンライン学習などを活用しながらいいたて学を学んだり、義務教育学校の特色を生かした学習方法を取り入れるなど、学力の向上に努めており、また、までいの里のこども園では、保育システムの導入により、安心・安全な保育に努めているところであります。

次に、生涯学習課関係です。

4月30日に、村外からの参加者に、飯館村の様々な魅力を知ってもらい、情報発信することを目的として、昨年度からの継続事業で、第3回「いいたてYOITOKO（よいとこ）発見！ツアー」を開催いたしました。

当日は、関東圏や村外などから30人余りが参加して、ゲストとの交流を図りながら、文化財、八木沢の田植踊り、郷土料理、花の収穫体験など、新緑が芽吹く飯館の魅力を満喫していただきました。参加者からは「飯館の景色の美しさと田植踊りを十分に満喫した」「子供たちとの花の収穫体験は貴重な体験だった」などの感想が聞かれました。

5月13日には、自主文化事業「守時タツミ 景色の見える音楽会」をふれ愛館で実施いたしました。当日は、村内外から40人余りが来場して、飯館村の季節の音を収録して作曲した3曲が披露されるなど、自然の音と映像とが融合した美しいピアノの演奏を聞きながら、参加者同士の交流を図りました。

以上が村政の主な報告です。

それでは、提出いたしました議案につきましてその概要をご説明いたします。

議案第41号は、令和5年度飯館村一般会計補正予算（第3号）です。

既定予算総額に6億2,382万7,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を157億97万5,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1億542万5,000円、民生費の社会福祉費に2,320万7,000円、農林水産業費の農業費に4億2,392万7,000円、農林水産業費の林業費に3,853万5,000円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に1,500万6,000円などを計上い

たしました。

歳入には、地方交付税、国・県支出金、繰入金を充てております。

議案第42号は、令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に2億6,127万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億5,587万6,000円としました。

議案第43号は、令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

財源更正を行うものであります。

議案第44号は、飯舘村子育て支援センター設置条例です。

この条例は、飯舘村子育て支援センターについて条例に位置づけるものであります。

議案第45号は、飯舘村有害鳥獣減容化施設の設置及び管理に関する条例です。

この条例は、飯舘村有害鳥獣減容化施設の設置及び管理について条例に位置づけるものであります。

議案第46号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する、令和5年度の国民健康保険税について、引き続き減免することを定めるものです。

議案第47号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き、令和5年度の保険料も対象とすることを定めるものです。

議案第48号は、新規就農者技術習得管理施設新築工事請負契約についてです。

令和5年5月22日に7者による指名競争入札を行った結果、株式会社古俣工務店川俣支店が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は3億1,790万円です。

議案第49号は、飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてです。

令和5年6月2日に3者による指名競争入札を行った結果、福島消防資材株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1,537万9,920円です。

議案第50号は、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更についてです。

田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散したことから、地方自治法に基づき、組合を組織する地方公共団体の変更について、議会の議決を求めるものです。

報告第1号は、令和4年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号は、令和4年度飯舘村一般会計事故繰越し繰越計算書です。

報告第1号と報告第2号は、地方自治法に基づき、令和4年度に完了せず、翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものです。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い

い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時32分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時02分）

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前11時02分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月9日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 佐藤 健太

令和5年6月13日

令和5年第4回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和5年第4回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和4年6月13日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年6月13日 午前10時00分				
	閉議	令和5年6月13日 午後 3時21分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	6番 菅野 新一		7番 渡邊 計			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 豊永拓也	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	志賀 春美	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 事務局 会長	三瓶 真	○
	農業委員会 会長	菅野 啓一	○	選挙管理委員会 書記 会長	村山 宏行	○
選挙管理委員会 委員長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月13日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月9日、総務文教、産業厚生の高常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 菅野新一君、7番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） 6月定例会において、子供から高齢者の生活が今日より明日に希望を持って暮らせるよう、村民が主人公であることを基本として、質問、提案をするものであります。

地方自治体のいわゆる村は、村民の乞い願いのために何をやるのかを確認し合って、村民の生活向上をさせる仕事をする村役場の職員をまとめて方向づける、その先頭に立つ村長と、1つ、村民の意見、思いをつかみ発言提案すること、2つ、自治法、憲法を基本として条例規則をつくること、3つ、村長、村のやることを批判、監視し、村民の皆さんのためになるようにすることをする議会で成り立っております。村長も議会議員も、村民による直接選挙によって選ばれます。今日は3月定例会以後に村民による、村民が生活している中で私が村民から聞いたこと、提案を受けたことを、村民の立場で4項目、12点について発言をいたします。

1つ目は、原発事故が東京電力によって起こされ、自然豊かな飯館村全体に大空から自然界になかった毒物により放射線が発生し、体が被ばくするのではと、国によって危険で住めない飯館村とされてから、早いもので12年が過ぎ去り、原発事故前の村づくりは困難であるし、村民の中でもふるさとの飯館に戻ることを考え中の方々が村人口の約75%の現在であります。そのことからの村外の方々と、飯館村に移住定住する方々に対しての移住定住の施策でのインフラ・生活基盤全体について、村として国・県の施策も含め支援助成することを伺うものであります。

次に、原発事故前に飯舘村の村民である方々へのインフラ・生活基盤全体について、村に戻るための施策と支援、助成と、今までのこれまでのやってきた成果も示していただきたい。

次に、移住定住して生活するためには、雇用、仕事づくりによる所得が必要であります。継続できる、見通しある暮らしが必要であります。どのようなお知らせをして、雇用の場所、仕事する場所を示して支援、助成しているのか伺います。

次に、村に戻った方が1,223人、移住転入者が239人ということですが、村営住宅入居者は150人で、65歳以上の方々が30%、その現在であります。この飯舘村での安心安全な憲法に基づく暮らし、特に社会保障、福祉関係での具体的な支援、助成等、補償されるための条件などを伺うものであります。

2つ目は、緑豊かで自然を生かした村づくりを多くのおじいさんやおばあさんの努力により築き上げられた飯舘村でしたが、原発事故、放射性物質、放射線被ばくなど自然災害と違う、東京電力による水素爆発でこの村は12年前に変えられました。森林面積は村全体の75%以上であり、その森林の危険な毒物の取り除きをしないままの現在での自然環境再生について伺います。

1つ目は森林75%の村の放射性物質の影響・実態をどのように思考しているのか。自然の緑豊かで、村民の暮らしに生かされていた自然界の動植物活用が原発事故によって破壊され、奪われた悲しみ、悔しさは村としてはないのか伺うものであります。

2つ目は、高圧電線・風力発電・バイオマスなど、大きく環境を変える施策ばかり、資本力のある企業・国・県の言いなりに進めているが、それは村に住む人々による合意なのか、要望なのか。また、安心・安全で、何がメリットでデメリットなのかを示していただきたい。

3つ目は、森林75%以上を誇る我が飯舘村、森林再生復興の施策・計画なくして村づくりは進まないというのは実態ではないでしょうか。その辺についての計画をきちんと示していただきたい。

3つ目は、子供たちが友達や先生、そしておじいさんやおばあさんの家族と離れ離れにされた原発事故によって、飯舘村全体が放射性物質によって汚され、今も森林、堀、川、堤、耕作地、土手などに事故当時のまま置いてありますが、取り除いた汚染土のこれまでの除去実態と残されているものを数値として、物流・搬入先・量・計画などを示していただきたい。そして、この先の村の実態・見通しを示すことが、村民に対しての村の基本ではないでしょうか。

次に、海洋放出・風評被害に対して、各マスメディアより県内首長として答えない村長であるが、なぜ答えないのか。多くの村民が不思議がっておりますけれども、「村民の思考・悲しみ・悔しさ」、受けたこの12年間の実態を見たら、真っ先に答える必要があるのではないかと思います。その点について伺うものであります。

次に、この12年間の放射性物質に関するデータと行政執行の実態を検証していかないと、誰も村全体のことを独自にやってくれるところはないと思っていますので、再三議会あるたびに申し上げておりますけれども、実態と要因を基本としてこそ、村民が主人公の施

策・計画が村民のためになるのではないかと私は考えるものでありますから、ぜひきちんとした検証をすべきであります。

4つ目は、この間の一般質問で何回も発言提案していますが、行政として村民の思い、願いを実現するための村民との対話についてですが、開かれた透明性のある行政とするのに「村民との対話」「移動集会」「職員の訪問活動」「相談室」などの機会を増やして、村民の生活、暮らしでの不便や要望、きちんと聞くべきではないでしょうか。

次に、マイナンバーを進めた説明と実態はここ2か月ぐらいのマスメディアの実態、国会での論争、いろいろ見ましても違ったものとなっております。国民へ個人保護法違反が報道されているが、IT社会になっての村民への被害、自治体への被害への対応と責任についてはどう考えているか、伺うものであります。

このマイナンバーの件は、ご存じのように毎日のマスメディアで問題点が出され、多くの国民のプライバシーが侵害され、病気など医療関係の中でも医療費を取り上げるかのような動きも起きております。国から、県からとのことだけで、村民の権限や村民の生活は守れるのでしょうか。今ほど村民のための仕事をする役場、これは村行政執行が求められるのではないのでしょうか。きちんと自治体として検証した実態や、村民からの声や要望に答えて、国県に言うべきことは言う、やってほしいことはやってほしいときちんと言わなくてはならない時期ではないのでしょうか。

原発事故での被害、年金引下げでの被害、今は無料でありますけれども、医療費などでの高齢者への負担、福祉行政の後退による被害など、挙げれば切りのない村民への被害から、村民の生活を守ることを村行政の執行の基本とされるよう強く要求し、発言とします。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、移住定住施策における、国・県におけるインフラ・生活基盤の支援についてであります。

国・県の支援・助成としましては、福島県において、ふくしま12市町村移住支援センターを立ち上げており、国・県の移住支援制度について、移住される方々へのご案内がなされております。

具体的な例としては、福島県12市町村移住支援金があり、県外からの移住希望者に対して、単身であれば最大120万円、世帯ですと最大200万円が福島県から支給されます。

また、移住を事前に検討する方を対象とした、ふくしま12市町村移住支援交通費等補助金もあり、これは実際に飯舘村や対象となる市町村を訪問し、移住する際に必要な現地調査・現地活動を行った場合に、その交通費及び現地での宿泊費が補助されるものです。

さらに、働く方、起業する方への支援として、福島県12市町村起業支援金制度があり、これは新たに起業する方で、事業の継続性が一定程度見込まれることなどの諸条件を満たしたものを対象に交付されるものです。

これら以外にも、テレワークを補助するふくしま「テレワーク×くらし」体験支援補助金など、各種補助制度がありますので、村としましては、令和4年度から引き続き移住サポートセンターを設置し、移住される方の状況に即した補助制度をご案内してまいります。

次に、ご質問1-2、村としての村民への帰村施策と支援・助成についてお答えいたし

ます。

村としては、移住される方を含め、働き世帯、子育て世代、行政区活動に積極的に参加する方など、村へ移住してほしいターゲット層を絞って事業展開をしております。

村民への帰村施策としては、深谷地区復興拠点における各種整備や、いいたてクリニックの再開、学校整備、農業再生のための基盤整備や農業施設・機械等の整備、道路改良事業などのインフラ整備のほか、なりわい再生のための各種の支援事業、村道行政区委託事業、医療・介護・福祉分野の支援対策などのソフト事業を多面的に実施しております。

なお、お買物環境の充実として、去る令和5年4月24日に、株式会社ハシドラッグ様と基本協定を締結したところであります。

一方で、企業誘致による働く場の確保、携帯電話の不通話地域の解消など、解決すべき課題は多く残っているところであり、引き続き各種課題の解決に向け、努めてまいります。

次に、ご質問1-3、なりわい・所得確保のための施策についてお答えいたします。

村では、農業、林業の振興によるなりわいづくりと併せて、商工業分野ではスタートアップ補助金やベンチャー企業創出支援事業補助金等による起業支援のほか、村内で働く場を創出するために、企業誘致を積極的に行っております。具体的には、企業からの要望等に応じて、村で管理している空き地や空き施設の紹介、マッチングを進めているとともに、より多くの企業の進出可能性を高めるために、昨年度より、産業団地の造成に関しての候補地や企業の立地可能性の調査を行い、深谷地区の相馬農業高等学校飯舘校周辺及び飯樋地区の村民グラウンド周辺の2つの地点を最終候補地として選定したところであります。今後は、地権者の方々や地域住民の方々への説明等を重ね、十分な理解を得ることを第一に事業化を検討してまいります。

今後も社会情勢等を踏まえつつ、雇用の拡大、なりわい・所得の確保のための施策を展開してまいります。

次に、ご質問1-4、安心安全な憲法に基づく暮らしについて、社会保障・福祉関係での具体的支援・助成・条件についてであります。国民健康保険や後期高齢者医療保険、国民年金、福祉関連の制度や具体的な支援や助成については、保険税、療養給付、介護給付、一部負担免除のほか、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、介護など多岐にわたりますので、個別具体のご相談に対しましては都度丁寧に対応しております。

今後も、まずは健康福祉課までご相談いただければと考えております。

次に、ご質問2-1、森林75%の村の放射性物質の影響・実態をどのように思考しているかについてであります。村の森林においては、平成29年度より森林の持つ多面的な機能を維持しながら、放射性物質の拡散防止を図り森林を再生するふくしま森林再生事業に取り組んでおり、令和4年度までの実績面積で146.41ヘクタール、計画策定等を除く森林施業だけで約5億1,400万円程度の事業を実施しております。

今後も様々な事業制度を活用した取組を進めるとともに、木質バイオマス発電事業の実施に伴う長期的な森林施業を進展させることにより、継続的な林業の活性化と森林再生を図ってまいります。

次に、ご質問2-2、高圧電線・風力発電・バイオマス事業における安心・安全及び、

メリット・デメリットについてお答えいたします。

村ではゼロカーボンビレッジいたて宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業として、飯館みらい発電所での木質バイオマス発電事業などの検討を進めてきた経過があります。

したがって、地元の合意形成、地域貢献策、隣接自治体との協議などを満たすことを事業の条件としており、美しい村づくり推進条例などに基づく審議もその一つであり、令和3年度以降は事業者、村、地元行政区による立地協定締結を行ってきております。

なお、村としては、これらの事業者が納税する固定資産税や法人税は、住民福祉のための財源確保につながるものと考えております。

次に、ご質問2-3、森林再生の施策・計画を示せについてであります。村の森林再生の計画としまして、令和4年度に飯館村森林再生に向けた検討報告書を作成しました。この中で、村全体の森林をどのように取り扱うかの方針を決めるための情報を取りまとめ、今後の計画としては、①原発事故からの森林、林業の再生に向けた施策の推進、②森林環境譲与税を活用した特色ある事業の推進、③木質バイオマス発電の安定運営に向けた支援の3点を軸に、ふくしま森林再生事業等を活用し再生を図ってまいります。

次に、ご質問3、放射性物質による汚染土・汚染水などについての1、これまでの除去実態と残されているものを数値として、物流・搬入先・量・計画などを示せについてであります。環境省によりますと、既に面的除染は終了し、除染効果の維持も事後モニタリング等により確認を続けているほか、問合せに対する線量測定やフォローアップ除染対策等の対応を継続して行っている状況です。

次に、発生した除去土壌等の数量については、令和5年4月末時点で総発生量が約267万袋、保管量が約20万袋、仮置き場からの搬出量は約247万袋、全体の約92%となっており、うち土壌の約41万袋は長泥環境再生事業への搬出がされております。なお、保管されている約20万袋については、環境省によれば令和5年度、6年度の2か年度で搬出予定であります。

続いて、仮置き場関連の実績ですが、令和5年4月末時点の全体面積が約341ヘクタールとなっており、そのうち返地済みが約118ヘクタールであり、借地として約223ヘクタールを引き続き環境省が借用している状況であります。今後、令和6年度から令和10年度の5か年計画で返地していく予定と伺っております。

最後に、輸送計画の進捗等についてであります。令和4年度は中間貯蔵施設への輸送は約17.3万立方メートル、土壌再生利用は長泥環境再生事業の土壌確保が完了したため、約14.3万立方メートルを輸送し、合計約31.6万立方メートルの実績とのことであります。今後も村内の通行等に影響が生じないよう、安全かつ確実な輸送に努めていただくよう要請を継続してまいります。

次に、ご質問3-2、海洋放出・風評被害に対する意見についてお答えいたします。

まず、東京電力第一原子力発電所事故に伴う処理水の海洋放出については、国及び東京電力に対して、政府と東電の責任の下、適切に対処すること及び地元関係者の意見を最重要視することとして、一貫して報道各社にコメントしてきたところであります。

また風評被害については、これまで同様引き続き注視していくものの、村に直接的に被害があれば、都度、国・県及び東京電力に対し訴えてまいります。

次に、ご質問3-3、この12年間の放射性物質に関するデータと行政執行の実態を検証すべきについてであります。国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質は、セシウム、ヨウ素、ストロンチウム等の31種とのことですが、村で保有、運用しているシンチレーション検出器で特定できる核種は、その放射性崩壊の過程で特徴的なエネルギーピークを示すガンマ線を放出する、セシウムとヨウ素の2種類です。

これら放射性物質の状況については、平成23年4月から各行政区の宅地・農地40地点の空間線量率の定点計測と、広報お知らせ版での周知をしてきているほか、村独自のモニタリングポスト90基の設置、個人線量計の貸出し、放射線に関する相談員の配置、モニタリングマップの全戸配布など、村内の線量把握・周知に努めてまいりました。

なお、宅地の空間線量率は、令和5年5月は平均で毎時0.16マイクロシーベルトであり、農地の空間線量率は平均で毎時0.30マイクロシーベルトとなっております。

また、食品放射性物質測定器による計測の令和4年度実績は1,854検体数であり、令和3年度に比べて77検体の増加となっており、住民の皆さんに継続してご利用いただいているものと把握しております。

村では引き続き、過去の情報・数値なども踏まえながら、村内の空間線量率・食品放射性物質測定などの計測を続け、情報発信、さらには安心安全に努めてまいります。

次に、ご質問4-1、開かれた透明性のある行政とするための村民との対話等についてお答えいたします。

村ではこれまで、各行政区の区長ほか役員の方との直接面談による行政区ヒアリングを、昨今のコロナ禍を含めて毎年実施してきております。また、令和4年度においては、住民懇談会も開催したところです。

令和5年度の住民懇談会については、第6次総合振興計画の見直し内容に対して、住民からのご意見をいただくことなどを想定しており、現在、その準備を進めているところです。

また、令和3年度からは、全職員をコミュニティ担当として位置づけているほか、ワクチン接種やマイナンバーカード申請の意向調査など、村社会福祉協議会の相談員による訪問活動も拡充しており、引き続き対話や訪問の機会を捉えての住民福祉の向上に努めてまいります。

次に、ご質問4-2、IT社会になっての村民への被害、自治体への被害への対応と責任についてお答えいたします。

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現を図ることを目的に国が導入する制度で、国民生活を支える社会基盤となっており、マイナンバーカードを利用したサービスは拡大されていくものと考えております。

ご質問にあります村民への被害、自治体への被害については、現時点で本村においては確認されておきませんが、これまで同様に対応する職員が多重にチェックするなど、入力ミス等のヒューマンエラーが生じないように努めてまいります。

また、情報漏えい等の被害が確認された場合は、状況に応じて対応してまいります。
以上であります。

8番（佐藤八郎君） まず、1点目について答弁いただきました。

ホームページはじめ、あらゆる方法で国内、もちろん世界的に周知されているということで理解してよいのかどうか。さらには国、県、村と併せての支援、助成等の関わりで、支援できるもの、できないもの、あとは村に移住してきて、一度助成、補助を受けると、次のものは受けられるのかどうか。その点について、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 国、県、村、それぞれ含めて、一緒になっての支援というような話、あったところがございます。それぞれの国、県、村の補助事業を活用して、支援をしているわけですが、そのそれぞれの補助の中の具体的な部分、そこを見ながら、それでやっぱり分担、例えば国で2分の1、県で4分の1、村でというようなこと、それぞれの配分とか、そういった補助事業によって決まっている部分でありますので、できるだけ村も村民のほうに寄り添って、村民の負担が少ないような補助制度を活用できないかということで、協力し合いながら支援をしているところであります。

また、一旦補助を受けたものについて再度の補助ということはないのかということですが、基本的には補助事業、それぞれ一度きりというような部分が大半でございます。中には複数年またがっているような補助事業制度もあったと思いますが、基本的にはそういった補助事業運営になっているのかなというふうに理解しているところでありますが、なお、さらにそういった継続的に支援できるような補助制度などもあるかどうかというのを模索しながら、丁寧に支援対応をしてみたいと思っているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 全体的な周知を、どういうふうに村外の方々にしているのか。これは限られた部分なのか、関東からこちらなのか、東北だけなのか、世界的なのか。ホームページですから、世界的に流れているんでしょうけれども、それはどの程度の期間をおいて新しいホームページにしたり、そういうことをしているのか。周知の方法を具体的にどのよう工夫されているのか、伺っておきます。

あとは、支援の内容は国、県、村単独のものも若干はあるんでしょうけれども、国県絡みでほとんど何分の1、何分の1という補助になっているということで、全体的にはどのぐらいの今事業名があるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、村民への周知方法であります。それで国、県、村ホームページ等で周知をしているという部分がありますが、基本的に村民に直接というか、身近な補助事業等が、制度ができた場合に、例えば行政区の総会などの資料に、村としての次年度の施策とかそういった部分と併せてこういった事業がありますよというようなことでお知らせをしたり、また行政区長会等でもそういった情報をお渡ししながら周知をしているところであります。

なお、それぞれの補助事業については多くのメニューがありまして、村でも全体を把握し切れる部分ではないというようなことでありますが、もしそういった相談を受けた場合に国県に確認をしながら、こういった内容の事業はないだろうかという事業メニューをお

聞きしながら探して、その村民の状況に合った事業を見つけてまいりたいということで対応しているところであります。

また、全体的な補助事業メニュー、それぞれ基本的にホームページ等で公開ということなので、皆さん、村民にお知らせしながらというようなこともあるかと思いますが、先ほど言いましたようにまずは一旦相談をしていただいて、一緒になって探すというか、そういった方策を見つけてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 私が知る限りは10まではないのかなと思うんですけども、この移住定住に関してですよ。全体から見れば、何十もあるでしょうけれども。そのことは分かりました。

次に、1－2の部分について、村民であった方々への帰村政策についてですけども、村に移住してほしい、ターゲット層を絞っての事業展開をしておりますという答弁、今ありました。どういう基本的な思考の下に、ターゲットを絞っておられるのか。

あと、解決すべき課題は多く残っているところでありという答弁ですけども、解決すべき現時点での課題というのは一体何でしょうか、伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、1点目のターゲット層の部分でございます。移住定住策のターゲット層としまして、まず4つ、大きくは4点とターゲット層を絞っているというようなことであります。1つ目が子供を持つ世帯、おおむね14歳以下の子供を持つ若い世帯ですね。それから、就業者、起業者、あと自営業、医療・介護・福祉人材などですね。村内で就労をしたいというふうな方を求めている。あとは、おおむね40歳以下の働き世代をターゲットにしていると。あと、4つ目として行政区活動に積極的に参加をされる、そういった意欲のある方、その4点をターゲットとして設定をしているところでございます。

次に、解決すべき課題が多く残っているというような部分であります。まさにインフラ・生活基盤全体についてですね、買物環境であるとか、医療環境であるとかそういった部分。また、耕作農地をきちんと営農ができるような環境に整備していくとか、今まさに村が進めている事業がまだまだ解決すべき課題として多く残っているという部分が、まさに村が取り組んでいる事業、それら全てがそういった部分の解決に向かって進めているのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） ターゲット層を絞るというのは、これ村外の方、村民、私2番目はわざわざ区別したんですよね。もともと村民だった人の質問と、村外からの移住定住とね。1と2を区別したんですけれども、この今の答弁を聞いていると、ターゲット層というのは、村外の方も含めた全体的な絞り込みのターゲット層という答弁なのか。今の答弁聞いていると、これは村民だけに向けてということじゃないでしょう。

あと、解決すべき課題が多く残っているという答弁、これは誰が答弁書を作ったか分かりませんが、村民の中に多くの職員が大体村に通勤している、今の役場職員の行政なので、なかなか村にいる人たちの接している場、そういう機会は少ない。だから、どん

な会合を持って、例えば総務課長が福祉協議会のいろんなそういう相談事の会合に出て打合せとか、農協の方が歩いている中で聞く声などを聴くとか、その辺はどんな課題を課題としているのか。これ、総務課長に答弁願いたい。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民への帰村に向けての施策、ターゲットということで再質問をいただいたところであります。

村民についてはターゲット、村民の帰る方のターゲットというようなことは基本的にはないというふうに思っております。全ての方ですね、村にできれば戻って、また元のよう生活になっていただきたいというようなことで、そこへのターゲットの絞り込みというのは考えられないのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 先ほど村づくり推進課長から答弁しましたように、今回のターゲット、あくまでも移住定住の方に向けての話でございます。また、課題等につきましても、そういった移住される方々、やはり村としては所得、しっかりお仕事を、なりわいを持って、そして村のほうに移住していただくのが一番というふうに考えているわけですが、なかなかそこをこちらが全く望むような方々が移住していただけるというふうには思っておりません。

そういったところで、当然村としては来ていただいた方への重点施策、それは移住策含めて様々な支援策ですとか、そういったことを用意して行っているわけですが、そこに届かない方、あるいは村の思いとミスマッチの場合がある。そういったことは、課題というふうに捉えているというところでございます。

8番（佐藤八郎君） 答弁書どおり質問しているものですからおかしくなっていますけれども、次、3点目に移りますけれども、雇用・仕事づくりですけれども、現在村にある事業所、村に関係する事業所は何か所というふうに把握されていて、現状では何人が雇用され、これから何人の雇用が見込めるというか、そういう状況にあるのか示していただきたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村内における企業の数というようなことであります。商工会登録企業として、140企業ほどあるというふうなことであります。

ただ、何人が今現在実際に村の中で働いているか、そういった部分についてはちょっと把握はしていないところでございます。

8番（佐藤八郎君） 総務課長に聞きますけれども、実態が分からないで、自分たちで机上の計画や施策を出してもしょうがないんですよ。だから、商工会とは常に話し合いをしたり、いろいろ機会あるんでしょうから、実態何人だか分からないなんて今日答弁していること自体おかしいと私は思いますし、これから起こす起業でどのくらいの雇用、例えば長泥なり含めて見通しとして、1年先、2年先はこのくらいの雇用の場があるんだという、そういう展開をしなくてはならないというふうに思うんですけれども、その実態把握がやっぱり物すごく不足しているんじゃないですか。公務員だけの話し合いの中でだけ進んでいたら、これ村民主人公の村づくりできませんよ。村に住んでいる方も含め、村から今いずれ帰村しようとか、いろいろ考え中の方の村民も含め、いろんな方々の実態や思考をきちんと把

握しなければ、事業所もそうですけれども、そういうことなくして何で施策や予算や、何か国県で何か並べたものだけ食いついてやっている仕事が公務員の仕事ではないし、役場の行政執行の仕事ではないと。村民の生活や権利やそういうものが、いかに今の日本国憲法に照らしてどれだけまともなのかという、もっと見通して、今日より明日が希望あるようになるのか。それでこそ、わくわくドキドキじゃないんですか。

総務課長、答弁願います。

総務課長（村山宏行君） 村内の事業所の実態ということで、どのぐらいの人が村の事業所で働いているか、その実数というところで把握しておりませんで申し訳ございません。今回ご質問、移住定住の施策の中でこういった、雇用・仕事づくりについてのご質問ということで考えておりましたので、そこまでの把握はしておりませんでした。申し訳ございません。

8番（佐藤八郎君） 村の方が戻っても、仕事がこれから見つかるのか。ましてや年齢が高ければ高いほどないとか、いろいろあるんでしょうね。だから、全体を考えて、やっぱり実態把握をして、今移住のためのと言いましたけれども、では現状は実態把握されているということですか。これからじゃないですか。

総務課長（村山宏行君） 繰り返しになって申し訳ございません。今回のご質問、想定が移住定住の施策についての中で雇用・仕事づくりはどうなっているかというご質問というふう理解しておりました。したがって、村全体のところでの既存の事業者、そちらの部分の詳細については情報を調べておりませんでした。申し訳ございません。

8番（佐藤八郎君） 行ったり来たりの話なので次に進みますけれども、1-4での社会保障や福祉関係での具体的支援・助成・条件などありますけれども、今の政治がやられている中でも、いろんな法に基づいて、これほどの制度があるんですね。ですから、こういう制度を困ったら何かあったら役場に来るようにという話ではない。何か答弁これ読んでみますと、こんなことがあって困ったら役場に来るようにという話みたいな答弁ですけども、これでは村民サービスというのは何なんだという。役場で待っているから、役場に困ったやつ来いみたいな話、そういうお偉い、どちらが主人公か分からない行政執行だということをお自分から言っているような答弁になるんじゃないですか。年間通して、その時々々の制度紹介を含め、村民への周知をどういうふうにしていくつもりですか。伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 今佐藤八郎議員がお手元の資料をお示しいただきましたが、行政の部分を書面にするだけで相当量の情報があるというのは、議員も重々ご承知のことだと思えます。その中で、村としては広報紙とかホームページを通じて、その時々に応じて少しずつ、少しずつ情報を出しているというような状況がありますが、職員のほうにぜひご相談くださいという理由はなぜかという、やはり職員はその全体のものを見通して、まずその情報をよくかみ砕いて、あるいはその方に合った制度がないかということ、その場でお答えできなくても探すということもさせていただきますから、そういう意味ではぜひ職員のほうにご相談いただきたいと申し上げているところです。

なお、職員が訪問をしてやるべきではないかというようなご趣旨かなと思いますが、職員も完璧な人間ではありませんので、その職場の先輩や上司に伺いを立てたり、様々な調

べものをしたりということがありますので、大変申し訳ないですが、行政機関としての役場のほうにお声がけをいただいて、これはご来庁いただく方法もありますが、まずはお電話でご一報いただければこちらからお伺いしてということもあるかと思っておりますので、そのような形で役場職員をよかつたら使っていただくということを皆様をお願いしたい。そういう意味でコミュニティ担当制度もつくっておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 一つ提案をしておきますけれども、こんなことが起きたら、こんな問題があったら、どういうふうな家庭ですぐ見られるような冊子やポスター、説明資料など簡単なものをね、昔壁紙の新聞まで出した時代ありましたけれども、ああいうものを備えるものをやっぱりきちんと作って、それらの専門家が見れば、制度が幾らあっても子供らから災害のときの問題まで、制度いろいろあっても限られていますので、それを大文字で分かるものをこう作って一軒一軒に配って配布しておけば、それを見たらこういうふうに対応できるというものがある。だから、何かあったら役場に来ればいいんですけど言っちゃって、来れる人は来れるけれども、なかなかね。電話連絡で今村長が言うように、電話いただければ行く場合もあるという話なので、対応はできるということなので、ぜひその方面で努力していただきたい。

次に、2-1の答弁いただきました。森林に放置された放射性物質はバイオマスをもって全て解決するかなのような、そういうつもりで書いた答弁ではないんでしょうけれども、ただ結果的にはそういうことなので、非常に私気になって最近、バイオマス関係調べて、ネットとかいろんな面で、バイオマス利活用プラント整備事業の中止と補助金の返還とかね、全国的にいろんなところでいろんな問題が起きているんですね。これ数挙げればいろいろあるんですけども、本来もう世界的に見て、なかなかバイオマスも容易でない時代に入っているという流れもあるわけですけども、ただ、飯館のほうでバイオマスは成功させるために着々と進めているわけですから、そういう点ではもうそういう部分まで含めて、見通しとしてはきちんと森林の再生につながるものなのかどうか、もう一度伺うものであります。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯館村で進めております木質バイオマス発電がちゃんと森林再生につながるものかというところのご質問であります。

木質バイオマスにつきましては、今その燃料を木質のとおり木を燃やすということにしておりまして、この木材の調達につきましては村内の森林をはじめ、県内から広くその材を集めるということにしております。これに当たっては各木材業者、また村の森林組合等と協定を結びながら必要量を確保するというようにしております、その確保に当たってはふくしま森林再生事業などの有利な補助金を活用しながら、きちんと燃料となる木材を活用していく計画となっております。

交付金、これ受けているわけでありまして、交付金を受ける際に、そうした趣旨の面も国に認めていただいておりますし、また今工事が進んでいるところであります、特に事故等の報告もこれまでないところでありますので、引き続き完成まで事故のないよ

うに進めるということと、完成後もそうした材をしっかりと確保しながら、そのほか見込まれております効果を発揮できるように進めていく予定であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 放射性物質があることは現実にあるので、あるものはあるものとして、体に被ばくを受けない施策が一番大事ということで、村長も何回も言っていますけれども、やっぱり近寄らないとかね、長くいないとかね、いろいろ方法はあるでしょうけれども、基本的にはやっぱり、ただ、バイオマス一つ取ってもどうなのかなという部分をね。バグフィルターだけで本当に取れるものか、ヘパフィルターまでの考えはないのか。いろいろまだまだ議論の点はあったんだけど、なかなかそういう場面がなくてどんどん進められて、結局はバグフィルターのみでやるようになるのかどうか、その辺もありますけれども、やっぱり環境を良くする方向で、片方で森林再生、再生と言いながら、植林はどうしていくのか分からないし、ただ裸山にしていだけだったら、これ実態としては自然環境そのものは壊れていくし、動植物にも影響していく。そんなものは村長は分かっていると思いますけれども、いずれにしろそういう点では十分な注意や研修を重ねて、間違いない方向で進んでいただきたいというふうに思います。

次に風力発電、2-2のほうの自然環境再生の部分ですけれども、これいいたて村の道の駅の拠点を含めて周辺地区まであるわけでありましてけれども、全体的に高压電線が通って八木沢、あっちのほうに風力発電、今度山際の方面のほうに大型な風力発電の話、我々はバイオマスということで、何か私たち飯館に来て住みたい村民が要望しているわけでもない、何をやってほしいなんて言ったこともないことがどんどん自然環境を脅かすように、困むように進んでいます。これ何か答弁書を見ると、この金もうけしようとする事業者が固定資産と法人税を納めてもらえるからメリットになるんだという答弁ですけれども、これ人間が住む生活の中での健康被害やいろいろ含めたら、そういう問題ではないのではないかと私はこの答弁を見て思ったんです。

先日、川俣町では、川俣町が主催で風力発電の説明会をもうやっております。その造る場所は仮称飯館風力発電ということで、すごい大型のものを進めていますけれども、飯館は区長会と区長代表と村の何人かは知らないけれども、村民は何も分からないままそういう実態になっているんですけれども、風車から発生する低周波や人体に及ぼす影響だって全くないという話ではないんです。村長は全くないものだとしてこれ大いに賛成して進めているものかどうかは分かりませんが、固定資産と法人税入るからという話なんですか。基本的な考えを、その点で聞いておきます。

村長（杉岡 誠君） 風力発電等々が、高压電線等々が人体に影響があるかどうかというようなお話ではありますが、今おただしの例えば川俣町で説明会があったり、これまでもあった部分については、その辺は全部環境影響評価という法定のセンサスの中で、事業者の責任の中でそれは評価をしなければならないというふうになっていますので、先般川俣で説明会があった部分は別に村として今強力に進めている事業ではなくて、村はニュートラルな立場で環境影響評価をしたいという事業者に対して、まずは、では行政区長会なりの代表に説明をしてください、地元での説明をしてください、近隣市町村にも説明をしてくだ

さい、そういうところの合意形成をして環境影響評価という評価もしてくださいというようなお話をさせていただいています。事業者からすれば、実は環境影響評価は地元のあらかじめの合意がなくても着手することはできるんだと思いますけれども、そうではなくて最初の段階から、計画がある段階から地元の方々にお話をきちっとして、その上で評価なり、そういう調査なりをしてくださいということで、二、三年かかると聞いておりますので、今今すぐの話ではないだろうなというふうに思っております。

ですので再度になりますけれども、人体への影響があるかどうかについてはその環境影響評価のその評価をもって待ちたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 事業者が環境調査を依頼する会社もあるんですけども、それは日本全国の風力発電の大体7割を受注して、大丈夫、大丈夫という資料作りをしているみたいですが、実際日本全体を見たときに、風力発電だって経営的にもそう簡単なものではないんですよ。だから、せっかく造ったのに止まっている風力発電もかなりあるし、先ほどのバイオマスみたいに補助金返還まではまだなっていないようですけれども、全体の世界的な流れから見たときにどうなのかという部分を十分に調査されて、将来末代にわたって村が補助金返還とかにならないような、事業停止になるようなことにならないようにきちんとしておきたいというふうに思うし、被害については今は花塚山に立っている問題で、川俣の町民といろんな話合いをしているようですけれども、被害はいろんな学者がいてね、進めたい側の学者は人体には影響及ぼさないと言うし、きちんと医者や学者の立場で人体には心血症、血圧、心拍数など、いろんな倦怠感や睡眠障害、鼓膜の圧迫感や振動感などきちんとあるというふうに医学的にもなっているわけです。どちらを信じるかみたいなところがありますけれども、現実には川俣の人と今飯舘村が会社に出資しているものですから、飯舘村も入っているんですけども、実際あるわけです。そういうことで計画がストップになったところも全国的にもあるし、いざやってみたら途中で成り立たなくなって停止しているところもあるし、その辺の実態はどういうふうに捉えておられるのか、参考までに聞いておきます。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 全国の実態をどう捉えているかということなので、その辺は担当のほうで今月も研修に行ったりとか、様々なことをしておりますので、情報収集には努めさせていただいているというところであります。全国一律でということではありませんので、村は村なりの美しい村づくり推進条例がありますから、そういう審議も含めてしっかりと網かけといいますか、村民の意向なりか反映できるようにしていきたいというふうに思いますし、それは事業をやるということで話が来た場合ですけれどもね。ですし、村としては住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーを進めることでありますから、住民福祉の向上に資することがないという住民の方々の考えや対応があるということになれば、これは進めるものではないというふうに考えますから、その辺をしっかりとメリット、デメリットということもあるでしょうけれども、メリットの部分、しっかりと村民として享受できるメリットの部分を実業者には整理をしていただくということが、環境影響評価のその後にな

って、やはりそれと並行して出てくるのではないかなというふうに思っているところであり
ます。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 2－3に移りますけれども、森林再生の施策・計画ですけれども、これ
検討報告書がちょっと見つからなくて見なかったんですけれども、どんどん間伐、全間伐
するかどうか分かりませんが、計画的にどういう切り方をしていくのか分かりませ
んけれども、それと相まってこの植林計画やら山は山としての価値を再生させていくもの
というのは、どういうふうに重要視された計画書というか、持っているのか伺っておきま
す。

産業振興課長（三瓶 真君） 今ほどの、どう山の機能再生をさせていくかというところを含
んでいるのかというご質問でありますけれども、この事業の中の重点施策の一番目に、そ
の原発事故からの森林、林業の再生に向けた施策の推進というふうにしております。これ
具体的には今進めておりますふくしま森林再生事業であるとか広葉樹林再生事業、またあ
いの沢、野手上山などを実施した里山再生事業がこれに入っております。この事業の中で、
その間伐の割合につきましては、そうした災害、あるいは里山の機能を損なうような率に
ならないように定められているところでもありますし、さらには広葉樹林再生事業等です
と萌芽処理といいまして、切った後のその木の芽ですね、次のその木を育てるであるとか、
そうしたものが事業の中に含まれておりますので、そうしたものに照らしながら適正に対
応していくことで、そうした災害や里山の機能が損なわれず、里山の再生が進むものとい
うふうに考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次の質問に移りますけれども、これまでの放射線物質の汚染土の実態で
すけれども、説明いただきましたけれども、今後の具体的5か年計画というのは、環境省
から村に示されているのかどうか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 今後の計画であります。まず仮仮置場の返地につきましては、
令和10年度まで面積も含めた形、あるいは場所も含めた形で村のほうに情報が来ておりま
す。ただ、輸送計画につきましては、今のところ来年度までの見通しということだけでい
ておりますので、それ以降のその詳細な輸送計画につきましては今のところ把握をして
おりません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 来年の部分しか計画は環境省から示されていない、示されていないから、
村民の方に来年のものしか言えないということではないんですよ。計画として5か年と言
ったら、村民に来年はこういう計画、再来年はこのぐらいついて、なるべく早く先の見通し
を示すのが役場の仕事ではないんですか。何で環境省に言えないんですか。環境省が5か
年計画があると言うんだったら、5か年計画をきちんと示してもらえばいいんじゃないで
すか。

だって、海洋放出のことなんかね、幾ら漁民や福島県民や我々が反対しても、やろうや
ろうやろうっていう、もう海に放射性物質の汚染水を流そうしかないんですよ。そして、

こんな汚染土だって東京に運んでも駄目、所沢に運んで行っても反対運動が起きて、持ってきてもらって困るって、汚染土だって言われているんですよ。そういう実態の中で、何で私たち被害地の飯舘村に対して、5か年計画がありながら来年の部分しかよこさないって、どういうことですか。何か飯舘の村民は1年ごとの物事しか見ることないんですよということを言われて、怒りに思わないんですか。お答え願います。

産業振興課長（三瓶 真君） 私のちょっと説明の仕方が言葉足らずだったかもしれませんので、改めて申し上げます。

答弁の中では、5か年間で返地、5か年間の計画という部分につきましては、仮仮置場のその返地についてお答えをしたかと思えます。これにつきましては先ほどお答えしましたように、令和10年度までどういった計画で返地をしていくかという部分について記載があるところがございます。

一方で、保管されているその除去土壌につきましては、あと20万袋ほど残っておりますが、計画によりますと令和5年と令和6年度の2か年でこれを搬出するということになっておりますので、その部分についてはこちらのほうに説明があったところでありますので、搬出につきましては2か年という予定の中でおおむね終了するという中の計画でありますので、5か年分までではないという意味で答弁を申し上げました。失礼いたしました。

8番（佐藤八郎君） 3-2の海洋放出・風評被害に対する村長の姿勢であります。一貫して報道各社にコメントはしていると申しますが、村長、例えばセシウム137にしろ、その他の物質にしろ、消えてなくなるものもありますからですけれども、30年、100年も物質のまま存在するものが太平洋に流された場合、太平洋に何年で戻ってくるというふうに思いますか。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 今のお答えに直接的にお答えできるだけの知識はちょっと私にはありませんので、海流とかいろんな部分、あるいは流体力学上の問題もあるでしょうから、何年で戻ってくるかというのはその放出の量によっても違うでしょうし、検出の仕方によっても違う。あるいは、海洋においてはその温度差で水深が深いところにある、摂氏4度ですか、4度が一番密度が重いと思えますから、そういう状態で海洋の中の水というのは随分違う状況がありますから、表面だけではないということは分かりますが、おただしの部分について直接お答えできるものはないということであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 村長言うとおりの、何年って決まっていらないんですね。3年で戻るという方もいますし、5年、6年かかるんじゃないかという、いろんな気象学や海の研究者や、全体を見るとそういう結果になります。

いずれにしろ、薄めて毒水を海に放出したら、薄めようが何しようが放射線汚染水がそもそも毒水ですからね。ですから、そのことを私らはやっと12年過ぎて、何とか復興、再生しようと努力しているさなかに、また太平洋に平気で流して、なぜ流すかといったら、誰も流してくれって言っていないですよ。漁民はもちろん、私たち県民も。安くて早く処理するために流すんですよ、それだけでしょ。何の利便性もないですよ。置き場所がな

いというのもうそだし、違う方法がないというのもうそだし、現実にそういうことを私は思うので、村長がなぜ海洋放出することには異議を申し上げないのか、不思議で新聞をずっと見ていましたので、質問を今日したわけであります。

これ、昨年5月24日に福島県町村会定期総会で特別決議されていますけれども、その中についても、理解醸成、風評抑制対策を確実に講じることを決議されているんですけども、確実に何も見えないし、漁民との約束では漁民の同意ない限りは流さないと云った政府の約束があるわけですよ。だったら何で、村長はこの町村会の一員でしょう。この決議した分については、この決議には異議を申し上げるんですか。

村長（杉岡 誠君） 福島県町村会として決議したものについては、私は賛成をしておりますので、その点ははっきりさせていただきたいと思えます。

ちなみにその理解醸成等々、そういったことはまさしく東京電力、あるいは政府の責任の下しっかりやっていたらなければならないことですので、様々な議論があることは報道等でも知っておりますが、その一つ一つにしっかり丁寧に対応するのが政府なり東京電力なりの対応責任だろうというふうに思っています。

それから、地元関係者の方々の声に耳を傾けるようにというふうなことで私申し上げますが、こういうことを言っている市町村なかなかないのではないかなというふうに、漁港を持っている市町村さんはおっしゃっておりますけれども、飯館村のように少し離れている市町村でもこういうことを言っているのは村の特徴だと思っております。地元の方々が一番実は苦しみを持っていますし、いろんなことがあると思えますから、そういう方々に一人一人に寄り添ってという部分をしっかりと私としては主張しているつもりであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 4-1に開かれた透明性のある行政ということで、たまたまこういう「自治体の自立と社会教育」という中で、これ飯館村の職員の方も含めて、住民と協働で進める地域自治体づくりというのがあって、それをずっと読んでいたら、素晴らしいことなんですね。これ事故前に出された本ですので、この中に登場している職員、もう退職された方もいたりしますけれども、いずれにしろ村民主人公の、村民と協働の村づくりというのが基本だという意味では、私はほら具体的にどんなことをすればということで今回質問をいたしましたけれども、やっぱりきちんと班分けでも何でもいいですから、いろんな場所に出向いて直接聞く機会、村長だけの話ではなくて、課長と係でも何でも班編成をしながらあちこちに出向いて、やっぱり一緒に村を興すんだということで福島のどこ方面、どこ方面みたいな部分で、もっと身近なものにしたほうが私はやっぱりこういう先人のこういう文章というか、執行報があるわけですから、生かしたほうがよいというふうに思っています。

今、毎日テレビ、新聞を見ればマイナンバーのお話。これね、私もことごとく怒っていますけれどもね、村民をマイナンバーカードにひもづけするような内容なり、個人情報を政府企業にハックされるような状況なり、これマイナンバーの情報は必ず漏れるんだよね。漏れるから世界各国ではもう、ドイツではもう廃案にしているし、ハンガリーでは裁判で

違憲判決になったものなんですよ。フランスではナチスの占領下で番号制度をやろうとしたんだけど抵抗があって、結局は導入されなかったんです。イタリアでは制度そのものがないんです。イギリスでは始めたけれども、4年半で停止に陥ったんです。オーストラリアでも、猛反発で廃案になったんです。日本は今既に進められておりますけれども、マイナポイントまでつけていろいろやっていますけれども、これカードを作成したらマイナポイントを使ってからの返還をして、口座番号は変えたほうがよいという運動まで起きているんです。なぜかという、必ずもう500万件も流れているのではないかと今言われているんです。そうでなくても、税務署の名簿が自治体から漏れたりとかいろんな例もありますけれども、それはマイナではないですけども、結局流れるんです。

それを進めた村として、この被害に遭った村民がいたときにどういうふうに対応するのか。行政として、行政マンとして、村に損害を与えたときには、どんな対応なり責任の取り方があるのか。国の大臣は何かやらせた事業者のせいにして、自治体のやり方が悪かったみたいな話を答弁していますけれども、村はどんな姿勢でしょうか。

村長（杉岡 誠君） まずもって村としては、そういったヒューマンエラーが起きないこと、起きないようにすることがまず第一の責任だというふうに思っておりますので、例えばその誰かから預かった情報を時間を置いて入力するとかそういうことではなくて、ご答弁申し上げておりますけれども、直接申請者の方と一緒にレクチャーをしながら、確認をしていただきながらということもしておりますので、今回ちょっと言っていないかもしれませんが、そういう形を取っております。何重にも多重にもチェックをしながらやらせていただくという部分が1点あるのと、マイナンバーについてはマイナポータルというポータルサイトが全て国民一人一人にあるということですから、自分のマイナンバーが誰によって使われたのか、閲覧されたのかという情報が履歴として残っていると私は聞いておりますから、そういった形で国民自らがチェックする機能もあるというところをうまく使わなければならないのがこのデジタル社会、IT社会なのかなというふうに思っております。

その中で行政としてはそういう使い方もある、見方もあるということも周知することの一つの責務だと思いますので、何重にも被害が生じないように、村の入り口の部分ですね、申請とか届出の部分についてはそういうことがないようにしていくのが、村としての責務だというふうに考えております。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。（「被害者を出さないことを一からやってください、以上で終わります」の声あり）

続いて、4番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） こんにちは。4番 飯畑秀夫です。

まず初めに、杉岡 誠村長のご尊父様のご逝去にここに接し、謹んでお悔やみ申し上げます。また、飯館村発展のために尽力なされた住民の方々のご逝去に対しましても、改めて哀悼の誠を捧げます。

コロナ感染拡大から3年が過ぎました。村民の皆様方にはいろいろと制限され、生活す

る上で大変な3年間だったと推測いたします。原発事故から12年が過ぎ、13年目に入りました。帰宅困難区域長泥地区の復興拠点の解除が5月1日になされました。やっと村長が言うとおりに、スタートラインに立てたのかなと思っております。復興にはまだ道半ば、時間が必要であります。そのためには、杉岡村長、高橋副村長をはじめ、役場職員のここにいらっしゃる幹部の皆様、役場職員、関係機関の皆様、そして何より村民の力が必要だと考えております。飯舘村が未来永劫継続するためにも、これからも話し合い、議論しながら良い方向に進めていきたいと考えております。

それでは、質問に入ります。私からは4項目、10点について一般質問いたします。

1-1として、前年度は全国で戦後最大の出生数の減少、また、死亡数が増加いたしました。当村を将来にわたり存続させるためには、人口問題は重要課題で、そのためには当村における人口動態をしっかりと把握し、現状と課題を見つけ議論しなければならないと考えております。そのことから、当村における過去10年間の人口動態をお示してください。

1-2としまして、今後、将来20年間における本村の人口動態の推測をお示してください。

1-3としまして、2021年春頃から今現在に至るまで、世界的に超過死亡者数が増しております。我が国においても、2022年の死亡者数は158万人と戦後最大で、2021年における145万人に対し、約13万人増加しております。2021年及び2022年にはコロナパンデミックと言われておりましたが、2021年におけるコロナ死亡者数は約1万5,000人に対し、2022年は約4万人となっております。コロナ死亡については、例えば交通事故や他の病気で亡くなったとしても、死亡後のPCR検査で陽性になればコロナの死亡とカウントされることになっており、コロナ関連死の実情は不明とされております。このデータからも分かるように、少子高齢化と言われる我が国においても、死亡者数が例年緩やかに上がってきたのは理解できますが、この数年、全国的に増加したのはなぜなのかと危惧しておるところであります。当村の住民からも、近年葬式が多いんじゃないか、原因は何かと聞かれたときがありました。

そこで、質問いたします。

当村における過去10年間における死亡者数を前年度比で示してください。また、今後の少子高齢に関する施策について、どのように考えているのかお伺いいたします。

2-1としまして、令和5年3月10日付で厚生労働省から全国の自治体へ「新型コロナウイルスワクチン接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について（再通知）」の事務連絡を出しました。事務連絡を受け、当村における現状及び対応をお伺いいたします。

2-2としまして、今年3月からマスク着用について任意となりました。この3年間マスクを継続したことにより、自由後も周りがつけているから外しづらいとかの声が聞かれました。また、みんながつけているから何となくつけているけれども、本当にマスクの効果があるのと疑問の声もありました。

そのことを受けて、質問いたします。マスクの任意化に伴い、希望の里学園における生徒並びに保護者への通知及び対応について、お伺いいたします。

2-3としまして、コロナが2類から5類移行後における当村の感染症対策及び今後の

方向性について、お伺いいたします。

3-1 としまして、令和6年度秋からマイナンバーカードが保険証の代わりとして使用することになりました。当村におけるマイナンバーカードの普及率をお示しください。

3-2 としまして、マイナンバーカード取得に係る住民への周知方法についてお伺いいたします。

3-3 としまして、高齢者から、マイナンバーカードを取得したがマイナポイントをもらうには複雑だとの声がありました。マイナポイント希望者及び申請者に対する対応、サポート体制についてお伺いいたします。

最後に4番目としまして、内閣府は2050年度までにムーンショット計画目標を9つ掲げております。このことについて公の場でどのように遂行するかは示しておりませんが、数年前から多額の予算をかけて進捗しているようです。

具体的にムーンショットとは何かと申しますと、人とロボット、人工知能AIの融合です。具体的、現実的に申しますと、人の意識が遠隔操作でロボットを操作できるようにということです。例えば、そのことにより人が近づけない危険な場所へ、作業もロボットで作業が可能になります。また、介護の分野においてもロボットAIを使い、自ら介護できるようになります。何だか本当に夢というか映画のような世界ですが、内閣府は2030年までに、1つのタスクで10体のアバターをつくる基盤を構築すると内閣府のホームページに記載されておりました。我が国においても、ロボット試作会が行われております。

そこで上記のことを踏まえて、当村が取り組むべき将来のビジョンについてお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたします。

村長(杉岡 誠君) 4番 飯畑秀夫議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1の少子高齢対策について、1-1から1-3まで関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、1点目の過去10年間の人口動態であります。本村の平成25年4月当初の住基人口は6,341人、令和4年度末の住基人口は4,767人であり、過去10年間に於いて1,574人の減少となっております。

次に、2点目の今後20年間に於ける人口動態の推移であります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和13年までの推計ではあります。社会増減により3,913人となり、令和4年度末の住基人口と比較しますと、854人の減少となる見込みです。

次に、3点目の過去10年間に於ける死亡者数であります。住基人口に於ける過去の死亡者数は、年平均で約88人であり、10年間で886人となっております。

また、今後の少子高齢に関する施策ですが、まず、少子化対策としては、今年度より子育て応援事業として赤ちゃん誕生祝い金事業や、小学校、中学校、高等学校の入学等準備費用の助成としての子育て応援支援金、不妊治療を受ける夫婦に対する不妊治療費助成事業を制度化したほか、国庫事業による出産・子育て支援事業を行っており、さらに村内に居住し、村内の企業に勤務する方に対する村の奨学金の返還免除や奨学金返還支援事業補助金制度を整備いたしました。今後も、国・県の事業制度も踏まえた対策を進めてまいり

ます。

また、高齢化対策としましては、パークゴルフによる健康づくりの推進や、一人一趣味の推進事業、までいな健康づくり、までいな健康運動塾などにより、生きがいと健康維持増進により、元気に長生きできるための施策を講じております。また、本田先生による訪問診療や民間事業者による訪問看護、訪問介護サービス体制を構築しているほか、移動スーパーや宅配サービスなどの訪問型買物支援策など、村内での安心した生活環境づくりにも努めてきたところであります。

今後も、各種事業、施策を講じてまいります。

次に、ご質問2の新型コロナウイルスに関することについての1点目、令和5年3月10日付、厚生労働省通知を受けての現状と対応についてお答えいたします。

村では、村内で接種を希望する方にいちばん館において新型コロナワクチンの集団接種を行ってきました。これまで接種に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引等に基づき、接種前に問診を十分行うとともに、接種後一定期間、被接種者の状況を観察しており、約5,500人の接種を実施しましたが、アナフィラキシー等の重篤な副反応の症状はありませんでした。

今後の対応につきましても、副反応を疑う症状が生じた場合に適切に対応するための体制整備等を行いながら、予防接種法に基づく報告や通知等を遵守して対応してまいります。

次に、ご質問2-2、マスクの任意化に伴い、希望の里学園における生徒並びに保護者への周知及び対応についてお答えいたします。

マスク着用を求めないことについては、文部科学省より3月に通知がなされ、いたて希望の里学園でも同月に保護者に通知しております。

新学期においても、引き続きマスクの着用を求めないことや基本的な感染症対策の継続などについて、4月5日にいたて希望の里学園から保護者宛てに一斉に配信通知されております。

次に、ご質問2-3、5類感染症移行後における感染症対策及び今後の方向性についてお答えいたします。

新型コロナウイルスは感染症法上、令和5年5月8日に5類感染症に移行しました。しかし、感染がなくなったわけではありませんので、場面に応じたマスクの着用、換気、密集・密接・密閉の回避、症状がある場合は外出を避けるなどの基本的感染対策の有効性を周知してまいります。

次に、ご質問の3、マイナンバーカード及びマイナポイントに関することについては、3点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの普及状況であります。5月31日現在、本村の申請率は約8割となっております。

また、マイナンバーカードの取得に係る住民への周知は、広報、お知らせ版への掲載のほか、職員が直接住民のところに出向いて申請する出張申請、社会福祉協議会と連携した取得促進活動や避難先でのカード取得に係る説明会の実施、コロナワクチン接種会場での取得促進のPRなど幅広く実施しております。

また、申請者へのサポートは、マイナポイントの希望者に対して、職員が端末を操作し、村民の方と一緒に画面を確認しながら手続を行っているほか、高齢者等が申請する際には、必要に応じて職員が顔写真の撮影をしたり、丁寧に本人の意思を確認しながら申請書への記入や端末への入力等のサポートをしております。マイナンバーカードの取得については、今後も申請者に寄り添ったサポートに努めてまいります。

次に、ご質問4のムーンショット計画についてお答えいたします。

内閣府が取り組むムーンショット計画は、現在の少子高齢化社会を切り開き、誰もが夢を追求できる社会や、高齢になっても健康の不安がなく、人生を楽しめる社会の実現、全ての人の幸福の実現を目指した壮大な計画であります。

本計画では、2050年までに実現する目標として、9つの目標が掲げられており、科学技術を開発、駆使し、ネットワークの活用による空間と時間の制約を超えた新しい産業や、人間の能力拡張技術、AI技術を活用した様々なサービスの創出などが目標とされております。

村としましては、このムーンショット計画において現時点で直接関わることや、本村における各種事業等への影響はないものと思慮するところでありますが、本計画には社会構造を変革する目標も設定されていることから、今後注視してまいります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 何点か、再質問させていただきます。

10年間の人口動態という形でお聞きして、人口は過去10年間で1,574人減少している。今、全国的には問題になっております人口を、将来減っている中で20年後の人口動態をお聞きしましたが、令和13年まで3,913人と予定されていますけれども、今原発事故で避難しております。その中でも居住、これ居住人口の場合はもっと減るのかなと思うんですけれども、その場合の予測を立てているのかお伺いいたします。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 居住人口の推移ということではありますが、今、手元には数字を用意してございませんが、今ほど第6次総合振興計画の見直しをしているところであります。その中で、人口推移について記載をしていきたいというようなことで進めているところであります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） これ人口が減っているわけですがけれども、人口増加計画みたいなものを検討しているのか、お伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 村の一番大きな課題は様々あるんですけれども、やはり人口の減少という部分が大きいのと思っています。高齢化ということが一概に課題ということでは私はないと思っていますので、今まで村を築いてきた方々が高齢になっても元気で暮らせる村であり続けるために、人口減少、例えば働き世代、子供、子育て世代が減っているところをいかに増やしていくかということが大事だというふうに思っています。そのために、私の政策の中でも「生きがいとなりわいの力強い再生と発展」というのを第1番目に挙げて、特になりわい対策をですね、今やっている企業誘致、あるいは自分で起業する、村の中で働こ

うとする、そういう方々への支援というものを実はこの2年ほどやってきて、今年度は特にさらにプラスして、子育て支援ということで子育て応援支援などということもしているところでもあります。

移住施策という部分もありますけれども、先ほど前段のご質問の中にもありましたが、村民の方々がやはりもう一度村に住んで、村で働きたい、村で自分たちの人生を過ごしたい、そう思っただけのような村にしていくことが何より大事でありますので、それが待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさtoを目指していくと申し上げていますが、それはまさしくそのための目標だということで、様々な施策を進めさせていただいているところでもあります。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） なかなか本当に人口問題に対しては本当に難しい問題で、私たち議員も女川町、また東京都の奥多摩町を行政視察等しまして、どこの町も人口が減って、子供が少ない、高齢者が多い、その中でどうしようとやっている中で、本当にほかの市町村と何か違うことをしなければならぬのかなと思っているところでもあります。まさに村長が今進めている子育て支援、先ほど回答をもらっていますけれども、子供にはもう入学金とか、いろんな結婚、妊娠に関してもありますけれども、このほかにももっとやらなければならないことがあるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして1-3としまして、10年間における死亡者数を前年度比で示してくださいと申し上げたんですけれども、ちょっと数字ではいただいているんですが、住民の方からは毎年ちょっと増えているんじゃないかという声があったので、分かる範囲でいいですけれども、ここ数年はこの死亡者数がちょっと増えているのかどうか、お聞きいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 毎年の具体的な数字というようなことの再質問であります。

この10年間ということでもありますので、10年間の数字を述べたいと思いますが、平成25年度は79名、平成26年で81名、平成27年が85名、平成28年が89名、平成29年が109名、平成30年が95名、令和元年度が87名、令和2年度が75名、令和3年度が99名、令和4年度が87名ということで、それぞれの年によってばらつきがありますが、ほぼ平均してというのは最初の答弁でさせていただきましたけれども、平均で88人という数字になっているところでございます。

以上でございます。

4番（飯畑秀夫君） 毎年平均すると九十何人亡くなっているということなんですけれども、そのままいけばやっぱり将来、先ほど最初に申したとおり人口動態、将来的にそのままやっぱり進んでいけば、だんだんにはもう人口、本当に村に住んでいる人が少なくなっていく。本当にこれは大事な、本当に大切な大事な問題だと思っております。

亡くなっている中で、もしよければですけれども死因、よくがんとか心疾患病とかいろいろありますけれども、この内容、老衰とか、その分かる範囲で上位のものを教えてもらえればと思うんですが。

健康福祉課長（石井秀徳君） 飯舘村における死亡のその死因、状況でありますけれども、県の統計によりまして公表されているものがございますので、ちょっと報告させていただきます。

ます。最新でも令和2年ということではありますが、平成30年から令和2年度までの部分をちょっと申し上げますと、死亡数一番多いのが悪性新生物、いわゆるがんが第1位ということになっております。続きまして、心疾患ですね。心筋梗塞、心不全、こういったものが第2位。第3位の血管疾患、いわゆる脳卒中。こういったものが、今の飯舘村における死因の上位3つということになっているようであります。

4番（飯畑秀夫君） 続きまして、2-1、厚生労働省の再通知についての再質問をいたします。

コロナワクチン接種後の経過後のアンケート等ですか、その後の経過、アンケート等を実施しているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村では、集団接種会場におきまして医師も当然配置されておりますし、緊急事態が発生しましたら、薬品等も含めて準備をしているところであります。

なお、あと緊急時の搬送先についても福島市の医療機関等との連携がありますので、そんなことで今のところ考えているところでありますが、ただ村としては、その経過観察もしっかりやりながら実施しているような状況でございます。

4番（飯畑秀夫君） 最初の答弁で、副反応とかアナフィラキシーはないという感じだったんですが、副反応ではなく有害事象報告は受けているかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 現在のところ、報告を受けていません。

4番（飯畑秀夫君） 今聞いたので、私も村民から言われて、いろいろネットとか、いろいろ新聞等見て、全国的に予防接種して皮膚とか帯状疱疹とかになった例があると聞いたので、もし村であるか、ないかという形で今確認しただけなので、ありがとうございました。

今回やっぱり厚生労働省で周知しろということなので、もし被害に遭われた方に対して例がありましたので、もし何かあった場合、遺族へ、予防接種法に基づき、1人4,420万円の慰謝料と、葬祭料として21万2,000円が支払われたと書かれておりました。支払われています。このことも、いろいろこういう細かい内容のものも一応受けるときに、細かいところを周知されているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 接種後の副反応のあった際の部分については、問診の際に聞き取りだったり、報告をしているというふうなことでもございますけれども、その賠償とか、そういった部分の細かい、そういったところまでの部分については説明していません。

4番（飯畑秀夫君） コロナワクチン6回目接種、今やっているところだと思いますが、これは接種が無料なのか、いつまで実施する予定なのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） このワクチン接種につきましては、今年度につきましては国の施策の中で無料で実施できることになっております。

ただ、その後の部分については、まだ国のほうの方針として出されておられませんので何とも言えませんが、今年度につきましては無料で実施できることになっております。

4番（飯畑秀夫君） これからも村民の命というか、守るためのこの予防接種必要、ある程度またリスクもあるのかなとちょっと分からないですが、そういうところもありますので、丁寧に説明していただきながら進めていただきたいと思います。

続きまして、2-3、マスクの任意化に伴いまして再質問させていただきます。

令和5年度いいたてっ子運動会が先日5月21日に開催され、私たち議員も見学し、本当に感動いたしました。「つかみ取れ、チームの価値を全力で」をスローガンに、までの里こども園、いいたて希望の里学園の子供たちが一生懸命頑張っていました。100メートル走では転んでも起き上がったり、靴が抜けても最後まで一生懸命走っている姿を見て、感動いたしました。そのときは、マスクに関してなんですが、マスクをやっぱりしないで、子供の顔、笑顔を見ながらやっぱりできる、それは本当にすばらしいことだなと思って見ておりました。

そこで、お伺いいたします。先生のマスク着用も任意でやっているのか、お伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） 教員のマスク着用についてですが、5月7日までは教職員はマスクを着用するという通知で保護者のほうに周知しております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 今、話しながら私もマスクをしているところなんですが、今回の議会はマスク着用ということで、本議会も9月からはマスク任意か、なくす方向にいくのかなど思っております。

マスクに対して、先生が外さないから生徒も外さない、行政が外さないから住民も外さないという声が聞こえますが、その辺についてはどうでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 教員がマスクをしているというのはまた特別な理由がありまして、当然対面で多くの子供たちと接するわけですので、感染を防ぐということが一番だと思います。教員が外さないから子供たちがということについては、想像でしか分かりませんが、そういうことはないのかなと思いますが、ここではっきりは申し上げられません。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） さすがにマスクに関しましてはね、いろんな場所によって必要なものだと思いますけれども、なるべく私個人としましては、なくてやっぱり口元が見えてね、話ができればいいのかなど思っておったので、住民からも言われたので質問いたしました。

続きまして、マイナンバーカードについてお聞きします。マイナンバーカード、いろいろ国で言われておりますけれども、問題とか、マイナンバーカード、保険証に来年秋からなる。診療所、いいたてクリニックではいつから使用できるようになるのか、お伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） クリニックでは、もう既にマイナンバーカードのいわゆる保険証としての使い方が可能になっております。

4番（飯畑秀夫君） 失礼いたしました。

マイナンバーカードでコンビニ等で住民票、印鑑証明などの公的書類を取れると思うんですが、飯舘村では前回やる予定はないと聞いた記憶があるんですが、今後やる予定があるのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） マイナンバーカードを活用しましての住民票あるいは印鑑証明等の発行であります。今現在、前向きに検討中でございます。どうしてもシステムの導入です。自治体の負担という、それがありますので、その部分について、ほかの大きな市町

村のように、いわゆるフルで、いわゆる税証明から全て戸籍まで全部取れるというような、そういう状況はなかなか厳しいかもしれませんが、まずは住民票、それから印鑑証明等については早期にできるように努力してまいります。

4番（飯畑秀夫君） なかなか費用もかかるということですがけれども、飯舘村から近くの村に聞いたところ、今実施しているところ、やっぱり最初に多額のお金がかかる。でも、後から地方交付税として戻ってくるみたいな感じでお聞きしていました。また、年間百数十万円の費用がかかるとも言うておりました。その費用に対して費用対効果と申しますか、村民にとって利便性を図れるように、国の支援とかを今後考えてもらいたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 昼食のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時56分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

4番（飯畑秀夫君） 続いて、まだマイナンバーカード、マイナポイントに関することについて再質問をいたします。

国で進めているマイナンバーカード、マイナポイント、とても何か複雑な制度で、高齢者、また初めてのキャッシュレス決済やっていない方にとりましては、とてもちょっと複雑なことになっておりまして、受取方に関しましても、2万円チャージしなければ5,000円のポイントがもらえない。また、公的年金とか口座、年金をもらっている口座でないと駄目なのかとかいう、そういう不安を抱えていて作っていないという人もおります。また、キャッシュレス、作った後のこのポイントをもらうために、先ほど言ったとおりチャージしなければもらえない。でも、7,500ポイントを作ったとき、いろんなチャージしなくてももらえるポイントがありますので、そのポイントの周知方法。せっかく作ってポイントももらえるのに、もらえるのに分からなくてやらない人、また作ってもキャッシュレス決済、実際分からない人に対して、どのように説明しているかお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） ただいまのマイナンバーカードのご質問ですがけれども、マイナンバーカードのマイナポイントについては、2月までに申請を終えた方が今年の9月末までポイントを申し込むことができる制度となっております。マイナンバーカード取得で最大5,000円分、保険証の利用登録でプラス7,500円分、公金口座の登録でプラス7,500円分、合計最大2万円がもらえる制度となっております。マイナポイントにつきましては、制度のほうで複雑でございますので、役場の窓口で手続されるのが一番よろしいかと思います。自分でパソコンや携帯電話などでポイントの登録をしたけれども、なかなかポイントが入らないなどというお問合せのほうも来ておりますので、複雑な制度でございますので、役場の窓口で手続をするように村民の皆さんのほうへは周知をしております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 役場のほうでは窓口でいろいろ丁寧な説明をして、また今のポイントももらう、複雑なものがあります。また期限がまだ9月までありますので、まだカードを作

ってポイント等申請しない方が分かれば、教えてもらいたい方がいれば、今言ったとおり周知してもらって、せっかくこの制度をポイント活用できますので、村民への周知のほうをお願いいたします。

最後に4番、内閣府が推進するムーンショット計画について再質問をいたします。

ちょっとその辺なかなか複雑なもので、私も住民から20年後、飯舘村のビジョン、将来どう考えてるんだということを問われたときに、いろいろいろいろなもので調べている中で、内閣府のムーンショット計画を知りました。少子高齢化の本村に取り入れる何かがあると思って調べてみたんですけど、内閣府のこのホームページを見ると、本当に複雑というか、目標が9つ掲げられています。

大きなものとして、1番目としまして、身体、脳、空間、時間の制約から解放される。目標2としまして、疾患、超早期予測、予防ですね、健康のために。また、目標3として、自ら学習・行動し人と共生するAIロボット。目標4は、地球環境。目標5が大事なかなと思うんですが、食と農とあります。あと、目標6はコンピューター関係。そして、目標7が健康不安なく100歳までという、内閣府でもこう目標を立てていますので、本村に関係するのかなと思っております。目標8が気象条件の制御で、いろいろ台風が来たら飛行機で行って台風をなくしちゃうとか、将来そんなときが来るのかなと思います。最後、目標9として、やっぱり最初にムーンショットの全ての目標は人々の幸福の実現のためという目標がありますとおり、心の安らぎや活力の増大とあります。

その中で、これに加えて将来どう考えているんだということで、今回ちょっとこれお聞きしたんですけども、これから少子高齢化になる。やっぱり取り入れるものがこの中に何かあると思うので、自分もちょっと勉強不足で申し訳ありませんけれども、いろいろ国がこう進めるのであれば、この中でやっぱり人が少ない、少子高齢化になっていく中で、例えば主力産業の農業、畜産業及び林業等に力を入れてもらいたいと思うんですが、その力を入れるためにも、村の今後のビジョンをちょっとお伺いいたします。

村長(杉岡 誠君) ビジョンということですから、私のほうから申し上げたいと思いますが、まず20年後という年限を区切ったのビジョンを村が今持ち得ているわけではないということ、まず最初に申し上げたいと思います。

しかし、その中で年限は区切っておりませんが、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を復興のその先の将来像として共有をしながら、村民の方々をはじめとするふるさとの担い手の方々と共に村を築き上げていくと、子々孫々にわたって繁栄するこの村を形作っていくというのが私の政策方針であり、村の政策方針でもあるということでもありますので、総括的にはその中に言葉が入っていることでもあります。

ただ、今おっしゃったような農林畜産業に力を入れてほしいということでもありますから、例えばこのムーンショットの中で言われているAIの活用というのは、かなりの部分が出てくるのかなというふうに思っています。畜産業も海外においては、かなりオートメーション化が相当進んでいる部分がありますので、そういったものがさらにAIというものを使うことによって、より村の環境になじむこともあるだろうというふうに思っております。

ただ一方で、農畜産業、生き物を育て上げるということについては、多分そのAIでは

なかなかなし得ない部分があるだろうと。そこは人の感覚であったり、直観であったり、経験だったりという部分を、どうしてもAIには凌駕できない部分があるだろうというふうに思いますので、むしろそこが村としての魅力、村民の力強さということになるのではないかなと思いますので、片方のほうに寄るということではなくて、技術があるものについては活用させていただきますけれども、村民がもともとこの厳しい環境の中で培ってきた開拓の魂とかいろんな技術、経験というものを次の世代にもしっかりと伝えながら、そういうところを捨てないで、逆に磨き上げるということをやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 私も村長がおっしゃったとおり、そのとおりだと思います。先輩方が築いてきた農業、この土地、せっかく田畑、また林業をやってきた中の土地をどのように活用していくか、大事になってきます。これから飯舘牛、今進めているわけですが、その飯舘牛に関しましてもこの制度に、制度というか、その国の方針からすれば最新型、やっぱり人手不足の中、最新型の牛舎、施設、機械等、自動運転でできるもの、牛舎に関しても自動で牛、餌やり、堆肥、自動で少人数でできるような最新型のものを飯舘村から始めたらいいのかなと思うんですけれども、その辺、農協だけでなくハウスでも今一番進んでいる、最先端のものを取り入れたらいいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 最新なものということ至上主義とするのではなくて、最新のもののの中にある、村として一番その村民にとってメリットがあるものを取り組むということだと思いますので、例えば木質バイオマス発電事業の中に附帯して熱利用という部分をかなり検討、研究、あるいは研修させていただいていますが、そういったものも近隣市町村からすればかなり先駆的な部分であります、全国的には幾つかの事例を研修しながらという部分ですから、一番目ということにはならないだろうというふうに思います。

それから、畜産分野については阿武隈畜産クラスター事業というものを私が担当時代にやっておりますけれども、あれは様々なメーカーが開発した機械を統合型のクラウドの中で情報管理をすることで、何というんですかね、1種のメーカーだけが作った機械を使うのではなくて、いろんな今ある世の中の機械が統合的に使えるというような、そういうことも試して、福島県の事業としてやらせていただいたという経緯もあります。ですから、担当においてもかなり暗中模索をしながら、今村に合うもの、使えるものは何かということをやっていたりしますので、さっきもこのムーンショット計画も議員のほうからおただしがありませんでしたが、様々な情報収集をしながら村にとって必要なもの、村民にとって一番必要なものというものをしっかり選別、選択をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

今日は少子高齢化、人口動態から来て、飯舘村の将来どのようにやっていかなければならないのかを質問し、その中で最後、村民から言われた将来、20年ではなくてムーンショットみたいに50年、20年、30年、50年先でもいいです。それ、杉岡村政になってもう3年、もう少しでたちます。来年また村長選があるわけですが、村民に分かりやすくとい

うのはあれですけれども、いろんな杉岡村政、いろんな目標、いろんなもので今進んでいます。もう一步進んだ何か村民に対しての将来の、村民が帰ってきたい、やってみたいと思うような施策ができればなと私も思っております。また、行政のほうにもお互い知恵を出し合いながら、協議しながらやっていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 議員番号2番 横山秀人、ただいまより令和5年6月定例会一般質問を行います。

インターネットでご覧になっている方から、1項目の説明が長く分かりづらいというご指摘がありましたので、今回は、初めに一般質問6項目の概要と提案内容を簡単に説明した後、1項目ずつ詳しく質問、提案してまいります。

まず1つ目が、電気料高騰に伴う電気料金支援についてであります。飯舘村商工会より飯舘村議会に提出された電気料一部支援について、上昇した電気料に応じた支援策を提案します。

2つ目が、在宅介護を行っている家族への支援等についてです。他市町村で行っている在宅介護家族への慰労手当の創設の検討を提案します。

3つ目が、村内案内看板、注意看板等の清掃及び見直し新設についてです。飯舘村全体の案内板や、走行注意看板等の設置場所等の見直し、新設を提案します。

4つ目が、福島県農業経営・就農支援センターと飯舘村の連携についてであります。飯舘村での新規就農、農業経営改善等の支援体制や支援策が分かりやすく紹介されたパンフレットの作成を提案します。

5つ目がGAP、農業生産工程管理の取組についてであります。飯舘村の農産物のさらなる安全性のPRのため、飯舘村とJA等が指導し、GAP認証に向けての積極的なPRと相談及び導入継続支援を行うことを提案します。

6つ目が、原子力被災自治体における住民意向調査の実施についてであります。令和5年度において住民意向調査を実施しないと村が判断するのであれば、村民個人や会社、団体等を対象とした飯舘村独自の郵送によるアンケートの実施を提案します。

では、1項目ずつ詳しく質問、提案いたします。

まず1点目、電気料高騰に伴う電気料金支援について。電気料金の高騰によって、飯舘村内の多くの商工業及び農家等が深刻な経営状況に陥っています。さらに電気料金の値上げの発表もあり、今後の雇用維持及び事業継続をどのように行っていけばよいのか、経営者は心配事が絶えない状況であります。令和5年5月11日には飯舘村商工会より電気料高騰に伴う電気料金支援についての要望書が、飯舘村長、飯舘村議会議長宛てに届いております。

まず、質問1点目が、実際飯舘村の経営状況がどのような状況なのか。過去3か年の商工業・農家等の決算状況及び課税状況の推移を伺います。

2つ目が、飯舘村民の雇用維持と安全な職場環境を維持するため、さらに地域経済の継

続的な発展のために、商工業及び農家等へ電気料金の一部支援を提案します。

続きまして、2つ目の項目、在宅介護を行っている家族への支援等について質問いたします。在宅介護を行っている家族の方に、介護の状況についてお伺いすると、金銭的、そして精神的負担が大きいということが分かりました。

質問1点目、在宅介護を行っている家族が抱えている悩みや要望等について、全体調査を提案します。

2つ目、他市町村で行っている在宅介護家族への慰労手当の創設の検討を提案します。

3つ目、家族が介護や看病を必要とする状態になった場合に備えた在宅介護の基礎等を学ぶ講座の実施を提案します。

続きまして3項目め、村内案内看板・注意看板等の清掃及び見直し・新設についてであります。

今日ですね、二枚橋、川俣のほうから上がってきますと、今度皆さん注意深く見てほしいんですけども、すぐ目に飛び込むのがバス停そばにある、ある政治団体のもう色が飛んだ看板、その後、飯舘村の石のモニュメントが黒くなって、そして文字が見づらくなっている、村の顔という石のモニュメント、その後また政治団体の看板、その後、獣の飛び出し注意が色が飛んで少し斜めになっていて、その後ずっと行くと、今度は昔の学校の何か花いっぱい運動なのかな、何かあったんでしょう、もう分からない看板。そして、白石のツツジの案内板があるんですけども、もう橋のたもとにあるので、気づいたときにはもう遅いという形の看板。美しい村として全国、そして世界に発信している飯舘村としてはとても悲しい状況なのかなと思っております。

特定復興再生拠点区域の避難指示解除により飯舘村内の道路の通行規制がなくなり、自由に通行できるようになりました。伊丹沢の復興桜、長泥の桜など、観光にて飯舘村を訪れる方が増えると予想されます。また、木質バイオマス発電、堆肥製造施設等の新設により、工事車両運搬車両の通行も増えると予想されます。

質問1点目、飯舘村の入り口にある飯舘村と彫られた石のモニュメント及び村内の案内看板等について、汚れていたり、欠けていたり、傾いているものがあります。清掃時期及び管理方法について、伺います。

2点目、観光やバイオマス発電、堆肥製造施設等の稼働により、村外からの自動車、工事関係車両、運搬車両等が増えることによる交通事故等が懸念されます。飯舘村全体の案内板や走行注意看板等の設置場所の見直し、新設等の検討を提案します。

4項目め、福島県農業経営・就農支援センターと飯舘村の連携について、福島県の農業担い手を広く確保・育成するため、令和5年4月より、福島県、JAグループ福島、福島県農業会議、福島県農業振興公社の職員がワンフロアに常駐する総合相談窓口、福島県農業経営・就農支援センターがスタートしました。

質問1点目、福島県に新たな総合相談窓口ができることによって、飯舘村の農家及び農業法人、そして当村にどのようなメリットがあるのか伺います。

2点目、当センターと飯舘村就農等支援担当課及び飯舘村移住定住担当課等の連携方法と内容、実績について伺います。

3点目、飯舘村の農家及び農業法人だけでなく、飯舘村で農業を行うために移住を検討している方、農業による新規参入を飯舘村内に検討している法人向けに、福島県農業経営・就農支援センターとの連携も踏まえた、飯舘村独自の相談方法の流れや支援事業等を記載したパンフレットの作成及び配布を提案します。

5項目め、GAP、農業生産工程管理の取組についてであります。

福島県では徹底したリスク管理による農産物の安全性を確保する、GAPと呼ばれる農業生産工程管理の導入を推進する様々な事業が行われています。また、スーパーにおいては、GAP認証を受けた農産物の販売コーナーがあり、GAPはより安全な農産物をお届けするためにつくられた生産管理の認証制度です。〇〇スーパーは積極的に認証品の販売を行っていますと、大きなポップを掲示しています。

質問1点目、飯舘村内でGAP認証を受けている農家数と品目について伺います。

2点目、飯舘村の農産物のさらなる安全性のPRとGAP認証を受けるメリットである農業の効率化、職場環境の安全性向上、販路拡大を図るために、飯舘村とJA等が主導し、GAP認証に向けての積極的なPRと相談及び導入・継続支援を行うことを提案します。

最後、6項目め、原子力被災自治体における住民意向調査の実施についてです。

復興庁、福島県、飯舘村が行っていた原子力被災自治体における住民意向調査は、平成29年3月31日の飯舘村大部分の避難指示解除以降、当村では実施しておりません。

この住民意向調査は他市町村では現在も実施しており、調査の目的を読みますと、帰還後の生活環境の整備や改善、帰還に向けた諸施策の適切な実施に向けた取組を検討・実施するための基礎資料として調査しています。調査項目については共通の項目もありますが、市町村独自の調査項目もあります。今、住民にお聞きしたいことを聞くことができる、毎年行われているアンケートです。

福島復興局に確認したところ、アンケート結果は自治体の復興や生活環境整備に向けての基礎資料として利用しているとの回答がありました。国にとっても、とても重要な調査ということが分かります。

質問1点目、令和5年度について復興庁避難者支援班に確認したところ、飯舘村からの申込みがないため、調査を実施する予定はありませんとの回答がありました。国・県・村が主体となって村民の声を聞くことができる住民意向調査を実施しない理由について、伺います。

また、申込み期限は過ぎていますが、早急に実施申込みをすれば、令和5年度に実施できるのか伺います。

2点目、令和5年度において住民意向調査を実施しないのであれば、村民個人や会社、団体等を対象とした飯舘村独自の郵送によるアンケートの実施を提案します。

以上6項目、最初の質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、商工業・農家等の決算状況及び村民税の課税状況についてですが、過去3か年における個人の営業所得及び農業所得の総額は、令和元年分が8億7,995万円、令和2年分が5億5,793万円、令和3年分が5億2,659万円であります。

また、課税額につきましては、法人村民税は令和元年度が8,122万円、令和2年度が3,525万円、令和3年度が3,404万円であり、特別徴収と普通徴収を合わせた個人村民税は令和元年度が2億733万円、令和2年度が2億2,217万円、令和3年度が1億9,038万円となっております。

次に、ご質問1-2、商工業及び農家等への電気料金の一部支援のご提案についてお答えいたします。

まず、商工業への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、物価高騰によりさらなる影響を受けている事業者に対し支援金を交付するため、本定例会に関連予算を計上しております。対象は村内で営業を続ける事業者のほか、震災発生時点において村内に事業所を有していた事業者も対象としたいと考えております。

続いて、農家等への支援であります。当初予算に計上しております未来へつなぐ農業支援事業において、生産資材費や燃料費等についての支援を予定しております。

次に、ご質問の2、在宅介護を行っている家族への支援等については3点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、在宅介護を行っている家族が抱えている悩みや要望等について、村では全体調査を行っているのかについてであります。村では3年に1回、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、随時、その時々に対応した施策や介護保険料の設定を行っております。

また、計画策定に当たっては、65歳以上の高齢者に対して、介護予防・地域ニーズ調査を実施しており、既に介護認定を受けている方については、在宅介護調査にて、介護要支援者本人や介護者に対するアンケートを実施し、福祉や介護の課題等を計画に反映しているところです。

次に、在宅介護家族への慰労手当の創設についてであります。村では家族介護者支援事業として介護者の集いや講習会等を開催し、介護者の心身のリフレッシュや介護の質の向上を図っているところです。

また、飯舘村ねたき高齢者等介護激励金として、要介護認定4または5の認定者が介護サービス等を利用せずに、ご家族等が介護されている場合に支援する激励金制度を設置しているところですが、現在は介護サービスを利用された際の一部負担が免除されていることもあり、近年は申請まで至っていないところでもあります。

次に、在宅介護の基礎等を学ぶ講座の実施についてであります。介護の状況は要介護者本人はもとより、介護される家族や支援の体制等、それぞれ個々に異なるため、あらかじめ備えておくことは難しい部分もあるのではないかと考えております。随時、個々に応じて相談対応を行っておりますので、今後も引き続き、支援者に寄り添ったサポートに努めてまいります。

次に、ご質問3-1、村の入り口にある石のモニュメント及び案内看板等の清掃時期及び管理方法についてお答えいたします。

村内の石のモニュメント等については、昨年度、全ての設置箇所について、巡視による状況確認をしております。おただしのように、汚れたように見えるものや、一部欠けてい

るもの、地盤の緩み等による若干の傾きが見られるものもありましたが、安全管理上においては支障がないとの判断をしてきたところであります。

石のモニュメントにつきましては、今後も引き続き設置状況を確認し、安全管理に努めてまいります。

次に、ご質問3-2、村内案内看板・注意看板等の見直し・新設等の検討等の提案についてお答えいたします。

村は本年3月10日に交通死亡事故ゼロ2,000日を達成し、相双地方振興局から表彰をされました。これは、交通指導隊の皆さんや村民の皆さんの積極的な交通安全運動への取組や意識の高揚により交通事故が抑制されているものであり、今後も交通安全の啓蒙等に努めてまいります。

なお、村では、これまでも関係する工事業者に対し、随時交通安全を徹底するよう指導しておりますが、最も交通量の多い県道については、管理者である県と連携した交通安全対策を図ってまいります。

また、注意看板等についても関係各所と協議しながら、必要な見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問4の福島県農業経営・就農支援センターと飯舘村の連携についての1点目、福島県農業経営・就農支援センターがスタートしたことによる本村のメリットであります。これまでJAや県など各機関がそれぞれの担当分野ごとに相談に応じてきたものを、総合的にワンストップで相談できることにより、相談者の利便性が向上し、幅広い的確な情報提供などの支援がされることで、本村の新規就農者の増加、既存農業者の経営安定と発展に寄与するものと期待しているところであります。

次に、ご質問4-2、福島県農業経営・就農支援センターと飯舘村就農支援担当課と飯舘村移住定住担当課の連携方法と内容、実績であります。昨年度設置したいいたて移住サポートセンターと村産業振興課の就農支援担当、村農業委員会事務局とで就農希望者の相談があった際の対応方法の確認をするなど、打合せを行っております。

また、就農希望者の相談があった際には、村産業振興課で具体的に希望の内容の聞き取りを行っており、必要に応じて県やJAの相談窓口をご案内するなどの対応をしております。

福島県農業経営・就農支援センターについては、福島県より経営相談対応のフローが示されておりますので、相談者の同意を得た上で情報提供を行い、必要な支援が受けられるよう対応してまいります。

また、実績としましては、いいたて移住サポートセンター開所後の就農に関する相談は8件でありました。また、このうち移住された方が就農に至った事例はまだありませんが、今後も丁寧な聞き取りを行いながら、本村の現状をお伝えし、相談者の内容をこれらの関係機関と情報共有を図ることで、情報不足やミスマッチによる離農を防ぎ、農業の担い手としての定着につなげてまいりたいと考えております。

次に、ご質問4-3、福島県農業経営・就農支援センターと飯舘村の連携を踏まえたパンフレット等作成及び配布についてお答えいたします。

本村においては、この福島県農業経営・就農支援センター開所以前から、移住による新規就農を希望する方に、就農計画の策定支援や県の補助事業の申請支援などを随時行っておりますので、引き続き相談体制を取ってまいります。

パンフレット等の作成及び配布につきましては、福島県や福島県農業経営・就農支援センターにおいて、就農の要点や支援制度相談窓口を記載したパンフレットが作成されておりますので、まずはそれらを活用しながら、移住、就農を検討している方や農業参入を検討している法人に対し周知を図ってまいります。

次に、ご質問5のGAP（農業生産工程管理）の取組についてであります。村内で認証を受けている件数は、ふくしま県GAP、いわゆるFGAPが1件で、品目はアスパラガスとなっております。

次に、ご質問5-2、GAP認証に向けての積極的なPRと相談及び導入・継続支援のご提案についてお答えいたします。

本村においては、平成29年3月の19行政区の避難指示解除後、まずは営農再開、そして農業者の経営安定と営農面積の拡大に重点を置いて支援を行ってまいりました。

なお、GAP認証については、経営リスクの把握、信頼の確保などのメリットがある一方で、審査費用などの経費がかかること、生産された農産物が必ずしも高く売れるとは限らないことなど、農業者にとって必ずしもメリットとならない部分があることも認識しております。

村といたしましては、農業者の皆様から丁寧に意見を伺いながら、またJAなどと連携した取組を進め、GAPのメリットを十分に生かせる経営体を育成してまいりたいと考えております。

次に、ご質問6-1、原子力被災自治体における住民意向調査の実施についてお答えいたします。

平成28年度までに行われてきた住民意向調査は、福島県の原子力災害による避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的として、主に帰村意向の確認に主眼を置いたものであります。

当時の調査結果のうち、主たる目的であった帰村する意向の回答の割合は、過去4回とも大きな変化はないことを確認しているところであります。

なお、長泥行政区につきましては、これまで令和5年5月1日に特定復興再生拠点区域等が避難指示解除されるに当たり、きめ細かく、住民の皆様のご意向をお聞きしてきたところであります。

おただしの今後の住民意向調査の実施についてであります。平成29年3月末に長泥行政区を除く19行政区の避難指示が解除となったことから、住民の皆様に対し「帰るのか」「帰らないのか」といった意思表示を迫るという誤解を与えるおそれがあることなどからも、平成29年度以降は調査を行ってこなかったものであり、現段階では住民意向調査の実施については考えておりません。

なお、復興庁による今年度の住民意向調査につきましては、復興庁に確認したところ、令和5年度中の住民意向調査は難しいとの回答を得ているところです。

村としては、行政区ヒアリングや住民懇談会、コミ担による活動など今後も多様なチャンネルを設けて、住民の皆様の声をお聞きしてまいります。

次に、ご質問6-2、飯舘村独自のアンケート実施の提案についてお答えいたします。

住民の皆様のご意向につきましては、行政区ヒアリング、あるいは住民懇談会を通してご意見やご要望をお伺いしてきたところであり、村といたしましては、住民意向調査などのアンケート形式で実施するものは、村の政策において住民の皆様にご意見を伺う場合など、必要に応じて実施すべきと考えております。

現在進めております復興関連の各種事業や、村民の生活環境改善における事業、地域を活性化させるためのご意見やご要望等を伺う方法につきましては、先般開催いたしました行政区ヒアリングや住民懇談会など、対面にて直接的にお伺いすることが適していると認識しているところであります。

住民の皆様のご意見を伺う機会や方法については多様であることが必要でありますので、村といたしましては、過去に実施した住民意向調査等のアンケート形式にこだわるのではなく、直接ご意見やご要望を伺うことができる行政区ヒアリングや住民懇談会により、住民の意向確認を実施してきているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） では、再質問を行ってまいります。

まず1項目め、電気料金高騰に伴う電気料金支援についてであります。過去3か年の決算状況等の推移を教えてくださいましたが、令和4年、令和5年、まだ確定ではないんでしょうけれども、ある程度どのような課税状況が見込まれ、そして、そのこの5年間の推移、飯舘村はどのような村の経済状況なのかということを確認しているのか、回答をお願いします。

住民課長（志賀春美君） ただいまのご質問の法人村民税の課税状況につきましては、令和4年度については9月議会で確定するものでありますので、詳細については申し上げられませんが、令和3年度と大体同じぐらいの金額で推移するものと考えております。

また、個人村民税の課税状況であります。令和5年度につきましては15日に普通徴収の課税となりますので、こちらも数字のほうは詳細には申し上げられませんが、令和4年度から令和5年度については約20%程度の減になるものと思っております。

今後も大きな増加は見込めないものと考えておまして、このくらい同じぐらいの数字で推移していくものと思われま。

以上です。

2番（横山秀人君） 今回回答があったとおり、村民との対話の中からもなかなか経営、収入、家の家計ですね、大変になってきているということが数値でも分かるかなと思います。

それも踏まえて2点目、商工業・農家等への電気料の一部支援についての提案についての再質問であります。回答の中で関連予算を計上しているという点と、あとは農業分野に関しては、農業支援事業を予定しているということでもあります。こちらの2つについて、もう少し詳細のほうをご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、商工業への支援というようなことではあります。本

定例会で関連予算として1企業当たり5万円、140企業をとということで予算を計上させていただいているところであります。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 私のほうからは、農業関係の支援ということでご回答いたします。

令和5年度、飯舘村未来へつなぐ農業支援事業補助金といたしまして、今内容を詰めているところであります。

その中で、栽培の継続支援という名目で、現在その出荷販売を目的として農作物栽培を続けていかれる方に対して、かかる資材費といひましようか、消耗品費であるとか、燃料費などを助成するというので検討を進めております。その中に今回の質問でありました、栽培に係るその燃料代であるとか、電気料を含めて助成したいというふうに考えております。この助成に係る費用の具体的な決めにつきましては、現在この検討段階でありますけれども、補助限度額を1経営体当たり30万円というふうに見込んでおりまして、その他細かいことにつきましては、これから検討を詰めてまいります。

以上です。

2番（横山秀人君） 今、商工に関しては1事業者5万円という回答もございました。農業分野に関しては、上限30万円。

ご説明を聞くと、ある程度の購入費に応じてこの補助率が決まるのかなという認識でおりますが、まず、今回この質問を1番目に持ってきたのは、これは飯舘村商工会より要望書があったからであります。

要望の内容を見ますと、4項目ございました。

1点目が、電気料金の一部支援をお願いしたい。

2点目が、飯舘村民の雇用を守るための支援をお願いしたい。

3点目が、飯舘村経済の発展のための協力をお願いしたい。

4点目が、長期的なパートナーシップの維持をお願いしたいという4項目であります。

この4項目を読んだときに、この雇用を守ることが難しいぐらいに、今、電気料と原料等の高騰が各会社、企業に影響があるんだということが分かりました。

さらに、商工会のほうにお伺いし詳細を聞いてみますと、企業によっては数千万円単位の電気料金が、小さな事業所であっても、やっぱり数十万円単位の電気料アップということになっております。

そのような状況の中で、一律5万円。個人事業であろうが、上場企業であろうが、一律5万円というこの支援の決定方法。これ本当にこの要望書に基づいて、飯舘村は真剣に飯舘村の商工業、そして飯舘村の雇用を守るためにこのような支援を考えたのか。

まず、1つずつ確認していきます。飯舘村商工会さんとこの要望書について、詳細な打合せ、どのような支援策がよいのかというのを行ったかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 予算計上に当たって、商工会との打合せというか、綿密な調整というようなものがあつたかということではありますが、そういった部分までは行ってきたわけではございません。

前もですね、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金等活用し、そういった企業に対しての支援を行ってきた経過もありますが、そういったものを参考にしながら、今回の予算計上させていただいたところでもあります。

今回の部分につきましては、エネルギー価格高騰対策事業者の支援事業というようなことで、若干の名目等は変わっておりますが、基本的に企業それぞれ、電気代等を基準にとり、人の人数を基準にというようなことになると、なかなか小さい企業については数千円とか、そういった単位の支援にしかならないのかなど、どうなのかなという部分もありますので、基本的に予算計上としましては5万円掛ける140事業者というようなことで計上させていただいたところでもあります。

2番（横山秀人君） とても残念なことでもあります。つまり、要望書があったところの現状や詳細なことを比較して、過去2年間行った企業支援、そのままを行っているということでもあります。

商工会がこのような要望書を出したのは、私初めて見ました。それだけせば詰まっている中で、村が前と同じでいいやと、これは通るわけがないんです。

今、今回補正予算ということで上がっておりますけれども、また追加で、6月ですから7月臨時議会予定ありますけれども、そこにおいてさらに商工業と相談しながら、補正予算等の支援を行う考えがあるのかどうか伺います。

村長（杉岡 誠君） 今、委員おただしの中に、商工会の方々から具体的なことを聞かずに予算をつくったというようなご指摘がありました。課長が答弁した点をそのように受け取られたとすると、訂正をさせていただきたいと思えます。

要望書をお持ちいただいたとき、七、八人ぐらいお越しいただきましたが、私、副村長はじめ全ての担当が入る中で、かなり具体的に時間をかけてお話を聞かせていただきましたので、そういったことを想定する中で、まず国のほうの予算立てがあるようなので、まずその部分の勉強をさせていただいて、まずは一時的な対処をさせていただきたいというようなお話をさせていただきました。それ以外にも、電気代直接の支援については1回ということではないかもしれないので、複数にわたっての検討をさせていただくということも申し上げたかなというふうに思います。

それから、昨年令和4年のときに、要は東北電力のほうでキャンペーンをやっていたので、いわゆる前年よりも使用電気料を月ごとに減らしていくと、その分のキャッシュバックキャンペーンがあるということがあって、商工会の事務局を通じて、それを実は全企業のほうにお知らせをいただいた。それに取り組んでいただいたある企業さんからは、その後、実は数百万円の電気代のそのバックがあったというようなお話もその中でありましたので、いわゆるその村単独の支援だけではなくて、民間、あるいは国、県の支援策というものも、しっかり勉強しながら対応させていただきたいということ、そのときに申し上げたところです。

昨年農業系についても、同じように補正予算を何回かささせていただく中で支援をしてきたという経緯がありますので、国の状況ということもしっかり確認をしながら、今後も検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 他市町村の取組であります、きちんと上昇分の金額に対して、何分の1とかという形で支援を行っている自治体も県内にごございました。

今ですね、本当に商工業大変であります。ですので、今村長のほうから、さらなる支援の検討も含めて今後検討するというお話もありましたので、ぜひ現場の方、そしてどのような方法がよいのか、ぜひ確認していただきたいと思います。

あわせて、今回の財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、村の裁量である程度の予算配分ができるとお聞きしております。今回、農業分野には3,000万円を超える、この価格高騰に対しての支援金があります。商工会は700万円という形でありますし、この差があること自体が悪いというわけではないですが、きちんと根拠をもってどのような配分方法をすれば一番良いのか、村民のためになるのか、今この時期に行うべきはどちらかということを考えていただければと思います。

続きまして、2項目について質問いたします。

私もなかなか介護について質問する機会はなかったんですけども、村民のお宅を訪問しているときに、いや大変なんだというお話を聞かせていただきました。やっぱり1時間ぐらいずっと聞いていますと、本当に大変だなということが分かりました。それがあったものですから、今回この質問に至ったわけではありますが、全体調査というところの報告をちょっと私は認識していなかったものですから、今、健康福祉課のほうで計画等を策定しているということであれば、定期的にそちらの情報も議員のほうに教えていただければなというところと、やはり議員は村民と接する場が多いです。ですので、議員のほうにも、介護に関する村民の情報、要望等があると、皆さんの一般質問を見ていると感じておりますので、ぜひこの飯舘村全体の計画を考えるときには、飯舘村民の方からの意見収集等お願いしたいと思います。

続きまして、2点目の在宅介護家族への慰労手当の創設について、検討を始めてはどうかというのが提案であります。

今は介護者の集い等があるということで、精神的なところはここでフォローしているのかなとありますが、先ほども話したとおり、介護をしている方には金銭的にやっぱり仕事の時間を制限されてしまうとか、やっぱりとても厳しいという声がありました。ですので、慰労手当というのをほかの市町村でもやっているところを、それも複数見ましたので、では飯舘村でもその検討を始めてみてはどうですかということでありますので、これは前向きに検討いただければと思います。

続きまして、最後の項目であります。

在宅介護の基礎等を学ぶ講座の実施についてであります、先日福島市のNPOさんが主催した、将来の介護、看護ってどうなのと、どんなことをしなくちゃいけないのと、今からそうはなっていないけれども、準備しましょうよという講座がありました。

村の回答の場合は、そうってから相談をすればいいでしょうという回答なんですけれども、ただ、私は聞いてみてすごくよかったなというのは、本当に介護って突然やってくるんだなということであれば、やっぱり情報として介護になったらこれだけ大変なことが

あると、では今から少しずつ準備していきましようというお知らせを、村民のほうにしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 議員おっしゃるとおり、在宅での介護は大変だなというふうなことは実感しているところであります。その部分に対しましては、村の包括支援センター、あるいは福祉系のほうで対応しておりますし、社会福祉協議会のほうの生活支援相談員が訪問する際にも、そういった部分の情報を共有して、こちらのほうに情報としていただくというふうなことも、今現在しているところであります。

議員おただしの3点目のいわゆる講座の部分であります。なかなかそれぞれの介護の状況だったりという部分が個々に違う部分がありますので、なかなかそのあらかじめというのは難しいのかなというふうに思っておるところであります。厚生労働省のほうでこういったちょっとしたチラシがあって、親が元気なうちに把握しておくべきこと、こういったものが実はホームページ、インターネットのほうでダウンロードできるようになっていまして、あらかじめ家族の中で親あるいは介護者が出た場合にどういった準備が必要なのかという部分を、あらかじめ相談しておくようなことが必要なのかなというふうに思っております。そういったことも含めて、包括支援センターあるいは生活支援相談員が訪問する際に、こういったチラシをお渡ししながら周知を図っていきたいというふうに思います。

2番（横山秀人君） 情報ありがとうございます。インターネットは実はやっぱりいろいろ村民の方に聞いてみると、やっぱり見れない方がまだまだ多数いらっしゃいますし、介護になっていない家族も、その状態になっていない家族も助かると思っていますので、先行して皆さんのところに配っていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願います。

続きまして、3項目めについて質問いたします。

まず、村内の案内看板等の清掃時期及び管理方向についてであります。先ほどの回答の中に、ちょっとね、あれっておかしいと思う回答がありました。汚れたように見えるものや、一部欠けているもの、地盤の緩み等によって若干の傾きが見られるものもありましたが、安全管理上においては支障がないと判断をしてきたところとあります。支障がないわけではない。

先日、看板が緩んでいるところがありました。地盤が緩んでいました。そこは雨で掘られて、間もなくもう少しで田んぼに看板が落ちるところがありました。それを建設課のほうにお伝えしましたら、すぐ直していただきました。ですので、この支障がないと判断というその認識がちょっと誤っているんじゃないかなと、そう思います。

欠けている看板も、知る限りマラソンのコースの何キロとか、そういうところでもどこか多分欠けたところがあると思います。欠けたまま残っているところもあったと思います。安全管理上危ないところもありますし、また景観上もよろしくないところがあります。

再度お聞きします。この清掃、また管理方法について、今後村はどのように対応していくのか、再度回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ご指摘いただきました安全上で危険な部分があったとい

うようなお話でございましたが、基本的に昨年、村の入り口の石のモニュメントについては安全管理上は支障ないというふうに至ったものですね、確認してきたということでありました。今ほどあったそのほかの交通の看板とかそういった部分については、ちょっと村づくり推進課のほうでは把握はしていなかったわけではありますが、なおその安全上これは一番大事なことでありますので、それでそういった部分で石のモニュメント等でうちの課のほうで担当している部分について、再度確認をする必要もあるのかなということでも伺いましたので、なお丁寧にまた確認をさせていただければというふうに思っているところであります。

以上です。

2番（横山秀人君） 今回、わざわざ一般質問で清掃時期という、清掃という言葉を使ったのはですね、実は村民の方から、その村の入り口、つまり顔である石のモニュメントがあまりにも汚れていると、文字が見えづらくなっているというご指摘が2名の方から、別々なときにありました。私も下りてやっぱり見てみますと、いや、本当にこんな汚くなっちゃったんだなというのが正直なところであります。

石材業者さんのほうに確認したところ、その汚れを落とす洗剤等もあるというお話をお聞きしました。

今回、補正予算で美しい村連合の審査更新料を取っております。美しい村と呼ばれるためにも、村民が汚い、または傾いているや危険だと思うその案内看板等について、清掃等をしておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の入り口にある石のモニュメントでは村特産の御影石を使ったモニュメントだというようなことであります。石の特性として、石の中の鉱物等からしみ出てくるような、そういった汚れに見える部分や雨風、そういった風化によって汚れてしまうという部分もあるかと思えます。いずれ石についてはある程度年数がたつと、ちょっとやっぱりそういったふうな汚れといいますか、そういった風化なり長年の経過での見方によっては味があるような風貌になってしまう石もあるのかなというふうに思っているところであります。

ですが、村の財源も限りあるところでもありますので、どういったところにそういった財源を使っていくべきかということもありますが、そういった部分を鑑みながら、今後清掃というふうな作業が必要なかどうかの部分については、今後検討してまいりたいと思っているところであります。

あとは清掃ということではありますが、一概に例えば高圧洗浄機のようなものでやった場合には、逆に石を破損してしまう可能性もなきにしもあらずということで、そういった方法についても検討が必要なかというふうにも思っているところであります。また、清掃する箇所によって例えばまだら模様になってしまったりとか、かえってなぜか今まで風格があったものが安いものになってしまったという場合も考えられなくもないというようなことで、あらゆる方面からそういった部分も検討し、また財源等見ながら、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） 村民の方が汚れているというところで、以前、あいの沢の愛の句碑に関しても、松やに等が落ちてきたりとかして汚れて、そして字のほうもくすんできたから色を上乗せしてとかという形で、やはり見栄えというか読めるような形で、そこを楽しんでもらいたいという気持ちで、多分、清掃プラス文字と色の追加があったと思うんですけども、ですのでいろんな事情はあるかもしれませんが、やはり美しい村ということもありますし、ぜひ村の顔であります石のモニュメントについては再度ご検討いただきたいと思います。

続きまして、3-2、2項目めについてであります。

こちらは、村全体の案内板の設置についての質問であります。回答を聞きますと、何かその業者とか県とか、そういうそのところと協議しながらとあるわけなんですけれども、これはちょっと違って、やはり復興桜とか、パークゴルフとか、時期になったらぽんぽんぽんとう案内板が出るわけなんですけれども、これはやっぱり観光も含めて村全体の案内板設置計画等を検討するプロジェクトという形をつくった上で検討していかなければ、また景観上も、あとは簡易的な看板だけで終わったりとかしてしまうと思うんですね。ですので、ちょっとこの回答だと、私は何か片手間なのかなという気はするので、今後、村全体の案内板設置等についての検討を考えているかどうか、伺います。

村長（杉岡 誠君） 村全体の案内の看板を考えているかということではありますが、今のところ、そういうことは予算も含めて計画としてはいないんですが、ご質問の趣旨が走行注意のほうの看板だろうということで、そちらの趣旨として事業者や県への要請だったり、注意であったり、指導であったりということをお話ししたのでありまして、観光をメインとした、そういった意味での村のその周知看板等々については、今後の村の流れの中で、あいの沢の様々な計画もありますので、その必要なそれぞれのプロジェクトの中で検討すべきだなというふうに思っております。

なお、行政区ヒアリングの中でも、昔からあるものがちょっと古ぼけてきてというような話もあったり、あるいは地域のことを、隣の確か霊山町さんとかは結構つじつじにいろんなものがあつたりしますので、そういうものは見た方々から、村でもこういうことできないのかというような話もありました。

なお、村としては財源確保ということで、しっかりしながらそういうことは検討していくべきだと思っておりますので、そんな回答を行政区ヒアリングでさせていただいております。村単独で単費でやるというよりも、有利な事業を探すということを含めて、検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 4項目めについて、質問いたします。

新しく4月からオープンしました県の農業経営・就農支援センターについてであります。これは3項目めについて追加質問いたします。

最近、村民の方より就農計画の策定の相談や農地貸借、また農業の補助金ってどういふのあるのかとかという形で相談を受けました。ただ、私もどこからスタートしてよいのか、何があるのか、どのパンフレットを見ればよいのかというのが分からず、右往左往という

か、いろんなところに聞いて回ったというのがあります。

これから移住定住を進める上でも、また農業の法人化を進める上でも、村民の方が、また移住予定者の方が、すぐ一覧になって分かりやすいパンフレットがあることによって、その後の就農がスピードが違ったりとか、資金繰りが違ったりとかすると思います。

ですので今回答を見ますと、支援センターのパンフレットを作成ということではありますが、実際はまだ1枚、A4ペラのパンフレットしか私は頂いていないので、これでは見る限りは村の方がどうしたらよいんだろうかということに迷ってしまうと思います。

移住定住窓口が村の中にありますので、飯舘村独自の就農パンフレットの政策のほうを、再度提案します。回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯舘村独自のパンフレットということになります。

農業に関しましては、以前、生きがい農業、なりわい農業をはじめとした、村独自の事業のほか、県の間接補助等を一覧にしたパンフレットがありました。ちょっと制度の流れの中でなくなったりしたものもありましたので、今はないところでもありますけれども、そうした形で村で取り組んでいる、あるいは村の中で使える、その制度を一覧にしたものというものは作成が可能なというふうに思っております。

なお、先ほどありました就農支援センターのほうでも、実はこうした福島で農業を始めるということで、かなり詳しいパンフレットも出しているところもありますから、このあたりも活用しながら、必要な方に情報が届くようなことを考えてまいりたいと思います。

以上です。

2番（横山秀人君） 一番最初に農業の支援事業が新しく始まるとありましたけれども、まだその事業計画等が見えてないところがあります。村民の方からお話を聞きますと、やっぱり一覧性のあるものがあるとすごく助かるというお話がありましたので、引き続き作成検討のほうをお願いいたします。

続きまして5項目め、GAPの取組についてであります。

2番目の質問であります。飯舘村でGAPの支援をしてはどうかという提案であります。

ちょっと回答の中で、気になるところがありました。GAP認証については、経営リスクの把握、信頼の確保などのメリットがある一方で、審査費用などの経費がかかること、あとは生産された農作物が必ずしも高く売れるとは限らないことなど、農業者にとって必ずしもメリットとならない部分があることも認識しておりますという回答がございましたが、これは福島県のGAP推進から外れている考えだと思います。

今、右肩上がりGAPを進めようという福島県の取組があります。福島県の場合は補助金として審査費用など、それは無償補助金が出ます。ですから、手出しがほとんどなく、GAP認証が取り組めると。GAPについては認定費用も要らないということで、農林事務所さんのほうで積極的に進めているところでもあります。また、JAの資料を見ますと、このGAPの取組が風評被害対策につながるということで明記されています。

ですので、飯舘村がこの認識のままGAPに取り組んでしまうと、多分村の中でGAPは増えていかないと思います。少なくとも県そして農協、JAさんが頑張って増やしてい

こういうところに村と温度差を感じますので、再度質問いたします。

まず、村のGAP取組について、積極的に進めるのかどうかお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、答弁の中で審査費用などの経費がかかるということで申し上げましたのは、今議員がおっしゃったそのFGAP以外のJGAPとか、グローバルGAP総じてのお話でありました。確かに言われるように福島県のFGAPにおきましては、審査費につきましては無料ということではありますが、そのほかの補助事業等あるというお話今ありましたが、そのほかのその土壌検査であるとか、残留農薬の検査であるとか、多少なりとも費用が発生することは事実であります。そして、GAPの認証を受けるためには、約91項目に及ぶ審査基準をクリアする必要があるがございます。中には、農業者の方が日常的に取り組まれている内容も多いかというふうには思いますが、やはりその農業者の方々が、自分たちのこれから農業経営の中で、そうした部分をどういうふうにしっかりとやっていくかというところの意識というものも重要になってくるかなというふうに考えておきまして、それがゆえに、まずはその本人の意向を第一に考えながら、そのGAP認証に向かって取り組むかどうかというところを、まずしっかりと見極めていくところが大切なというふうに思ったので、今はそういうような状況であります。

ただ、これまで新規就農者等の相談を受けている中で、中にはそのFGAP、あるいはそのGAPというものに関してまだよくご存じないという方がいらっしゃることも事実でありますので、まずはそうした今後のその経営のやり方といいますか、そのチャレンジの仕方としてこうした制度もあると。それによつてのメリット、デメリットなどをお伝えしていくところから始めることは可能なかなというふうに思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） なかなか価格に関しては、作っている方からも高くなるというわけではないというお話は聞いています。県のアンケート結果を見ても、価格が高いから取り組むというよりも、やはり農業経営の意識向上、従業員の意識向上と、あとは安全対策ということですので、ぜひ先ほどの説明があったとおりGAPについて、まだ村民の方、ご存じない方がたくさんいらっしゃると思います。

ただ、農協さんがおっしゃるように、GAPの取組が一つの風評被害対策になるということが明記されています。それで、また取組もしています。ですので、飯舘村のほうも農協さんと併せてGAPの推進に行っていただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

続きまして、6項目めについて質問いたします。

6項目めは、原子力被災自治体における住民意向調査の実施についてであります。こちらについては、昨年議会でも、令和4年度どうして行わないのかという質問をさせていただきました。回答を聞く限り、同じなかなと思っております。

まず最初に、今現在ほかの市町村で行われている質問項目とか、そのアンケートの目的とか、それを確認はされたのでしょうか。あのときはまだ見ていなかったようなお話だと思うんですけども、その後確認されたのかどうか、質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 他市町村のアンケートの内容、そういった部分を確認して

いるかというようなご質問でございます。

残念ながら、内容をそれぞれ確認しているわけではございません。どのような市町村の中で、どこの自治体がアンケートを続けているのかといったふうな部分については確認しているところではありますが、それぞれの内容について詳細に確認したというところはありませんでした。

2番（横山秀人君） 残念な回答であります。

避難するということ自体が本当にあり得ないというか、あってしまったわけですが、それを受けた市町村が避難者、また帰村者の声を継続的に聞いた上で施策を展開していこうということが、アンケート項目から読み取れます。

飯舘村の回答を見ますと、何かその戻る、戻らないと聞くこと自体がちょっと帰村を促してとかというお話ありますけれども、それはもう避難指示解除のときに戻る、戻らないは自由だということであれほどお話をしていたわけですから、この項目について皆さんそれほど敏感に反応することではないかなと思います。

各市町村が取り組んでいるこの住民意向調査、冷静に見ますと、まず市町村独自の項目を追加できる。あとは、費用負担は国が負担する。国が作る。そして、国と県と村がアンケート主催者になるので、村民の声を共有する場の一つになる。あとは、先ほど村長のほうから住民懇談会とか行政区ヒアリングとありましたけれども、正直そこに出られない人もたくさんいます。ですから、なかなか聞くことができない村民の声を聞くことができる。また、職員との対話の機会を増やしていきたいというお話ですが、その対話の機会がない方もたくさんいらっしゃいます。それは、村外にまだ70%の方が避難しているからであります。対話による聞き取りを重視したいということでもありますけれども、これは限界があるのはもう皆さん分かっていると思います。ですので、どうしてこの住民意向調査を行わないのか、本当に理解ができないというところでもあります。先ほどの回答あったところは、ほかの市町村の様子を見る限りは誤っているところの認識があります。

再度お聞きしますが、令和5年度ができないということであれば、令和6年度実施する予定があるのか、伺います。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 現時点においてはご答弁申し上げたとおりでありまして、令和6年度のことは今回の答弁の中には入れておりませんので、令和5年度時点については国のほうのそのアンケートを使つての調査はできないというような話はいただいている部分と、村の姿勢としては行政区ヒアリングや住民懇談会、いわゆる直接対話による意見をお伺いする場を設けていきたいというのが答弁の趣旨になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

2番（横山秀人君） これ前回はそうなんですけれども、村長とこうやり取りの中でどちらも譲らないというか、考え方が違うのかちょっとあれなんですけれども、村長は多様なチャンネルを、つまりいろんなところからいろんな意見を聴く、その機会をたくさん持ちたいというお考えだと思うんですね。実際、対面、対話できる人は、そのチャンネル、聴き取

る方法、それはいいです。ただ、ずっと県外に住んでいる方とか、なかなか村に来ないとか、そういう方もたくさんいらっしゃるわけですから、ここはちょっと柔軟に、チャンネルの一つだということで考えてみてもよいのではないかと思うんですが、その村長の考える多様なチャンネルの中にこのアンケートというのは、ここ2年間の質問ですけれども、現在もないということによろしいのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今回のご答弁の中では、令和5年度の住民意向調査、復興庁の事業を使っている部分は今のところ考えていないというご答弁申し上げましたが、県外あるいは村外にお住まいの方がなかなか直接対面するのが難しいというお話は私も理解するところがありますし、そういう状況があるという中で、村政をいかにどうしていくかということが私たちの手腕といえますか、議員の皆様との協議の部分だろうなというふうに思っております。

なお、今はインターネット社会ですからメールということもあったり、あるいはSNSでのダイレクトメールとか様々なことが実はできるようになっておりますので、前も言いましたが私個人のインスタグラムとか、ツイッターに対するコメントというのも幾つかいただいたりしておりますし、そういうものは実は個人名が秘匿される中であることもできる。あるいは村も今公式の、公式のといえますか、いろんな形でSNSを移住定住支援センターなんかも出していたりしていますから、そういうことも利活用はできるだろうというふうに思います。そういったこともできないという方々についてどうするかということであれば、住民意向調査を全村的にやるというよりも、そういう方々をいかにキャッチをしてつかんでいくかということに頭を凝らすべきがまず優先だろうというふうに思いますので、議員のおただしは全村民に対して住民意向調査をすべきだということだと思っておりますので、それについては現状での計画はないというご答弁を申し上げるところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） では、多分同じやり取りが続いてしまうので、最後の項目の質問にいたします。

令和5年度において住民意向調査を実施しないのであれば、村民、個人や会社団体等を対象とした飯舘村独自の郵送によるアンケートの実施を提案しますと。いろんな聞き方の中で、郵送というのも一つの手段ではないでしょうかというところではありますが、村の回答はやはり対面のところを重視したいというお話であります。

私がどうして世帯へのアンケートではなくて個人ということで提案しているかといいますと、やっぱり飯舘村自体は世帯の集まりではない。やっぱり飯舘村自体は、個人の集まりでもあり、また経済活動を行っている企業とも、そこも集まりだと思えます。今の意向調査のアンケートはほとんどが世帯なので、今までも世帯だったので、いつもおかしいなというふうに思っておりました。

今回、村独自のアンケートというのはこれ私思うんですけれども、村の政策に対する認知度とかその感想とかというのでも聞くよい機会になるのではないかと思っております。

例えば、いろんな場面でゼロカーボンいいって宣言をされていますけれども、詳細について村民の方にお聞きすると、よく分からないという回答があります。何をしてもよいのか

ということであります。宣言、ではどれだけ村民の方が理解しているのかというのをどうやって調べるかといったときに、個人に対してのアンケートであれば、ある程度3割ぐらいの方が認識しているなど。あとは、年代的にこちらのほうは認識しているなどというのであれば、それに向けてどのような政策、どれだけの費用をかけていくのかというところで、次の事業展開を積めると思うんですね。

先ほどの議員の質問の中に、やっぱりその現状把握しないでどうやって今後計画を立てていけるのだろうか、どこで評価するのだろうかというところがなかなか見えないと思います。

村長の場合、わくわくという言葉がこうあって、去年、住民懇談会でわくわくというのがなかなか見えない、具体的じゃないという指摘もありましたけれども、では逆に何か考えようによっては、その個別アンケートのところであなたのわくわくを教えてくださいとか、いろんな形でそのわくわくというのを本人が考えるようなそのきっかけにしたりとか、いろんなところがこのアンケートというのはできるのかなと、可能性が高いのかなと思っています。

私たち議員も、実は村民に会う機会がない。村民がどういうことを思っているのか、本当は知りたい。そういったときに、やっぱり意向調査とか村独自のアンケートというものを定期的にとっていただければ、私たちもすごく次の提案とかがしやすくなるということでもありますので、もちろん予算もかかりますけれども、意向調査と含めて飯館村単独の前向きなアンケートについて実施を提案しますが、いかがでしょうか。

村長(杉岡 誠君) 今アンケートの項目として非常に具体的なご提案といたしますか、お話もあったところでもあります。

例えば村の政策の認知度とか、あるいは評価についてというお話もありましたが、実は私自身広報でかなり出させていただいているけれども、議員の皆様にご指摘いただいているとおり、分かりづらいつかまだまだ足りないというようなお話があります。ただ、やはり直接お話しすると、その方がどういった目線で分からないと言っているのか、どの部分が知らない、理解できないと言っているのかが分かるので、直接対話の中で、大きな膨大な情報の中でその方に合った形でのお話ができるということで、対面というのを私としては非常に大事にさせていただいていますし、職員にもそういう指示をさせていただいているところです。

今わくわくという言葉がありました、あのときいただいたのはわくわくというのがちょっとぼやっとしているなというお話をいただきましたが、同時に同じ会場にいる方がわくわくは自分が感じながら、自分の中のわくわくを今探していたり、今感じているところだというお話があったりしますので、わくわくという言葉の中にそれぞれが感じるものも、年数とともにそれぞれ出てきているのかなというふうに思っております。

今おっしゃったような、非常に前向きな話ということでいただきましたが、いわゆるその興味本位的な形で行政側から住民の皆様にお話を聞くというのは、ある意味、課題意識が非常にこの議会を含めて、私たちも含めてたくさんある中で、適切かどうかというのはまた違うだろうというふうに思いますので、村としては実は大きく持っている様々な課題

を第6次総合振興計画、復興計画、様々なものにのせておりますが、これら全てについて本来は住民の方々に評価をいただくものであるけれども、議員の皆様にご代表して評価をいただき、お言葉をいただいている部分がありますし、行政区ヒアリング等でもお言葉をいただいているところがあります。

ですので、おっしゃったようなことは私も聞いてみたいなというふうには思いますが、いわゆる住民意向調査という形であるのが正しいかどうかについては、今の段階では正しくないだろうなというふうに思いますので、今回は計画としては、令和5年度は住民意向調査という形での計画はないということをお知らせしたところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 重ねてになりますけれども、先ほど健康福祉課のほうできちんとしたヒアリングをしながら、そして計画を立てていくというのを聞いて、すごいなと思いました。やっぱり議員は村民の方と接する機会がもしかすると、もしかすると職員より多いと思っております。けれども議員の中、村民の中から、なかなかやっぱりその村政が見えないというところがあります。こういう状況がもうずっと続いているので、村民のほうも何か村への関心度がだんだん低くなっている気もします。つまり村に対して何か要望あるかいという話をして、もう以前のように出てこないという形があります。飯舘村と村民をつなぐきっかけの一つとして、やっぱり郵送のアンケートというのは単純に声を聞くだけではなくて、ちゃんと飯舘村が私の声を聴いてくれるんだと、そういう意思表示にもなると思いますので、ぜひ返答いただきたいと思います。

こちらについては、これで終わります。

最後に、実は今回一般質問の時間が80分ということで試行的になりました。もちろん、これに合わせて質問を選択しているわけでありまして。今回漏れた村民の意見に関しては、また次の定例会のほうでやりたいと思うんですけれども、また時期が遅れてしまうと、すごく葛藤があります。ですので、今回80分という試行でしたが、私は以前のように90分に戻していただきたいと、そう今日終わって感じましたので、それをもって今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） アンケートの件で最後、議員から重要なお話がありました。村民の村に対する意思が薄れているのではないのかなというお話でしたので、実態としてそういうことがあるとすれば、非常に反省しなければならないというふうに思いますが、ある意味で、私はその行政というものを意識しなくても暮らせる生活というのが、本来は最も好ましいものであると思っておりますし、都会では例えばそういうことが当たり前で、行政に対して毎回毎回何かを言わなければやってくれない、足りないということではなくてですね、そういったことを議員の皆様からのご指摘をいただきながら、執行側の行政側がしっかりやっていくということが本来の責務だと思いますので、もしそういう安心安全な生活、あるいは安楽な生活があるがために村に対するものが減ってきているとすれば、それはそれで評価すべきですし、あるいは言いたいこともあるけれども、もう言わないようにしようというそんな話になっているとすれば、それはちょっと違うかと思っておりますので、先ほど申し上げ

たように様々なチャンネルを設けまして、私としては直接的な対話ということ、コロナ明けでもありますから、できるだけそういう場をしっかりと設けることを優先させていただきたいということ、答弁申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は15時5分とします。

（午後2時43分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時05分）

議長（佐藤一郎君） 続いて、1番 佐藤眞弘君の発言を許します。

1番（佐藤眞弘君） 議席番号1番 佐藤眞弘です。

令和5年6月第4回定例会の一般質問をさせていただきます。

学校教育について、質問させていただきます。

新型コロナウイルスについては、5月から5類感染症に移行しました。5月21日は快晴の中、希望の里学園の運動会が制限なく開催の中、開催されました。5月25日には、前期課程の田植事業が実施されました。当日私も参加しましたが、代かき後の田んぼに入り田植をしましたが、子供たちはそれぞれ班ごとに、5、6年生の指導の下に田植を行いました。初めての児童生徒もいましたが、全員泥だらけになりながら所定の苗を全て植えました。こういう体験を通して、大人になることの大切さを感じた次第です。今後も、体験学習を継続していただきたいというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。

令和5年度の希望の里学園の重点教育目標について、お伺いいたします。

2点目は、教職員の勤務実態についてお伺いいたします。

3点目は、スクールバスの児童生徒の降車確認についてお伺いいたします。

以上3点、よろしくお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 佐藤眞弘議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1-1、今年度の学校教育指導の重点についてお答えいたします。

教育委員会では今年度も学校教育指導の重点を作成しており、今年度は特に次の5点を重点化し、教育に取り組むように指示したところです。

1点目は、算数・数学の充実です。前期課程からの教科担任制や、理解度・内容の難易度に合わせて専門性を生かし、複数の教師で個に応じた指導に取り組むこととしております。

2点目は、英語教育の充実です。前期課程からの教科担任制や、7年間の英語教育を専門の知識と技能を持った教師が指導を行うこととしております。

3点目は、ICT機器の活用です。ICTを活用することがよい場面と、黒板やノートといったアナログのほうが効果的な場面を研究しながら活用することとしております。

4点目は、読書活動の推進です。読書や新聞を活用した活動などにより、読解力を養うこととしております。

5点目は、いいたて学の充実です。いいたて学の活動を充実・発展させながら、9年間の学びの系統性も考慮した活動にしていくこととしております。

次に、ご質問2の教職員の勤務実態についてお答えいたします。

村では、飯舘村立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則を定めております。

ご質問にある、過労死ラインの時間外労働をしている教育職員については、いいたて希望の里学園においてはおりません。また、年間を通して規則に定める上限を上回る教育職員もおりませんでした。

教育委員会としては、今後も引き続き教育職員の働き方改革に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問3のスクールバスの児童生徒の降車確認についてお答えいたします。

当村における対応ですが、スクールバスについてはまでのりの里のこども園児を乗車させる場合は、必ず助手を同乗させることとしており、乗車時は保護者からの引渡し、こども園では先生への引渡し、車内点検の実施などにより安全対策を徹底しているところです。

スクールバスへの車内置き去り防止安全装置の設置は、本定例会における関連予算に計上しております。

また、令和5年4月からこども園に保育管理システムを導入し、保護者や職員の間で密に情報共有されており、これまで以上に管理を徹底しているところであります。

教育委員会としては、今後も引き続き安全対策を徹底してまいりたいと考えております。以上であります。

1番（佐藤眞弘君） 重点教育目標5点ありますけれども、特に飯舘村で課題になっている算数、英語、この教科はやはり都会の児童生徒と比べると学力がどうしても差がついてしまう。この事業について、希望の里学園で何か工夫、また特徴ある授業をしているか伺います。

教育長（遠藤 哲君） 議員おただしのおおり、英語、数学、算数、長年といたしますか、以前より課題ということで取り組んでいるわけですが、答弁の中にも若干ありましたが、まず算数・数学については前期課程の算数、3年生から6年生については、これはまさしく義務教育学校のメリットであります。後期課程つまり中学校の数学担当教師が小学校に来て、専門性を生かして指導すると。それによって、いわゆる中1ギャップの軽減にもつながりますし、何より専門的な指導を受けると。もちろん学級担任もついておまして、丁寧な指導が展開されているということです。

後期課程ですが、2名あるいは3名の教師が担当しまして、それぞれの学習スタイル、あるいは理解度に合わせて、本人の希望による習熟度別学習ということで、一人一人に応じた指導によって学力の充実に努めております。

それから、英語についてですがこれも同じです。3年生から6年生で教科担任制を行っております。現在、小学校のほうに英語の授業というのは下りてきておまして、普通の

小学校は英語の免許を持たない小学校の教員が指導するということが多いわけですが、本村においては後期課程、中学校の英語担当教師が当たっているということで学力の向上も期待されると。また、英語指導助手、ALTですが常駐、つまり毎日勤務しておりまして、全ての英語でいわゆるネイティブスピーカーとして、子供たちとコミュニケーションを取ることができていると、こういったことです。

さらには、村のほうで予算的にもお世話になっていきます検定試験ですね。数学検定、英語検定、中学校後期課程は全員、前期家庭については希望者が受けておりまして、学年相当級の半数、過半数が獲得するということを目標に、今後も行っていきたいと思っております。

以上です。

1番（佐藤眞弘君） それでは、3点目のICT機器の活用関係ですけれども、現在の子供たちは非常にパソコン、インターネット、またSNSですね、そういったもの、周辺にたくさんありますので、学校の中でICT教育やっているわけですけれども、反対にメディアをコントロールする、パソコンまた携帯から離れる時間、そういったことを設けるというような教育をされているのでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） これもほぼおっしゃるとおり、非常にメディアコントロールというのが課題になっております。村といいますか学校のほうで、メディアコントロールに関する保護者への通知を出しておりまして、保護者等、もちろん子供たちもですが、共通理解の下、上手にメディアをコントロールするように呼びかけております。また授業のほうでも当然、いわゆる使い過ぎないように、そういったことを日常的に指導しているというふうに聞いております。

1番（佐藤眞弘君） 2点目の教職員の勤務実態の関係ですけれども、4月28日に文部科学省、公立学校教員の勤務実態調査を発表してございます。国で定める月45時間の上限を超える時間外勤務をしていた小学校教諭64.5%、中学校教諭は77.1%、国が示す過労死ライン、残業月80時間、それぞれ14.2%、36.6%該当したというような結果が公表されております。

学校の先生、非常に忙しいんですね。授業のほかに学校行事、それから部活動の指導、それから今までのコロナの感染症対策というようなことで、非常に先生方は忙しいと思えますけれども、希望の里学園での部活動の指導とか、それから仕事の持ち帰り、そういった実態がないかどうかお伺いします。

教育長（遠藤 哲君） まず、部活動についてですが、ご存じのとおり国のほうでは今年度から3年間を部活動の移行の推進期間ということで進めているわけですが、そもそも中学校の教員の時間外勤務を減らすということが主な目的であります。本村においてはまず部活動が2つしかございませんので、その部活動を主に後期課程の教員、前期課程ももちろん関わっていると思えますが、上手に交代で持っているというふうに聞いておりますので、1人の教員に多くの負担がかかるということはないというふうに思っています。

それから、持ち帰りについてですが、これについて大変申し上げない、私のほうはなかなか把握していませんが、ただ、幸い時間外勤務が少ないということから見ると、恐らく時間内で業務を終わっているんだろうなというふうに思っていますが、もしかするとその

逆に持ち帰っているのかもしれませんが、その辺はできる限りやはり時間外で終わるように、学校のほうにも指示、指導をしたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤眞弘君） 3 点目の質問に移りたいと思います。

昨年の 9 月、静岡県の牧之原市、川崎幼稚園で子供を車内に置き去りにするというような、痛ましい事故が発生いたしました。今回、予算化されていると思えますけれども、この保育管理システム、具体的にどのようなシステムなのかお伺いしたい。

教育課長（高橋政彦君） ご質問の保育管理システムですが、基本アプリを使うシステムになってございます。コドモンというアプリを使いまして、管理をします。内容的には、子供一人一人に QR コードを持っていただきまして、登園するときにカメラにかざしていただくと、今、こども園に登園しましたよという通知が、保護者のアプリに即時出ます。帰りもそれを通していただくと、今こども園を出ましたよということで保護者のほうに通知が行くということで、随時保護者が子供の安全確認は取れるというもの。あとは指導関係、今までそれぞれの先生が作っていたものをシステム一元化することで、先生方の時間をかなり短縮できて、保育のほうに専念できるというメリットがございますので、導入しております。

以上です。

1 番（佐藤眞弘君） 希望の里学園の生徒はほとんどスクールバスで通学していますので、交通事故のリスクもありますし、バス置き去り等の事故が今後発生しないよう、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

飯館村の子供たちがすばらしい教育を受け、健やかに成長することを願って、一般質問を終了します。

議長（佐藤一郎君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 21 分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月13日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 渡邊 計

令和5年6月14日

令和5年第4回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和5年第4回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和5年6月14日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年6月14日 午前10時00分				
	閉議	令和5年6月14日 午前11時51分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 眞弘	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	佐藤 健太	○	6	菅野 新一	○
	7	渡邊 計	○	8	佐藤 八郎	○
	9	高橋 孝雄	○	10	佐藤 一郎	○
署名議員	8番 佐藤 八郎		9番 高橋 孝雄			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤 博樹		書記 高野 琢子	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 出席者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	志賀 春美	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋 政彦	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農事委員 会長 農務局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野 啓一	△	選挙管理委員 会長 書記	村山 宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野 孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月14日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～6番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番 花井 茂君。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。令和5年第4回飯舘村議会定例会において、一般質問をいたします。

3年ぶりにコロナが終息し生活様式が日常に戻る今、コロナ禍の中で世の中が気づいてしまったことがあります。それは、ズーム等での会議や打合せでみんなが集まらなくてもできてしまうこと、いわゆるリモートワークです。働き方も多様になり、人々の行動やイベントなどの本質や目的がどこに置いてあるのかを考える良い機会にもなったものと思われまます。みんなが集まらなくてもできるじゃない。いや、だからこそあえてみんなが集まるべきではと、正解は分かりませんが、このコロナ禍後に元に戻すもの、戻さないで変えていくもの、今後はこれらの答え合わせのフェーズに入っていくのだろうと思います。

それでは、通告いたしました2項目、3点について質問をいたします。

1項目めは、関係人口の拡大についてであります。今や日本は少子化もさることながら、日本全体が人口減少化へと進んでおります。この人口減少化の中で、全国の地方自治体に移住定住の政策に力を入れておりますが、どこかの定住人口が増えれば、結局どこかが減ることになります。人口が減ることなく増えるばかりで、地域を元気にできる第三の人口という考え方が関係人口であります。地域活性化の担い手になり得るには、最初から移住定住ありきではなく、まずは関係人口として本村との関わりを深めていただくことが大切だと考えられます。

そこで1点目は、本村においての関係人口の創出拡大の取組について、また、までい大使、ふるさと住民票の現状を伺うものであります。

2点目は、何度も通ってもらう村になり得るには、本村において何らかのつながりをつくる情報と機会を提供する必要があります。情報を発信していくにはまでい大使の人脈を、機会を提供するにはふるさと住民票などが有効と思われまますが、これを最大限拡充

し活用していくべきと考えられますが、村長の所見をお伺いします。

2項目めは、あいの沢の活性化に向けた検討結果についてであります。あいの沢は本村においても数少ない観光資源であります。昨年キャンプ場が再開され、村外からの利用者が多く、いいたてファンを創出、拡大するには絶好のツールになり得ると考えられます。アンケートでは、大変好評だと伺っております。広大な自然環境と地の利はほかにも負けない、十分なポテンシャルを持ち合わせていると思いますので、今後キャンプ場だけではなく、あいの沢全体の構想が重要になってくると考えられます。

そこで、村は令和4年11月から令和5年3月末までに、あいの沢の活性化に向けた調査業務を発注し、検討を行ったと承知しておりますが、その結果としての基本構想について伺うものであります。

以上、村長等の所見をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1の関係人口の拡大についてであります。関連がありますので、1-1及び1-2について一括してお答えいたします。

1点目の関係人口の創出拡大についての取組であります。1つ目のまでい大使については、村が提唱するまでの理念を広く社会に広めることを目的に設置されたものであります。任期については令和3年度で終了しており、現状としては在籍はゼロ名であります。

次に、2つ目のふるさと住民票であります。これは原子力災害により被災し、人口減少が危惧される本村に対して、移住・交流等の拡大を狙い実施しているものであり、現在のふるさと住民票登録者数は995名となっております。不定期ではありますが、メールマガジンや希望する方への広報紙の発送を行っております。

次に、2点目の情報発信のための、までい大使等の人脈の活用についてであります。

現在、までい大使の制度は終了しているところですが、新たな制度としてアンバサダー制度等を検討しております。

今後の村の情報発信等につきましては、一方的に発信するばかりではなく、村の各種新規事業の感想など、今後の村政にフィードバックするため、ご意見、ご支援をいただく制度を想定しているものです。

次に、ご質問2のあいの沢の活性化に向けた検討結果についてお答えいたします。

まず、本調査業務においては、民間企業へのヒアリングや村民とのワークショップ、事業者アンケートの分析など、様々な手法で調査、分析を重ね、基本構想を作成したところです。

本調査による検討結果においては、あいの沢の活性化に向けた基本理念として、村内外を問わず、飯舘村に関わりのある方により一層村に関心を持っていただき、つながりを持ち続けられるような交流の場を創造すること。また、飯舘村のまでいな暮らしをかいま見ることにより、ふるさとを感じていただくことや、利用者にわくわくするような時を過ごしていただくことにより、新たないいたてファンを生み出す施設を目指すこととしております。

以上であります。

3番（花井 茂君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

までい大使の任期が令和3年度で終了しているということでもありますけれども、これは一定の役割と目的が達成されたということでの終了ということなのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本村ではまでいライフを村づくりの合い言葉として、ものと心が循環する豊かな環境の実現を目指し、平成17年度よりまでいライフ事業に取り組んでおります。までいライフ事業では、までいラリクーポン、それからエコハウスまでいな家の建設など、多くの事業に取り組んできたところであります。

おただしのまでい大使につきましては、人と人とが良好につながり、相互が助け合う豊かな社会になってほしいという願いを込めて、村が提唱してきましたまでいの思想を広く社会にお伝えしていただくとともに、機会を見つけて村においでいただき、村民の皆さんとの交流を図っていただくということを目的としたものであります。今般、までいの思想、までいの精神につきましては、全国的にも広がりを見せているところであり、議員おただしのよう、村としては一定の役割は果たしたものと捉えているところであります。

3番（花井 茂君） までい大使が終了して、この後出てくるんですけども、村としては新たな制度を検討しているということなので、一つのリフレッシュということだと思えますので、そういうふうに捉えておきたいと思えます。

次に、ふるさと住民票についてでありますけれども、登録者数が995名ということですが、ここ一、二年の登録者数の伸びはどのようになっているのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと住民票の登録数ということですが、発行数でございます。本事業は平成30年3月から制度化しておりますが、平成30年の3月も含めて平成30年度として324名、それから令和元年度が115名の発行、令和2年度が403名の発行、令和3年度については91名、令和4年度につきましては61名、令和5年度は今のところ1名というようなことで、全部で995名という人数となっております。

3番（花井 茂君） こういった制度は何でもそうなんだろうと思えますけれども、制度が始まったときは一気に伸びて、ピークを迎え、下降線をたどっていくということは、これは常なんだろうと思えます。しかし、このふるさと住民票というのは活用することが非常に重要だと思えますので、もう一度村として光を当てて、登録者数を増やす努力をしていただきたいと思います。

次に、関係人口拡大にはその今お話したふるさと住民票というのはとても重要なものになってくると思えます。それでこの995名というのは村の財産と捉えて、プッシュ型の情報発信だけではなくて、関係人口拡大につながるような体験参加型の本村に密着した、例えば今までイベントであれば、そういう人たちには見る、聞くのゲストとしておいでいただいたのを、スタッフとして運営側のほうに回っていただいて、そこでまた村民と一緒にそのイベントを動かしていくと。そういうところでまた村民と触れ合いながら、飯舘村をよく深く知ってもらい、それがもう関係人口拡大につながり、それが移住定住にもつながっていくことになると思うんですけども、村としての考えをお伺いいたし

ます。

村長（杉岡 誠君） まさしく議員がご提案、今お話しいただいたような形で、一方的に村から情報だけをお渡しするようなことではなくて、コロナ禍ということではできないこともありましたけれども、今後はやはり村のほうにお越しいただいたり、おっしゃるようにスタッフとして参加をしながら、共にこのふるさと飯舘村を築き上げていくような、そういう実感を得られるような、そういう形で活用していきたいなというふうに考えております。

例えば、飯舘牛の復活プロジェクトというのを昨年からやっていますが、あれはただ村が復活だと言っているだけでは仕方がないものですから、いわゆる新しいブランドとして推進していくために、ブランドを創る段階からいろんな方に参加をしていただいたり、言葉をいただいたり、あるいはご賞味いただいたりという、そんなことにも活用していきたいというふうに考えておりますので、今の議員のご提案をしっかりと村として捉えながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（花井 茂君） この移住定住の政策というのは、今回議員の研修で昨日飯畑議員もおっしゃっていましたが、女川町、東京の奥多摩町、研修させていただきましたけれども、やっていることは、方向性は多少の違いはありますけれども、移住定住に向けたその政策の方向性というのは、やることって結局横並びで同じにこう受け止めたんです。そこで、何か独自のものをやっていかないといけないのかなと思いますので、このふるさと住民票を利用して、利用するというのはい方変ですけども活用して、とにかく関係人口に村に来ていただくことを、足を運んでもらうことをもう前提に来ていただいて、新たなアプローチの仕方をして、そこから必ず派生するものって、人脈で派生するものってあるかと思っておりますので、そこでまたもう一度このふるさと住民票に光を当てて、活用していただきたいと思っております。

次に、人脈を活用した情報発信について、までい大使の任期が終了しているところの中で、村アンバサダー制度を検討しているということでもありますけれども、このアンバサダー制度をどのような方に委嘱を検討しているのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アンバサダー制度の具体的な制度内容については、現在検討中ではありますが、まず、自ら村の情報を得る努力を惜しまずに、より一層村の情報発信に努めていただけるような方。また、村が今後の施策検討や事業実施に当たっての村への情報提供を積極的に行っていただけるような、そういった方が必要であるというふうに考えているところであります。

以上です。

3番（花井 茂君） このアンバサダーの委嘱については、までい大使のときはどうだったのかちょっと分かりませんが、村との関わりを多く持った、関係人口のトップランナー的な人をぜひ委嘱をして、飯舘村をよりよく知っていただいている人を委嘱をしてお願いをして、飯舘村の情報をアピールしていただきたいと思っております。

次に、あいの沢の活性化、整備について、業務調査で出てきたあいの沢の構想なんです

けれども、これについてはきこり、キャンプ場、ため池を入れた総合的な調査結果であるのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本調査業務にて取りまとめましたあいの沢再整備基本構想におきましては、現在あいの沢として活用している、ため池周辺のキャンプ場、それからバンガロー跡、焼肉ロッジの跡、それからテニスコートの跡、きこり、民家園、あずまやなど、全体的な範囲のほかに、あいの沢を含めたゾーニングということで検討してきたところがございます。

3番（花井 茂君） このあいの沢の構想、かなり広範囲になるようなので、多目的で多くの志向に合わせるのではなくて、もう一貫して方向性を決めて、よくあるかと思うんですけども、テーマパークに行ったときに何か不釣り合いなものが、何でここにこんなものがあるのというような、そういったものにはならないような、ある程度方向性を持って、一貫性を持った整備をお願いしたいと思います。

次に、昨年キャンピングカーでキャンプ場を利用された方が、キャンピングカーの交流サイトでかなり詳しくあいの沢を紹介してある記事を見ました。その中で、あいの沢の遊歩道が福島県遊歩道50選に選ばれているとご紹介されていたんですけども、これはどのような経過であるのか、分かればお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私の知る範囲でのお答えになってしまいますが、おただしの件につきましては、福島民報社でこれは平成13年ですかね、創刊110周年記念事業で福島の遊歩道50選というふうなことで取り組んだ事業かと思われまます。これにつきましては当時県民投票ということで、あいの沢の遊歩道が9位に選ばれたというふうなことを記憶しているところであります。また、その後同じような投票が行われたかどうかということについては把握しておりませんが、当時の状況としてはそのような結果をいただいたというふうなことかと思っております。

以上です。

3番（花井 茂君） こういった福島県遊歩道50選に選ばれていますというようなことは、今後あいの沢がフルオープンしたときに、ブランディングの仕方に物すごく有利になると思いますので、またアピールの対象になると思いますので、今後このような投票もあるかどうかは今答弁で分からないということではありますが、またそういうものがあつた場合に選んでいただけるような施設整備の検討をしているのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。今後、遊歩道50選の同じような投票が行われるといった情報、先ほど述べたように現在のところはつかんではないところではありますが、再度同じような投票が行われる場合はまた選んでいただけるように、さらにはもっと上位に選んでいただけるような整備、そういった部分を今後の整備計画の中で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

3番（花井 茂君） 村民の森あいの沢はほかにも負けない、もうポテンシャルの高い自然公園だと思っています。いろんなことで失われた飯舘村のソフト的な世界感というものを、まずあいの沢を再生復活させて、それを払拭して第一歩にさせていただきたいと思います。

その後、そのソフト的な世界観、飯館牛やら何やらというものをどんどん少しずつ、そういったものを復活させる足がかりになるかと思いますので、今後もしっかりとした整備計画のほうをお願いしたいと思います。

そういうところを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） あいの沢の件含めて、非常に前向きなといいますか、建設的なご提案をいただいておりますので、そういったことをしっかり頭に入れながら、これから基本構想からさらに整備計画等につながる段階でも、さらに基本構想だけにこだわるのではなくて、様々な皆様のご意見も取り入れながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤一郎君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、7番 渡邊 計君の発言を許します。

7番（渡邊 計君） 議席番号7番 渡邊 計、6月定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

最近日本全国各地で大きな地震が発生しており、また、異常気象により大雨が各地で降り氾濫、そして大変な被害を受けているということではありますが、地震に関しては学者に言わせるとプレートのずれで、これはそれほど大きな震災は起きないであろうということではありますが、これ自然のことでどうなるか分からない。ただ、最近起きた地震、我々が受けた東日本大震災と違い、津波の被害、そして原子力発電の被害ということが関連していないので、本当に地震だけの被害で終わっていますが、ただ、家屋の倒壊とかで亡くなっている方もいらっしゃるということで、本当に大変な生活の思いをしているんだなど。そして、ここに来て異常な暑さ、5月にもう30度を記録したり、このところは線状降水帯による大雨、これがいつ発生するかということも分からない状況で、各地で大雨が降り氾濫している状況。ただ、飯館におきましても、数年前に道の駅周辺で氾濫しまして、1人亡くなっているということがありますので、自然相手ですのでいつどうなるか分かりませんが、飯館もいろいろ被害に関して防災センターなどでできましたので、役場職員大変でしょうけれども、有事の際はぜひ素早く動けるような体制を今後取っていただきたいなどお願いしまして、私、質問に入らせていただきます。

まず大きい1番としまして、風力発電について。

その中の1つ目、昨今、一般企業の風力発電の事業がうわさされておりますが、飯館村内における風力発電設置についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2番目に、飯館村南部に風力発電事業を展開しようとしている業者がいらっしゃいますが、村としてどこまで把握しているのかをお伺いします。

3つ目、当初にも風力発電がありまして、これは風力と太陽光とのクロス発電ということで、効率をよくしようということで上げてありますけれども、発電量に関して当初の計画どおり行っているのか、具体的な数字を示して伺います。

次に大きい2番としまして、深谷地区復興拠点についてお伺いいたします。

まず1番目、現在、村長がまでいガーデンビレッジの社長をやっているようですが、

いつまで就任するのか、続けるのか。また、新駅長の選任はどうなっているのかをお伺いいたします。

2番目、あそこは指定管理ということで委託してあるわけですが、この指定管理として委託している道の駅、あそこは行政の中でどういう位置づけをしているのか、どういう認識をして、施設を運営しているのかをお伺いいたします。

3番目、拠点施設の管理運営と維持管理について、具体的な内容をお伺いいたします。

4番目、従業員の就業形態と福利厚生の内容についてお伺いいたします。

5番目、これ去年からずっとやっているんですが、ツバメ対策のこれまでの経過と結果について、お伺いいたします。

6番目、道の駅の東側にガラスハウスがあるわけですが、現在の利用状況と今後について、どうしていくのかお伺いいたします。

7番目、駐車場・ドッグラン・風の子広場等の改修改善について、進捗状況をお伺いするものであります。

以上2項目、10点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 7番 渡邊 計議員のご質問についてお答えいたします。

ご質問1の風力発電についてであります。関連がございますので、1-1から1-3までを一括してお答えいたします。

まず、ご質問1-1、村内の風力発電設置についての考えであります。

村としては、令和4年3月14日に制定したゼロカーボンビジョンを宣言に基づき、中山間地域特有の自然条件、立地条件を生かした持続可能な未来を創出するため、風力発電事業をはじめ、再生可能エネルギーが住民福祉の向上に寄与しているものかどうかを含めて、都度、いいたて美しい村づくり推進条例に基づき、審議会等で協議を進めております。

次に、ご質問1-2の飯舘村南部の風力発電事業についてであります。

風力発電事業を行おうとする事業者は、環境アセス評価法に基づき、環境への影響の評価やその内容を説明する手順が法律で示されており、地区住民に対し、環境への影響等について説明することが定められております。

当該事業者につきましても、方法書、準備書、評価書の順で各種手続を経ることになりますが、議員おただしの事業者からは、現在は方法書の作成、広告・縦覧、説明会の開催が終了したところであると報告を受けているところです。

次に、ご質問1-3いいたてまでいな再エネ・クロス発電所の発電量についてであります。

このクロス発電は、風力発電所が日照のない時間帯を中心に太陽光発電の電力不足を補うものであり、バランスの良い送電を可能とするものです。

令和4年度の計画発電量は2,224万キロワット時に対して、実発電量は2,467万キロワット時となっており、実績値が計画値を上回っている状況にあります。この間、東北電力からの発電抑制の指示が幾度かあったところではありますが、総売電量につきましては計画どおり進んでおり、黒字決算となっているところです。

次に、ご質問２－１、株式会社までいガーデンビレッジの社長就任の継続及び新駅長の選任についてお答えいたします。

議員おただしの社長職につきましては、株式会社までいガーデンビレッジの意思決定の場である取締役会や株主総会により、その時々組織内での決定に従い、職責を果たすべきものと認識しております。

次に、ご質問２－２、指定管理による拠点施設の行政の位置づけについてお答えいたします。

いいたて村の道の駅までい館及びセブンイレブンについては、飯舘村復興整備計画に基づく深谷地区復興拠点エリアの一部であり、道の駅としての村の情報発信施設としての機能や、村民及び来村者の交流・触れ合いを生み出し、村の歴史や文化を伝承し、それらの情報を発信する機能をも有する拠点施設であると認識しているところであります。

次に、ご質問２－３、拠点の施設の管理運営と維持管理についてお答えいたします。

指定管理制度による施設の管理運営等については、指定管理者と村との基本協定に基づき行われております。

また、協定に定めのない事項については、都度、協議をしながら進めることとしております。

深谷地区復興拠点には、いいたて村の道の駅までい館、ふかや風の子広場、ドッグラン、温室ハウスがありますが、このうち株式会社までいガーデンビレッジいいたてとは、道の駅までい館の管理運営について指定管理基本協定を締結しているほか、令和４年度からはドッグランの入場券の管理を委託しているところであります。

なお、施設の維持管理については、電気料、水道料、施設点検費用、環境整備費用などは、村から支出する指定管理料にて管理されております。また、収益事業に係る経費や人件費については、株式会社までいガーデンビレッジいいたての収益により運営していくこととなっております。

次に、ご質問２－４、従業員の就業形態と福利厚生の内容についてお答えいたします。

いいたて村の道の駅までい館及びセブンイレブンの従業員の就業形態と福利厚生については、株式会社までいガーデンビレッジいいたてにより、就業規則、育児・介護休業規定等、各種規定が定められており、規則、規定のとおり執行されていると認識しております。

次に、ご質問２－５、ツバメ対策の経過と結果についてお答えいたします。

いいたて村の道の駅までい館及びセブンイレブンにおけるツバメのふんの対策については、昨年12月の定例会においてご質問いただいたところであり、ツバメがいなくなった時期からツバメが再来訪する前までに対策を講じることとし、令和５年３月に防鳥対策として道の駅及びセブンイレブンの軒先の改修を行ったところであります。

具体的には、ツバメが巣を作る可能性が高い軒先の空洞部分を塞ぎ、巣を作りにくい構造にいたしました。しかし、この春、ツバメが来る時期になると、やはり数羽のツバメが巣を作り始める行動が見られたことから、村としましては、お客様が安心して道の駅等を利用できるよう、ツバメが巣を作り始める初期段階での撤去など、ツバメに巣を作

らせないように工夫するよう、道の駅に対し指示をしたところであります。

しかしながら、道の駅を利用する一部の方から、ツバメがかわいそうである、動物愛護の観点から保護すべきというご意見が寄せられたということから、道の駅としては、ツバメの巣の下側に、ツバメのふんの受皿を設置するなどして、お客様へのふん害を防ぐための対応に変更し、その後はツバメを見守ることとしたと報告を受けております。

次に、ご質問2-6、道の駅東側のハウスの利用についてお答えいたします。

現在、道の駅東側のガラスハウスについては、合同会社福相農園に貸与しており、当社が株式会社までいガーデンビレッジから業務委託を受け、道の駅までい館の展示用吊花の栽培や維持管理のために利用されております。

今後も同様の利用のほか、直売用などの花の栽培などを予定しております。

次に、ご質問2-7、深谷地区拠点施設の駐車場・ドッグラン・風の子広場の改修改善についての進捗状況についてお答えいたします。

まず、駐車場に関しましては、進入口について物理的に一方通行とすることができないか、また、案内表示等による規制ができないかについて、管理者である福島県へ申入れをしているところであり、現在回答を待っている状況であります。

次に、ドッグランに関してですが、昨年度ドッグランの場所が分かりにくいのご意見がございましたので、本年度の予算にて案内用ののぼりを設置することとしております。

次に、風の子広場に関してですが、日陰が少ないことから、健康管理面において何らかの対策が必要との認識をしているところです。現在、パラソルやタープ等の設置、また、屋根つきの構造物の建設などを検討しているところでありますが、子供たちが安全に広場を活用できることや、悪天候や突風などにも対応できることなど、できるだけ早い時期に対策が取れるよう、引き続き多角的な検討をしております。

以上であります。

7番（渡邊 計君） では、今答弁ありましたので、答弁とまた私の考えといろいろして、意見を詰めていきたいと。

では、まず最初に風力発電について、1-1の風力発電設置についてどのように考えているのかということの質問に対して、村長が去年だか、ゼロカーボンビレッジ宣言をいたしましたので、そういうことになると再生可能エネルギーとか、そういうものに関しては推進していくのかと思っておりますけれども、この風力発電に関しましては建てる場所がほとんど国有地であるということで、入ってくる収入は1基当たり、固定資産税が大体6,000円、それと減価償却税が大体20年で3,000万円ほどということで、現在、八木沢と、八木沢の峠ですか、原町分と飯舘分に建っているのも同じ条件かと思っておりますけれども、この風力発電に関しては太陽光と違いまして、太陽光の場合は民間の人の土地を借りてやるということで、1反当たり幾らというような金が土地を貸した人に入ってきますが、太陽光の場合、国有地に建てるということになると、今言った固定資産税と減価償却税、これは村に入る。でも、一般の人には何のメリットもない。そういうところが非常に多い。八木沢に建ったものに関しましても、あれのお話を聞きますと、何か催物をしたいようなときは力を貸しますというような条件がついていましたけれども、

今避難して八木沢に何軒もない中で、何か催物をしようなんてことはできないんですよね。ではなくて直接的な、もっと村民に有意義なものがなければ、本当にただ見栄えの悪いものにしかならないと私は考えております。

先ほど、花井議員も東京のほうへ研修に行ってきたお話をしましたが、東京の河辺町というところのホテルに泊まって、そこからちょうど北側の山が見えるわけですが、そこは埼玉県のほうの地域、あそこからずっと八王子のほうまで続く山なんですけれども、確かに奥多摩町はあまりにも急斜面で岩山で建てることはできないですが、そこまでの間、平らに山が見えるんです。そこに風力発電が1本も建っていないんですよ。

それで、つい最近私のところに電話がありまして、渡邊議員、この前、川俣で風力発電の説明会があったけど、賛成なのか反対なのか、どっちなんだって。いや、条件次第ですよ。ただ、条件次第だけれども、なぜ関東に1つも建たないのがこっちに持ってくるんだって聞いたところ、その人は理由を知っているらしく、東京で反対されたから、こっちのほうに持ってきているんだという答えでした。であるならば、もっともつ好条件を、こちらの建てさせる側の好条件を出すべきではないかと思うわけで、この村長の答えにも、再生可能エネルギーが住民福祉の向上につながるということは、この建てるものに関しての税金でつながるのか、その発電した中の幾らかがそういう福祉向上の施設とかに電気を回してくれるとか、そういう考えなのか、どちらなのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどいただきました質問で、何らメリットがないようなこともございましたが、まず、そういった部分につきましては、八木沢の風力発電もそうですが、村は協定書を取り交わして、しっかりとした交付金活動等についても、また施設の維持管理についてもしっかりとしていくというようなことで、村からもある程度ご意見を言えるような、そういった内容の協定を結んでいるところであります。

地域貢献活動としまして、先ほど議員からもありましたような、村としては固定資産税等が、税金があるというようなことであります。そのほかに、地域住民の再生可能エネルギーへの理解促進、あるいは飯舘村の次世代を担う子供たちへの教育、そういった部分での地域貢献活動、また立地されましてからは、その維持管理につきまして地元企業の活用などを、一部作業とかそういった部分でも活用していただくというようなことで、協定の中に盛り込んでいるところであります。

具体的な地域貢献の中身につきましては、今後、その地区の地区住民と企業との中で具体的な話をする中で進めていくというようなことであります。そういった部分もしっかりと見せているところでございます。

ただ、ゼロカーボンビレッジいいって宣言によって、基本的にはそういった今後目指しているというようなことでありますけれども、全てにおいて、どんなものでも受け入れるというようなことではなくて、さっき答弁申し上げましたように、住民福祉の部分にまずは貢献するというようなことが基本でありますので、そこはいいって村づくり推進条例に基づく審議会等でも十分検討しながら進めてまいりたいというふうなことであります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 長々答えていただけたけれども、私の質問と違うことを答えているようです。私は、この住民福祉向上に再生エネルギーの寄与に関して聞いたんですよ。それについて、一言も言っていないんですよ。ちゃんと答えなさい。村長答えてください。

村長（杉岡 誠君） 住民福祉の向上という言葉がかなり広範に及びますから、どの部分があるかということがありますが、例えば議員が今具体的におっしゃった、例えば電力の地産地消という部分がございますが、それは今既存の協定を結んだ再生可能エネルギー、風力発電においてはそこまでの話はしておりませんが、村のゼロカーボンビレッジいいって宣言の中には当然その構想もあるわけでありまして、今の事業者がということではないかもしれませんが、やはり電力が非常に高騰しているという中で、やはり電力をただ外に供給するだけではなくて、村民生活のためにも活用できないかということは、実は模索をさせていただいているという状況であります。

あと一方、その税収の部分は昨日の一般質問答弁の中でも申し上げましたが、やはりそこは大事な部分だろうというふうに思っています。村の税収そのものはやはり減ってきているといたしますか、例えば賠償の部分が、分離課税の中で所得としてみなされていた部分が減ってきているという部分もありますけれども、やはり村の中で、あるいは村外でなりわいに就く方の年代構成とか、所得が変わってきている中で、全体の税収が下がってきているというのが現状でありますから、そこをしっかりと自主財源を確保するための方策の一つにもなり得るだろうというのがあります。

ただ、税収を得るために全て再生可能エネルギーに流用するようなことは私は考えておりませんので、あくまでも住民福祉の向上、それは地域の合意形成、あるいは地元貢献策、あるいはその隣接自治体との協議とか、あるいは審議会の審議とか、様々な条件を付した中で、それでも村にとって、あるいは村民にとってメリットがあるというものについて、協定をさらに結んだ上で事業化ということを進めてきたということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） そのように答えていただければいいんですけども、ただ、先ほど課長からも地元の人という答えがあったんですけども、でも大火山に建ったものが川俣から大分騒がれて、ああいう距離が離れたところからも大きく見える。この2番目に関するようにもなりますけれども、今飯舘に28基建てようとしている。そうしたら、その地元だけではないんですよ。はるかかなたから、見えるんです。霊山の道の駅をちょっと過ぎたところから、もう見えるんですから。そんなものが、28基が建つ。でも、飯舘の場合はクロス発電をしていくということで、我々も認めたんです。

でも、そういうものが村長が今一生懸命やろうとしている美しい村、昨日佐藤八郎議員の質問にも同じような答えをしていますけれども、美しい村の中で、そして今回建つのが蕨平地区からということですが、蕨平地区、長泥地区、それから比曽地区まで28基という話であります。飯舘村の中で百名山に選ばれた野手上山が私の地域にあります。しかしながら、まず蕨平に建つ範囲というのは、本当に目の前なんです。百名山に

選ばれ、美しい村に選ばれた、そういうところにそういうものが果たして建ってよいのかどうか。確かに、村民は少なくなっております。暮らしている人も少ないです。だからって、それでよいのか。

それで、今期28基建つということなのですが、その説明会が川俣であったんですよ。5月13日、川俣の山木屋地区で風力発電の説明があるから来ないかと、川俣町の議員さんに誘われました。行って驚いたのは、この表紙を見てです。なぜ、川俣で説明会なんだと。福島飯館風力発電事業。飯館風力発電事業なのに、何で川俣なんだ。飯館で一度もやってないじゃないかと。驚きましたよ。そして、この事業主がはっきり言います、東京にある東急不動産株式会社であります。説明を受けていましたが、本当に言い訳的な説明しかしない。これだけ28基建つて、もう環境アセスを、昨日八郎議員も言っていますが、ある会社に環境アセスをもう頼んである。じゃあ、頼んであるなら、これの28基建つ総事業費は幾らで、20年間でどのくらいの発電量と営業でどれくらいの売上げが上がりやっつけられるのか、それを説明してくださいと言ったら、これだけの文章を作った、環境アセスも頼んだ中で、総事業費はまだ何も考えていません。誰がそういう会社を信用できますか。

それでこの中で、今答弁の中で方法書の作成、広告・縦覧、説明会の開催とありましたけれども、飯館の役場内にも縦覧する場所があったと。これ気づいていた人のほうが少ないんじゃないかと思うんですよ。それで、この縦覧の期日が5月16日までで、そこに上がった意見書でいろいろ今後やっていきたいというけれども、これ縦覧の場所が福島県庁、それから飯館村役場、1か所です。建つ飯館村役場が飯館村に関しては役場1か所です。川俣町、役場、小綱木公民館、飯坂公民館、とんやの郷、建たないところに4か所も縦覧場所があるんです。そして、二本松も縦覧場所が3か所あるんです。立地される飯館が、1か所しかないんです。本当にね、ふざけた話じゃないかと。

それで、村のほうにはこの縦覧場所及び説明会の開催が終了したという報告が来ているということですが、縦覧場所はどこあったのか、説明会の開催がどこどこで行われたのか、連絡は来ていますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 説明会の開催をしているというようなことで報告を受けているということですが、ちょっと今手元に資料を持参しておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

7番（渡邊 計君） 飯館村では開催されましたか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） はい。村でも説明会を行ったというふうに聞いておりますが、参加者がいなかったやに聞いているところがございます。

7番（渡邊 計君） この説明会の折、そのことも私この来た東急不動産の人に聞いております。飯館村では区長会があった折に行ったけれども、区長会長と副会長しかおらず、2人の方にはお話ししましたが、あとの人にはお話ししていません。聞いてもらえませんでした、帰りました。

これが説明会ですか。そんな会社信用できないでしょう。確かに、日本で5本の指に入る不動産会社です。でも、何でこっちに飯館のほうに持ってきたか。本来ならこれ電気、

どこで使う電気ですかって私聞きました。そうしたら、東北電力による電気です。でも、電気が必要で、南のほうに変電所を造って、向こうへ持っていくんでしょと言ったら、関東で足りない電気なんでしょう、関東の山で造りなさいと言ったんですよね。平気な顔して、わけの分からない説明していましたけれども。たまたま二、三日前電話来た人には反対なのかと言われたけれども、条件次第だと。どうしても造るんだったら、飯舘村の電気、全部ただにしろと。28基も建てるんじゃないかと。飯舘村の電気が全部ただになれば、ああ、飯舘では電気代ただでね、これだけ高騰している中でただで住めるんだ、工場も造ろうよって、飯舘の住民増えるぞと。その人もそんなふうに言って、笑っていました。

村には税金が入るけれども、それが村民にどういうふうに使われるか。電気代が入った税金は村民に全て使うと言うなら分かるけれども、税金で上がったものというのはそうはいかないでしょう。だから、蕨平から比曾まで建つけけれども、その地域だけじゃないんだ。こっちからだって全部丸見えなんですよ。それも28基も。今回立つ山って、岩窪のそっち南側を見れば、あその山に建つのもう目に見えているんですから。

それが美しい村に関してよいのかどうかということになりますけれども、最初の答えの中で審議会等で協議を進めてまいりますということですが、これまでは一度もやっていないということで、今後やるということまで理解していいんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 風力発電に関する部分かと思いますが、八木沢の風力発電事業者、その部分も今まで審議会の中で審議をしてきたというようなこともありますので、今後もそういったことで審議をしてまいりますというようなことであります。

7番（渡邊 計君） これまでこの審議会は何回開かれたのか。今後、年に何回開いていくのか。そして、その協議内容はどんなものを協議していくのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今までの回数についてちょっとまだ手元に整理してございませんが、基本的にそういった案件が上がったときに、同時期に上がったものについてはその都度、開催をしてきたところであります。

また今後につきましては、そういった不定期な開催ということではなくて、年に4回程度、定期的に公募期間を決めて開催していくというような計画にしているところであります。

7番（渡邊 計君） 八木沢のときも議会に報告が届いたときは、もう建つのが決定してから、住民との話し合いが終わって判こついて、決定してから議会には話が来たんですよね。議会って執行部にとっちゃ、そんなものなんですかね。予算だけ審議するのが議会ではないんですよ。我々は、村民の代表としてここに来ているんですよ。何でそこにも説明しない。造ることが決まってから、話をする。そんなばかな話はない。こんなこと、いつまで言っていたって仕方がないけれども。

それで、3番目の1-3の大火山の発電に関してですが、これ私質問ちょっと言い方悪かったのかと思いますが、クロス発電ではなくて風力発電だけの発電量がどのぐらいしているのかということまでちょっとお伺いしたんですが、ちょっと今すぐ分からないでしょうから、これは後で報告をお願いします。風力発電だけの電気の発電量、これが計

画どおりいっているのか、あと、それが黒字決算になっているのか、赤字決算になっているのか。その辺を今後の風力発電が建つことの資料にしたいので、後で結構ですので報告をお願いします。

次に、大きい2番の深谷復興拠点について質問いたします。

答弁では、社長は取締役会や株主総会によってその組織内で決定しますということで、以前も同じお答えをいただきました。

しかしながら、あそこに委託しているのは飯舘村で、村長名で仕事を委託しているはずです。その仕事を受ける向こうの社長代表が、同じ人間であります。一般会社なら、ワンマンの社長なら、自分の会社という子会社をつくって、そこにもう座って、給料の二重取りだ、どうだって。それは可能ですけれども、公共においてそれがよいのかどうか。私はよくないと思うんですが、その辺、村長のお考え。そして、この社長に固執する理由は何なのか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 後段の部分からご答弁申し上げますが、社長に固執するって、私が固執しているわけではございませんで、取締役会、株主総会の中で選定された中で、その職責を果たさせていただくということでやっているところであります。

それから、同一人物であることが問題だというお話ですが、前回の答弁でも申し上げていますが、私は個人で仕事をしているわけではございませんので、村長としての村民の負託をいただいた中での役責の部分と、までいガーデンビレッジについての社長というのは、社長の個人の仕事ではございませんので、会社としての職責を果たさせていただくという部分であります。

なお、私は公職にある立場でもありますから、社長職としての報酬は一切頂いておりませんから、そういった意味での経費節減にはなっているだろうというふうには思います。

それから、いかなる社長の方を今後どういうふうにしてやるかというのは、また今後の取締役会、株主総会の中での決定事項だと思いますけれども、まずは道の駅の経営をしっかり黒字体質にしてやっていくということが大事でありますので、そこを目標にしながら、私の職責の中では務めさせてきていただいているというところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 株式会社の取締役が総会の中で決まって、例えば大火山のクロス発電、あそこも村が40%ほど出資して、副村長が取締役になっておりますよね。何も道の駅の社長が村長でなくたっていいんじゃないですか。じゃあ、あそこが何かあって是正勧告を出すとき、村長名で誰名に出すんですか。受け取る代表は杉岡 誠村長から、杉岡誠ガーデンビレッジ社長に行くんですか。そんなこと、許されるんですか。

そして、あるときは村長として、あるときは社長として、そのとき、そのとき、自分の都合のよい立場で話をしてくる。本人は、村長はそう思っていないかもしれないですけども、我々からすれば、そういうふう聞こえるんです。何も総会で決まろうと、その前に私は仕事を出す側の長ですので、社長は引き受けられませんかと言えば、自動的に別な人になるでしょう。それを断らないということは、受け入れる姿勢があるというこ

とでしょう。

村長は今言ったようにその都度、その都度、自分の都合のよいように社長になったり、村長になったりして答えているつもりはないでしょうけれども、受け取る側はそのように受け取っております。

今後、本当にずっと選ばれたなら社長をやるのか。

それから、私この質問の中で新駅長の選任はどうなっているのかとも聞いておりますが、これに対して一言も書いていない。これはどうなっているんですか、教えてください。

村長（杉岡 誠君） まず、ご質問の部分の最初のお話の中で、同一人物に是正勧告をするのかという話がありましたが、例えば私が同一の代表者を務めている振興公社なども含めて、例えば契約をするときには別の名前ですね、副理事長とかそういう名前で契約をさせていただいていますから、それが先ほど言った会社組織としてやるという部分の使い分けだろうというふうに思っているところです。

ですから、例えば道の駅に関しては、私が社長しかいないものですから社長という形、代表取締役社長であれば、村側の名前は副村長という名前になるのかなというふうに思っております。

それから、都合よく2つの立場を使い分けているのではないかと、そういうふうに捉えているんだというお話ですが、誰がそのように捉えているのかということ、私自身としてもしっかり把握をして、ただすことはたださせていただかなければならないだろうというふうに思いますので、少なくとも道の駅の中で話すときには社長として話をする、あるいは社長としての指示はこういう指示だということをお話しした上で、かつ発議をしてもらったものについては私が判こを押しますから、私の責任になるんだと。私の責任の下に仕事をしてくださいというお話をさんざんしてきておりますから、そういうことがしっかり伝わっているかどうかということ、今度もさらに見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ずっとやるのかどうか、あるいは駅長がどうなのかということについては答弁の中で申し上げておりますけれども、会社の意思決定の場である取締役会や株主総会より、その時々組織内での決定に従いということでもありますので、その組織内で決定されるものと認識しているところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 今村長から、社長の立場としては道の駅に行ってお話ししているということですが、社長の立場で村長室で話したことはないんですか。

村長（杉岡 誠君） 場所によって私が立場を使い分けているわけではございませんので、対応するその相手に応じて物事はさせていただいているというところです。当然、道の駅の職員も村長室のほうに来ていただいて、発議書を持ってきたり、あるいは協議をしたりすることがありますから、その場所によって私が立場を変えるということではないというところであります。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 村長室に入るということは、村長だから入るんでしょう。道の駅の駅長

として、伺った人が村長室に入るわけではないでしょう。であるならば今後、道の駅に関しては村長室以外でやるべきですよ。村長だから、村長室を使っているんですよね。道の駅の駅長が、村長室を使っているわけではないですよ。何か都合のよい返事にしか聞こえてこないんです。

ただ、何も村長でなくても、大株主が飯舘村役場でありますから、飯舘村村長での株主じゃないんですよ。副村長ではいけないんですかと私は言いたいんですが、そのところをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 誰がよいのかというのは、その組織内で決定するということをご答弁申し上げておりますので、私でなければならぬということではないだろうというふうに思います。

それから、今お話の中で村長室に来た人間が、私が村長なのか、社長なのか分からないと言っているというお話でしたので、社員がそのように申し上げているのかなというふうに思いますので、そこは確認をさせていただきたいと思います。

なお、私が村長室に必ず来いというふうに社員に指示をしているわけではありませんので、例えばミーティングをやるに当たっては私が道の駅に行ってミーティングをしますし、都度都度事務所のほうに行って、今日話すことはないかとか、あるいは今日この場でちょっと時間をいただいて話ができないかということを見せていただいていますので、当然道の駅側から呼ばれば私は行くということもさせていただいているということは、申し添えておきたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 今村長の答えから、村長室に従業員が来ているような、私が住民から聞いたような答弁ですけれども、違います。道の駅の車が、よく停まっているんです。でも、見るといないんです。どこ行ってるかといったら、村長室に入っている。だから、私は聞いているんです。それが村長としての話だったら、村長室でいいです。道の駅の社長として、村長室に呼ぶのはいかがかということを私は言っているんです。私は別に、道の駅の従業員からそう言われたから聞いているのではないんですよ。

そもそも村長が社長をやっていることがおかしいから、私は異議を唱えているんです。飯舘村が、村が一番の出資者ですけれども、この出資者の代表が村長ではなくて、副村長だって構わないでしょう。是正勧告を出して、本人が本人から受け取る。

で、振興公社の話が出ましたが、振興公社や特別養護老人ホーム、きちっと事務局があって、事務長がいるからまだいいですよ。そして、委託管理しているパターンが違うんですよ。委託管理の内容が違うでしょう。振興公社に出すのと、特別養護老人ホームに出すのと、道の駅に出すのと、協定内容が全部違うでしょう。全部同じだったら、それは構いません。振興公社、それから葬儀場もありますけれども、葬儀場なんか農協のほうで、葬儀のやり方のパターンが決まっていると。でも道の駅に関しては直接客相手なんですから、何にもパターンなんて決まっていないんです。その中で、いろんな問題が起きてくる、それらに対応する。そういうことに関して、村長が何も社長なら、道の駅に行って言えばいいですよ。社長なのに、何で村長室に呼ぶんですか。

次の質問もあるので、こんなこといつまでもやってられません。

次、復興拠点について、道の駅、特に道の駅についてお伺いいたしますが、行政でどういう位置に位置づけているということで答弁いただきましたが、この答弁以外に私は、道の駅って今セブンイレブンがあって、村内で唯一食料品や生活用品が買える場所なんですよ。そして、また道の駅でいろんな催物があって、交流人口を増やす。この交流人口を増やすということは交流人口、移住定住の宣伝にもなるわけですよ。そういうことでやっているのがありますので、私としてはこれは絶対なくしてはならない、そういうものだと思うんですが、そういう認識がどこにも書いていないですよ。だから、私はどういう位置づけにしているんだと。そういう観点で私は伺ったんですけども、村の情報発信や来村者の交流・触れ合い、これは交流・触れ合いが必要です。村の歴史や文化を伝承って、あそこで何村の歴史、文化伝承できるんですか。あそこにそんなことを求めて来ている人、いませんよ。ほとんどは買物です。今後、もう少し認識を改めていただきたいなと思います。

次、2-3、管理運営と維持管理についてということで答弁いただきましたが、管理運営については、までいガーデンビレッジは道の駅だけだと。ドッグランは入場券の管理だけをしているところであるということですが、入場券500円ほど取っておりますが、この500円は帰りに商品券に交換できると。そして、道の駅で使えるということになっているんですが、ここの管理に関して、ベース管理なのでどのぐらいで委託しているのか。また、その500円の商品券がどういう金の動きをしているのか、その内容をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ドッグランの入場券の管理、委託の部分であります。管理委託、特別に管理委託料として村で払っているということではなくて、議員からありました500円分の引換券というようなことで運用しておりますので、その500円分、それが直接道の駅の売上げにつながるというふうなことで、管理委託をお願いしているということでもあります。

7番（渡邊 計君） 500円の券を渡しているわけですけども、でも道の駅で500円の券を出してやって、500円売れたって何の売上げも増えないです。この500円分って、どこから出しているんですかって。委託管理している道の駅の中で出しているんだったら、何もこんなドッグランの入場券管理まで、では券の管理500円の商品券の交換、それは道の駅でやっているけれども、ドッグランの中の管理は別でやっている。そういうことなんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ドッグランそのものは、村の担当としては商工観光係が直接管理をしますから、管理経費は村側が払っている。そして、収入として入るべき500円、使用料を道の駅側の収入としてできるように管理委託をしていますから、いわゆる道の駅としては経費をかけずに収入が得られるというそういう状況ですので、道の駅はその500円分の収入がイコール委託料に類するものというふうにお考えいただければ結構かと存じます。

以上であります。

7番（渡邊 計君） ということは、ふかや風の子広場と温室ハウス、これは復興拠点として

の指定管理ではなくて、村が直接管理しているということによろしいんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふかや風の子広場、それからドッグラン、これについては村が直接管理をしているというようなことであります。

あと、そのガラスハウスの部分であります、これは業者のほうでの管理というふうなことになっております。

7番（渡邊 計君） 何か細々と分かれているみたいでね、私なんか最初あそこ、全てひっくり返すための指定管理かと思っていたわけですが、今お話を聞くと違ふと。

そうした場合、ふかや風の子広場、ドッグランは村でということは、あそこで使う電気、水道、施設料等は村が管理するけれども、温室ハウスに関しては別な人がやっているとなった場合、あそこで今食堂の上に花をぶら下げているわけですがけれども、その花を管理というか、作っていただいているのかどうか分かりませんが、そうであればあその花の管理に関しては、その中で燃料費なりそういうものを賄っていくべきであろうと思うんですが、なぜ道の駅から暖房費が出るのか。どうなっているんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の花玉の管理、下草花の管理というようなことで、管理委託を業者のほうにしているところでございます。その契約の仕方になるのかなと思いますが、道の駅とその管理業者との間の契約としては、そういった管理の日頃の手入れする料金というようなことで、別途そこに使う、冬の間特に暖房費がかかるわけでございますけれども、その部分については別途というようなことでの契約の内容になっているものと認識しているところでございます。

7番（渡邊 計君） ハウスに関しては後でも質問していますので、そこでまたもう一度聞きます。

次、2-4で従業員の就業形態と福利厚生についてということで伺ったんですが、答弁のとおり、あそこは会社なんですから会社内で決めることですがけれども、ここに社長がいらっしゃるから私は気安く聞いているんです。でなかったら、議長、道の駅から召喚してもらって、こういう場で質問に答えてもらうしかないんですけれども、せっかく社長がいらっしゃいますよね。社長にお答えいただきたいと思うんですけれども、規定内容ということではありますが、あその年金、それから保険、厚生保険やそういうもの、それから退職金、失業保険と、これらは全てかかっていると思いますか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時19分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時20分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどのご質問でございますが、村としましては、会社がきちっと会社の中で規則を定めて運用している部分でありますので、その中で適正に執行されているというふうな認識でいるところでございます。

詳細について、ここで状況をお答えするものではないのかなと思っております。

議長（佐藤一郎君） もう一度、最後の語尾までしっかりと答弁ください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 就業規則等につきましては、までいガーデンビレッジいたてのほうできちんと決めている中で運用されているということでもありますので、村としては適正にその中で運用されていると認識を持っているところでございます。

以上です。

7番（渡邊 計君） 私、ここに社長がいるから社長に聞いているんだけど、適正にされているということですが、あそこの従業員、正社員は何人いて、全員正社員なのか、それともパートさんなのか、内訳をお願いします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午前11時20分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時28分）

7番（渡邊 計君） 今把握していないと言うんだったら、後ほど書類、文書で。いいですか、年金、保険、退職金、失業保険等、それがどうなっているのか。それから正社員、パート、どういう区分になっているのか、全員。私は全員正社員かと思っていますけれども。もったいないですけども、前駅長にちょっとささやかれたことあってね、あそこ、正社員、退職金が最初は出ていたんです。前駅長になったときにちょっといろいろありまして、説明もなく従業員にサインをさせて、それ以降、退職金の積立てがなくなっているんです。前駅長にぽつっと私いろいろ聞いていますから、そういうことでいろいろ酒飲もうねと言った矢先に亡くなられたんですから。そういうことがあるから、私聞いているんですから。

時間ももったいないので、次にツバメの巣に行きます。

これツバメの巣が要はよしか否かということから始まると思うんですが、この答弁書の中で、ツバメが巣を作り始める初期段階での撤去、ツバメに巣を作らせないように工夫するよう、道の駅に対し指示をしたということは、道の駅の従業員にツバメの巣を撤去しろと指示したというふうに捉えてよろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 管理面について、全て道の駅のほうにお任せをしているという部分でありますので、道の駅のほうで対処するようというところで指示をしたところでございます。

7番（渡邊 計君） 建物の管理って、建物に関しては委託するのは村でしょう。道の駅は、従業員は販売やそういうもので。じゃあ、道の駅のどこか壊れたら、そうしたらそれも全部道の駅の責任ですか。道の駅にツバメの今ある巣を壊せと指示したのは、村側なんでしょう。そこだけ、とにかく確認しておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村のほうから、指示をしたものでございます。

7番（渡邊 計君） それで今回このことも村からの指示によってSNSで炎上したのかどうか原因は分かりませんが、SNSが炎上したことについては執行部は確認しているんで

すね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） SNSでの炎上というようなことでありますが、そういった部分については確認はしてございません。

7番（渡邊 計君） 村長も確認していませんか。

村長（杉岡 誠君） 炎上という言葉かどうか分かりませんが、私はインスタグラムとかツイッターを常々見ておりますので、そういった形の投稿があったというのは、私自身は確認をしているところでもあります。

以上です。

7番（渡邊 計君） 確認しているのであれば、炎上した内容はどういうことで炎上したのか、お答えください。

村長（杉岡 誠君） ちょっと手元にそういうデータがあるわけでもございませんので、記憶の範疇で申し上げますが、せっかくそのツバメが毎年来るのを楽しみにしていたのに、ちょっとそういうことで違うことがあったというような形の投稿だったかなというふう

に記憶しているところでもあります。

以上です。

7番（渡邊 計君） あまりうそつくの、やめましょうよ。

SNS、最初に6万件以上一気に広がって、ごく最近、最終的には7万9,000件の見た人がおります。これに写っているのは、ツバメの巣を棒で壊しているところ。もう一つ、ゴムの蛇を取り付けているところ。これがきっちり写真で写って、炎上しているんです。これ両方とも、役場側からの指示だということによろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどあった2点ですね、ツバメの巣、作り始め、卵を産む、ひながかえる、そういった前に初期段階での撤去が一番効果的だというような業者からの話もありますので、そういった指示をしております。

また、蛇の置物というようなことでありますが、ツバメが近寄らないようにということで、人の目に、お客様の目につかない、屋根の上などに設置するのが効果的だということ、これについても指示をしたところでございます。

7番（渡邊 計君） 今、答弁おかしくないですか。屋根の上、あんな高い屋根の上に従業員が上がって貼れる、やれますか。違うでしょう。ツバメの巣のあるところに、蛇を貼り付けろと言ったんでしょう。写真は、そういう写真が写っているんです。それに対して、そこを通りかかったお年寄りからも気持ちが悪いと。あとは、せっかくのツバメに何てことをするんだ。そんな飯舘村の道の駅に行って金使うのはやめようって、そういうことが最終的に7万9,000件ほどフォローアップされているんですよ、だあっと。それを知らなかったようなこと、言わないでくださいよ。全て指示が村から出ているんでしょう。

じゃあ、この炎上したものに対して、炎上したんだから消さなければいけない、消火しなければいけない。それはどんな形でやりましたか。

議長（佐藤一郎君） 渡邊 計議員に申し上げます。

一般質問と尋問は違いますので、質問を切り替えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 私炎上したというか、SNS、頻繁に見るものではござい

ませんので、炎上の部分に対しての対処というようなことではございませんが、先ほど答弁で申し上げましたように、そういった動物愛護等との観点から保護すべきというような話もあったということで、お客様のふん害を防ぐための対応、つまりツバメのふんの受皿を設置するというようなことで、対応ということで撤去といったことはしないという対応に移ったというふうに、報告を受けているところであります。

また、巢の近くに蛇の置物を置けというふうな話もございましたが、そうではなく、先ほど申しましたように、お客様の目につかないところに設置するのが効果的だというようなことで主張した部分であって、もしそれが不可能だということであれば、不可能だというようなことを言うていただければ、また違った対応になったのかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

7番（渡邊 計君） 私SNS炎上したことに対して、どのような消火をしたか聞いているんです。何もしなかったら、何もしなかったって答えればいいでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申しましたように、SNSの確認等はしておりませんので、それに対する対処については、課としては、村としては、特に行っていないということでございます。

7番（渡邊 計君） 村としてはやっていない、道の駅としてもやっていないという捉え方でいいんですか、村長。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅としてどういった対策を取ったかというふうな報告は、今のところ受けていないところでございます。

7番（渡邊 計君） 何か、随分隠し事するの好きだね。SNSが炎上したのが、あくまで村が蛇をつけろと言って指導した、それが元で炎上したのに対して、道の駅から村に連絡がないわけじゃないですか。それを知らなかった。行政から指導されて、その指導どおりやって、それでSNSが炎上しているんですよ。それを村が知らなかった。そんなこと誰聞いたって、信用できないでしょう。向こうはこうやって、村の指導どおりやったところ、こういうふうになりました。それは、必ず連絡よこしているはずですよ。本当に何も連絡なかったんですか。それでよろしいんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどから申し上げているとおり、道の駅からはそういった声が、ご意見いただいたということで対応を変えましたというようなことで、報告を受けたというようなことであります。

SNSに対しての対処という部分については、報告を受けていないということでございます。

7番（渡邊 計君） そういうことでご理解いただいたって、何がご理解いただいたの。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 理解をいただいたではなく、報告をいただいたというふうなことでございます。

7番（渡邊 計君） 道の駅からSNSで炎上したことも、それからSNSでこんな7万9,000件も上がって、みんなフォローアップしていることも職員誰一人知らなかったということなんですね。何にも対処していないということは、この消化するための対処、謝

罪文とかを道の駅で上げたのか知りませんが、役場の指示どおり行って、何で道の駅が謝罪を上げなきゃいけないの。本来ならば、こういうふうにしなさいと指導して、そのとおりやってSNSが炎上した。買物に来た人から、気味が悪いと言われた。指導者が役場ですよ。それを知らなかったの、そんなのあり得ないじゃないですか。万が一知らなかったとしても、そういう報告が来た場合、詳細をきっちり調べるのが仕事じゃないですか。

このSNSが炎上したことについて今後きちっと調べる気があるのか、ないのか、お答えください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） SNS等で情報がそういうふうに伝わっていた部分、そういった部分については今までちょっと確認していなかったものですから、今後確認したいというふうに思います。

7番（渡邊 計君） ぜひ確認してください。すごいこと書かれています。こんなところ、こんなことをする飯舘村の道の駅で買物するな、飯舘村に金を下ろすな、そんなことまで書かれているんですよ。そこまで書かれていることを知らなかったなんてこと、ないはずですよ。

次、時間がないので、ガーデンビレッジの2-6行きます。

これがガーデンビレッジのハウス別に貸しているということですが、実際あそこもそうですし、道の駅もそうだけど、委託管理している中で月に何回ぐらい見に行きますかと言いたいんですよ。あの東側のガラスハウスを見てください。花を管理していますって言って、あの広い部屋の中に4鉢か5鉢しか入っていないんです。本当に無駄が多い。それで、暖房費を払っている。

実際、道の駅、こういうハウスに関して月に何回ほど見に行っていますか、お答えください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 花玉の管理等につきましては、道の駅のほうに施設管理と一緒に全て管理についてはお任せしているので、そこと業者との契約の中で管理をまたしているものと認識しております。

こちらから管理状況について確認するということは、基本的には今まで特に必要なければ、行ってこなかったところでございます。

7番（渡邊 計君） あれだけ施設で毎日いろんな違う客が来たりいろいろある中で、委託管理しておいて、普通だったら一度も見に行かないってないでしょう。役場側が、もう委託管理したからいいやという考えなんでしょう。普通だったら、あそこをもっともっと盛り上げていかなきゃいけない。そういう考えであるならば、月に一、二度、少なくとも行って、あそこをどうやったらもっと盛り上げていけるか。そういうのを見ながら、委託管理するのが普通じゃないですか。委託管理したから、後は知りませんよ。飯舘村の委託管理って、そういうものなんですか。これまでに月に一度見に行くとかそういうことをしていないんだったら、今後そういうことで見に行ったりする、月何回ぐらい見に行くと、そういう予定を立てる気があるのか、ないのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） ちょっと説明の仕方が悪い部分があると思いますが、ガラスハウスにつ

いては産業振興課のほうで事業を使って整備をしたので、そちらのほうが主管課となっておりますから、までいガーデンビレッジとの関係というのは施設の貸借関係ではなくて、花玉の管理関係だということと、施設の貸借関係は村と福相農園さんの関係であるということで、産業振興課においては北側のハウスを含めて、ガラスハウスのほうについても逐次確認をしているというような報告を私はいただいています、毎月とか定期という形でとは聞いてはいませんので、その辺は不足があれば産業振興課のほうで答弁をしたいと思います。

今後についても、ハウスがしっかり栽培のために、あるいは花玉管理のために使われているかどうか、今後どんな栽培品目をやっていくのかということについては産業振興課のほうで所管をしておりますので、そちらのほうでしっかり確認をさせていただきたいと思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 時間がないので、ハウスのほうは分かりました。道の駅のほうはいかがになりますか。端的に答えてください。道の駅のほうは、そういうふうに見に行くことはあるんですか。道の駅の実態、販売実態、そういうもの、それも同じ委託している状態でしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の運営状況を見に行っているかというような状況ではありますが、基本的に定期的なというようなことではありませんけれども、例えばその買物等に立ち寄る際、そういったときに十分状況等を確認させていただいているというようなことでございます。

7番（渡邊 計君） もっと本気になってあそこを盛り上げる気があったらばんばん見に行つて、いろんな改善点を改善していつて盛り上げなくてはいけない、私はそう思います。委託したから、そのまま。

時間がないので急ぎますけれども、2-7、これ私去年も同じような質問しております。そして産業厚生常任委員会からも意見書として、看板を設置するべきだという意見書も去年上げてあります。実際、私あそこでぶつけられているんですよ。だから、言っているんです。今でも危険なんです。一方通行で反対走ってくる車、大勢います。特に建物寄りのように車が停まっていると、あその側が本当に狭くなっちゃうんですよ。だから、建物側はあと車5台分ぐらい減らさないと、あその横断歩道がありますけれども、あそこにワゴン車2台停まられたら、本当に車から人が出ないと見えないんですよ。非常に危険な状態。県に申し込んでありますけれども、県から答えが来るまで黙って待っているんですかということをお願いいたしますよ。人身事故や死亡事故をやらな限り、動かないんですかと、そういうことでしょう。

前村長のときに、二枚橋で事故が起きて、あそこにバイパス計画が出た。前からあそこは危険だ、危険だと言われて、それで結局、死亡事故が起きるまで何もやらない。飯館村行政ってそういうもんかって。何で先手打ってやらないのか。

それからドッグランに関して、あずまやの日陰、屋根が高過ぎて全然日陰にならない。これも質問して、執行部からはそういうことは分かっているので是正していきたいと答

え、去年いただいています。それで今回、今度は風の子広場、多くの遊具あるほう、あそこ本当に日陰がないんですよ。では暑いとき、親御さんどこで子供を見守るかといったら、道の駅のひさしの下しかないんです。向こうで事故起きたって、見えないんですよ。ただ、ベンチはあります。今もあの遊具の近くに、でも日よげがない。

それで答弁の中では、今後も引き続き多角的な検討をしてみたいです。こんなこと、去年産業厚生常任委員会のほうでいろいろ意見書を出しているのに、いまだ何もしていない。じゃあ、これから多角的に検討してみたいです。もうこれだけ暑くなっている中で、冬になってから日陰つくるんですか。前の地震で、路面がぼこぼこになったのもそうですよ。緊急性がない。何であれだけ壊れて緊急性がないと答えをいただいて、産業厚生でおかしいだろと言ってやったら、あれだけは直してくれた。インターロッキングだけは直してくれた。でも、ほかのは直していない。これら早急にやらなくては、危険だから私は言ってるんです。子供が遊ぶところも日陰も何もない。これだけ暑けりゃ、日射病になったり、いろいろする可能性がある。

村長、早急に対応すべきことだと私思うんですが、お答えください。

村長（杉岡 誠君） 1度目の答弁でも申し上げていますが、できるだけ早い時期に対策が取れるよう、引き続き多角的な検討をしてみたいですということでもありますので、ご趣旨のとおりなのかなというふうに思います。

以上であります。

7番（渡邊 計君） 前回もそのような答弁をいただいて、半年以上たって何もされてないということです。早急というのは、村のほうは1年、2年なんですね。ぜひ、早急にやっていただきたい。

これで質問を終わります。

議長（佐藤一郎君） 執行部より答弁ありますか。

村長（杉岡 誠君） すみません、幾つか最後に少しお話し申し上げたいと思いますが、先ほど一番最初の風力発電等々の税収がどう住民に生かされているのか分からないとお話ありましたが、北風と太陽基金のほうに積みながら、その用途については明確にさせていただいていますので、その点は訂正させていただきたいなと思います。

それから、道の駅の職員を村長室に呼び出してというお話がありましたが、道の駅のほうでは村づくり推進課のほうに用事があって来るときに、私のほうに回っていくということがまあありますので、私が常々呼び出して村長室でということでは必ずしもないということは、お踏まえいただきたいということです。

それから、復興拠点について認識を改めていただきたいということですが、深谷地区復興拠点について復興計画に位置づけておりますので、それが村としての認識でありますし、用途でありますし、今後の計画もそこに全てがあるということで申し上げたいと思います。

それから、最後の点については繰り返しになりますが、できるだけ早い時期と申し上げていますから、2年、3年というスパンをできるだけ早いというふうに私は申し上げませんので、できるだけ早いという言葉に今はとどめさせていただきますけれども、早急

に対応したいと思うところであります。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月14日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

令和5年6月16日

令和5年第4回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和5年第4回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和5年6月16日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和5年6月16日 午前11時00分				
時及び宣告	閉会	令和5年6月16日 午後 5時38分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤真弘	○	2	横山秀人	○
	3	花井茂	○	4	飯畑秀夫	○
	5	佐藤健太	○	6	菅野新一	○
	7	渡邊計	○	8	佐藤八郎	○
	9	高橋孝雄	○	10	佐藤一郎	○
署名議員	1番 佐藤真弘		2番 横山秀人			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	○	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農事委員 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 会長	村山宏行	○
	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	代表監査委員	高野孝一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年6月16日（金）午前11時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1 号 森林整備を一層推進するための森林環境税の譲与基準の見直しを
求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第 4 1 号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 4 2 号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 4 3 号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 4 4 号 飯舘村子育て支援センター設置条例
- 日程第 8 議案第 4 5 号 飯舘村有害鳥獣減容化施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第 9 議案第 4 6 号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対す
る介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 新規就農者技術習得管理施設新築工事請負契約について
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 飯舘村消防団小型ポンプ付積載車の取得について
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び福島県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 1 5 閉会中の継続審査の件
- 日程第 1 6 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 1 7 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤一郎君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前11時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

議会運営委員会が6月14日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤眞弘君、2番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤一郎君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第51号は、令和5年度飯館村一般会計補正予算（第4号）です。

既定予算の総額に3,544万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を157億3,642万4,000円としました。

補正の主な内容は、飯館村電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業について、所要の予算措置を行うものです。

なお、この財源としては、繰越金を充てております。

以上が提出いたしました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時03分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午前11時05分）

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 議案調査のため、引き続き休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時05分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎日程第3、発委第1号 森林整備を一層推進するための森林環境税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）

議長（佐藤一郎君） 日程第3、発委第1号森林整備を一層推進するための森林環境税の譲与基準の見直しを求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（佐藤眞弘君） 森林環境譲与税の各自治体の配分は、私有林や人工林の面積に応じた配分が50%、人口に応じた配分が30%、林業従事者に応じた配分が20%となっている。森林がなくても人口が多い自治体には、多額の譲与税が配分されている。森林整備を目的に森林環境税を私たちから直接徴収しているにもかかわらず、森林がないところに配分することは甚だ疑問である。実際に環境保全を行っている中山間地への適正の配分は、国有林を含めた面積を基礎数値にし、森林環境譲与税の徴税趣旨に基づいた配分であり、地域産業の発展に大きく寄与するため強く要望する。

以上でございます。

議長（佐藤一郎君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第41号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤一郎君） 日程第4、議案第41号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 何点か質問させていただきます。

まず、17ページにおけるアスベスト含有など調査業務というのがありますけれども、建築にアスベストが使用されていかどうかという部分が、いつから駄目になったもので、村の今ある公共施設などを含めて、それに伴って今後において予想されるような施設はどのくらいあるというふうに今の時点で確認されているのか伺うものであります。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長（高橋栄二君） アスベストの含有の規制の時期についてはちょっとお調べをしてから回答を申し上げます。

8番（佐藤八郎君） それ以前に建てられた公共施設の実態も分かれば併せて、今後の予算なり、見通しとしてどういう状況かなというのをつかみながら進めたいので伺っております。

続きまして、19ページの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ということでありまして、その内容については別紙資料を全員協議会で頂きましたけれども、非課税世帯という部分が、国から指定されて、その部分があるということなので、非課税世帯が何世帯あって、非課税世帯でない世帯が何世帯あって、今、避難している中でありますけれども、600万円以上の所得の方は固定資産税も国保税も、いろいろなあらゆる部分が負担になっているわけですが、その世帯というのはどのぐらいあるのか、まず伺っておきます。

住民課長（志賀春美君） 令和5年度の非課税世帯は630世帯、令和4年度の非課税世帯は60世帯、合計690世帯が非課税世帯となっております。その中で、未申告者70名も含んでおります。課税世帯は1,118世帯となっております。

国民健康保険税の600万円以上の上位所得は7世帯、75歳以上の後期高齢者医療保険料の600万円以上の上位所得の世帯は、後期高齢者におきましては8月が賦課になっておりますので、令和4年度で申し上げますと、8人、5世帯となっております。

介護保険のほうは、600万円ではなく、所得が633万円以上の65歳以上の所得のある方は11名となっております。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、ここでいう2,100万円の対象者は、これ、非課税世帯分のみですよね。そうしますと、残りのこれに該当しない方々というのに対してはこの高騰、食料品、物価などを含めて、電気料の事業給付金というのは全く考えられないということなのかどうなのか伺うものであります。

住民課長（志賀春美君） 追加の補正予算のほうで上げてございます1世帯3万円掛ける課税世帯の1,118世帯を今年度の6月補正予算のほうで計上しております。

8番（佐藤八郎君） 21ページの家畜飼料緊急支援事業補助金ということでありまして、これ内容と予算の根拠をぜひ示していただきたい。

産業振興課長（三瓶 真君） 家畜飼料緊急支援事業の内容と根拠ということでありまして。

まず、内容につきましては、畜産農家、これは和牛、養豚、養鶏を想定しておりますが、これに対しまして購入飼料の高騰分に対して支援をするというような内容であります。

その予算の根拠でありますけれども、考え方につきましては、昨年度、飯館村が行いました家畜飼料緊急支援事業補助金におきまして、飼料の販売単価の状況から、主要銘柄の価格高騰平均分、これを1万2,000円というふうに見込みまして、これの2分の1に当たる1トン当たり6,000円ということで、畜産農家の飼料購入料に対して交付をいたしました。今年度は、この実績を基に1頭当たりの単価に置き換えまして、予算要求時点におきましては、和牛で1頭当たり2万3,000円掛ける1,214頭、豚で3,000円掛ける1,845頭、

鶏で250円、1羽当たり、掛ける1万羽ということで見込んでおります。

なお、事業実施に当たっては、この単価を基本に交付額を算定してまいりたいというふうに考えておりますが、なお、市場や単価の推移、飼養頭数の状況などもさらに精査して、最終的には交付をしたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 予算の根拠は分かりましたけれども、前にもトン当たりということで、6,000円支給されていたということで、今回も、高騰分のまたは2分の1なのか分かりませんが、この事業のメニューを見ますと、家畜の餌ももちろん大事だと思うんですけども、電力・ガス・食料品など価格高騰となっていたときに、牛の餌は食料でしょうけれども、村民の各世帯の、村民が食べる部分の電力・ガス・食料品もなっていくと、片や家畜の部分は1頭当たりなりということで、ここで根拠を上げておりますけれども、村民の暮らしの中の電力・ガス・食料品などに振り向けては駄目だということで、国・県からのこの交付金の何か指導でもあったんでしょうか。必ず家畜飼料とかそういうところに向けろというご指導だったのか。この資料を見る限りでは上記の推進事業メニューよりさらに効果があると考えるものについては、計画書を記載して申請可能だというふうにうたわれているので、そういう意味では各世帯の電力や食料品の高騰分に充てても、私としてはいいのかなと理解するんですけども、なぜその部分がなくて、この家畜飼料部分は前にも、この緊急ということで前にやって、その前にもまた何回かあったような気がするんですけども、総合して、この家畜飼料なりの支援というのは、どのぐらい今まであったんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 家畜飼料についての支援がどの程度あったのかということの点につきまして答弁をしたいというふうに思います。

家畜飼養緊急対策につきましては、先ほど申しました昨年度の村単独補助1トン当たり6,000円というものがまずございました。あとほかに村のほうで把握しておりますところとしましては、地元にもございますふくしま未来農業協同組合では、令和4年度に配合飼料を1トン当たり1,000円の支援を行っていたということは把握しております。これについては農協から買った場合ということになるわけでありますから、ほかから買ったときには該当にならないと思いますけれども、あとは国や県におきまして、これは令和4年度であります。飼料高騰緊急対策事業ということでありましたけれども、これも取りまとめ団体でありますJAふくしま未来に確認いたしましたところ、本村においては交付の実績はなかったとのことであります。

そのほか、飼料の販売メーカーによっては、何かと対策を打ったところもあるやには聞いておりますが、そこまでは詳しく把握していないところでありますし、これ以前の高騰対策については、特に飼料については、村としては把握をしておりません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 分かりました。

それでは、23ページのエネルギー価格高騰対策事業支援金ということで、これは700万円ですけれども、具体的にはどういうことになるのか、この根拠もお聞かせ願いたいと

思います。

村づくり振興課長（佐藤正幸君） エネルギー価格高騰対策事業者支援金であります。

これについては交付の対象を令和5年6月16日以前より事業を営んでいる村内に事業所等を有する事業者または村外に事業所等を有する事業者であって、平成23年3月11日時点において、村内に事業所等を有していた事業者を対象、そして村税を完納していること、支援金の受領後も事業を継続する意思のある事業者を対象にしているものであります。

1事業者当たり5万円、予算では140事業者を見込んでいるところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） これは商工会に加入されているのが140事業者ということなのか、個人的にやられている業者とかはどういうふうになるのか、どこまでの対象となるのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 緊急的に行うというようなことで、昨年9月にも同じような事業を行っておりますが、そのときと同様な取扱いとしたいというようなことで、商工会に登録されている事業者、また商工会が村内で事業所を有しているということで認める事業者を対象にしたいということでございます。

8番（佐藤八郎君） 一律5万円ということですので、商工会なり会社なり、事業規模なり、雇用人数なり、この電力・ガス・食料品などの価格高騰ということですので、これ何か5万円ということだけで全部にやるというだけで、事足りる話ではないのではないかと自分なりに思うんですけども、大体村がつかんでいる商工会等の関係でどのぐらいの電力・ガス・食料品で高騰になっている実態があって、その実態に合わせて、このぐらいの支援金を交付しようということになってきたのか、この実態をどういうふうに把握されて、商工会との関係でどんな協議をされて、この予算計上となって、どうも5人いようが200人いようが、電気料がどれだけ使おうが、一律5万円ということになってくるのか、非常に私からすると、電力・ガス・食料品で、今までの部分について高騰した負担率というのはそれぞれ違うんだと思うんですけども、だからこの5万円という決めた根拠というのは何なのか、この予算的には、5,000億円が低所得者で、推奨事業メニューが7,000億円ということなのだというふうになると、何かよく理解できないんですけども、飯館村で事業所を起こして、雇用しながら頑張っている企業に対して、一律5万円という、どんな過程の中で、どんな協議の中で5万円というのは決定されてきて、ここに計上されているのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの事業者がどのぐらい電気料で高騰があって負担が生じているかという全体的な数字については、商工会にも確認しましたが、全体的なものはないというようなことであります。限りある予算の中で、国から財源措置等された、村に配当配分がある限りがある財源の中での迅速な支援というふうなことで、今回、昨年度も行っておりました内容と同じような仕組みで、まずは、一旦、一律5万円の支給をしていきたいというふうなことであります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 先ほどの家畜のほうもそうですけれども、実態が分からないのにということになってくると、例えば、家畜だったら10頭と100、200頭飼っている人と、頭数でいくんだったらそういうふうになるし、企業だったら、企業で関係はないんですね、これは。片や家畜のほうは頭数とか、餌の量で出される。片方の企業は、一律5万円で…

議長（佐藤一郎君） 八郎議員に申し上げます。

発言中申し訳ございませんが、1質問に3回ということで、3回過ぎましたので。

8 番（佐藤八郎君） そういうことで、今根拠を聞いたんですけども、理解できる根拠じゃないんですけども……。

議長（佐藤一郎君） 4回目なのでこれに対しては答弁はありません。認めません。

ほかに質疑ありませんか。

2 番（横山秀人君） 2 番 横山秀人です。

この補正予算について質問いたします。

まず、11ページについてであります。インターネットでご覧になっている方もいらっしゃると思いますので、この国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらについて、この予算を見ますと様々な分野の予算が上がっているんですが、この交付金の目的というのはどのような目的で交付されたものでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ご質問は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

こちらについて、今回補正予算のほうでは、この歳入で4項目ということで載せてございます。

1点目が、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、2点目が、エネルギー価格高騰対策事業者支援事業に充てる分ということで、先ほどありました事業者への700万円です。それからもう一つ、家畜飼料緊急支援事業、3,595万7,000円、こちらについては畜産に充てる部分、それから、学校保健特別対策事業ということで90万円ということで充てるものでございます。

最初の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、いわゆる非課税世帯への3万円ということでございますが、こちらについては国のほうから非課税世帯に限定をして、明確にこれ3万円ですということで提示がございます。その他の事業につきましては各市町村のいわゆる効果が高いと思われる事業、そちらを選定して行うことができるということで、今回計上させていただいているものでございます。

2 番（横山秀人君） この議案の説明書の中でいただいたその交付金の内容を見ますと、生活者支援とそして事業者支援ということがありますが、今回こちらを見ますと、事業者と学校支援という形になっています。村が選択できるこの生活者支援というところが、今回上がっていないんですけども、この理由を教えてください。

総務課長（村山宏行君） 今回、国のほうから提示を受けております予算枠、全体としましてはここで計上しているのが6,500万円ほどになります。この金額につきましては国のほうから、1市町村当たり、飯舘村の場合は、これだけの金額になりますよということで

ありますので、その中で行うということで、今回、畜産のほう上げておりますのは、村の農地のほうの活用に当たって、畜産の存在の上に成り立っている事業というのがかなり多くあるということがありまして、そちらを支えるという部分で選択をさせていただいたということでございます。生活者のほうということでありますが、まず、低所得者対策ということで枠は規定されておりましたので、その他の部分、いわゆる一般世帯分について、今回、追加補正で上げさせていただいているということでございます。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、17ページ、歳出のほうに入ってます。こちらに日本で最も美しい村連合審査手数料ということで10万円の計上がありますが、聞くところによると、福島県でも、1村が脱退というお話を聞きました。美しい村というふうに来た移住者の方が、あれ、ちょっとこの美しい村の景観がちょっと違うんじゃないかという指摘もございました。まず、この審査に対して、どこが審査基準になっているのか教えていただきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 明確な審査基準、今、手元にはございませんが、審査の内容、景観もさることながら、それぞれ村民が力を合わせて村の景観づくりに寄与しているという、そういった作業、そういった部分も踏まえて全体的な判断をしていただいているという内容になっております。

2番（横山秀人君） 一般質問でも提案いたしましたけれども、景観というところで道路を、県道等を通りますと、看板がいろいろあって傾いていたりとかしますので、その辺も含めて、ちょうどいい機会でありますので、この村内全域の看板の見直しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、12委託料の中に、脱炭素実行計画策定業務56万5,000円がありますが、こちらについては、宣言をしたものの実行に当たって計画を立てるということでありますが、村民の方のご意見とあとは提案等を反映することは、こちらのほうで予定していただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この脱炭素実行計画策定業務、今後、進める業務であります。国の法律により、実施計画を策定しなければならないというふうなことになっているものでありますが、その委員の選定、それからその後のそれを審査する、判断していく方法につきましては、今後しっかりと検討しながら進めてまいりたいと思っております。

2番（横山秀人君） 続きまして、23ページ、エネルギー価格高騰対策事業者支援金700万円の補正であります。

こちら一般質問にて質問と提案させていただきましたが、商工会のほうから要望書が上がってきまして、実際、商工会のほうに伺いますと、本当にその雇用が危ぶまれる、もっと厳しい意見をすると、もしかすると雇用維持ができないかもしれないというお話がございました。その中で1事業所5万円ということでありますが、この5万円については、やはり事業所から見れば、個人事業者も、また上場会社も同じ5万円であること自体がおかしいのではないかと、私も商工会員でありますので、本当におかしいと思っております。こちらについては今後、追加の支援金があるのかどうか、またその際には、

どのような計画の下、支援をするのかご説明いただければと思います。

村長（杉岡 誠君） 5万円の部分が一律だという部分と、金額的にどうなのかというようなご議論があるのかなと思いますが、そもそもの経緯を申し上げますと、昨年度の補正予算のときに、燃料費、燃料費といいながら、自動車等、そういうものにかかる部分が非常にということでそういう要望書もいただいた中で昨年事業化をしたという経緯がありますので、今回の5万円も、いわゆるその電気料そのものというよりは、いわゆるその燃料費とか、昨年を引き続いてかかっているガソリン代とかそういうものに一部でも充てていただければというような考えで見いただければと思います。

それから追加でどう考えるのかということですが、先ほど担当課長のほうからご説明したように、電気料のどれぐらいその負担が増えているのかという状況を、今つまびらかに全てを把握できていない状況ですので、今後、商工業者の方々、あるいは商工会の方々から情報提供をいただいて、積算をした上で、しかるべき補正予算を対応したいというふうに考えているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 商工会のほうで全ての取りまとめまでは行っていないと思うんですけども、お聞きする中ですとやっぱり数千万円の電気料増、あとは数百万円、あと数十万円ということで、事業規模に対して、やはり、その増加額は異なり、また、もう数千万円もいっているところもあると。

そうしますと、やはり家畜飼料も令和4年のときには8,000万円ほどの増加があったということでの支援と聞いております。今回、商工会に関してもそのぐらいの金額になるかもしれませんので、家畜は半分以上、商工会はこれぐらいという形のところでなくて、きちんと商工会の実態に合わせて、追加で支援のほうをお願いしたいと思いますが、再度回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 積算の仕方については様々検討させていただきたいと思いますが、いわゆる商工事業者の方々の部分については、本来は売価とか、いわゆる単価に還元していくとか、そういうことができればという部分があると思いますけれども、なかなかそれができない現状の中で、負担だけが増えているということでもありますから、そういうところを底支えをするという中で、どれぐらいの額、あるいはどういう補助の根拠をもってさせていただいたらいいかということは、商工事業者の方々と、あるいは商工会の方々と協議をしながらしっかり検討させていただきたいと思います。

以上であります。

2番（横山秀人君） 今回、項目としてエネルギー価格高騰と、こうありますが、村にも届いております要望書の中には、電気料だけじゃなくて、雇用関係のところもきちんとご支援いただきたいという項目があったと思います。ですので、こちらのほうもエネルギーと併せたことで対応のほうをお願いいたします。

私のほうは以上で終わります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番（佐藤健太君） 私からも何点か質問させていただきたいと思います。

まず、21ページの6款1項5目12節積算参考資料作成業務2,000万円という形で上がっておりますけれども、こちらに関しては、何の積算参考資料なのか、内訳はどういったものなのか、そしてあと結果としてどういったものができて、どのように生かしていくものなのかという部分をお聞かせいただければと思います。

建設課長（高橋栄二君） これはため池に係る積算業務でございまして、今後進める4か所のため池の補修工事に係る積算業務ということになります。このため池の補修を行いました、農地に水をかける管理等もしやすくなるというものでございます。4か所でございます。

5番（佐藤健太君） 今までこういう業務はなかったので新しくこういうことが必要になったということですか。

建設課長（高橋栄二君） ため池の補修が必要な箇所については全体で61か所ございまして、令和4年度まで28か所が終わっておりまして、今年度からまたさらに必要な部分については工事を進めていくという内容でございます。

5番（佐藤健太君） 今回こうやって新しくつくるということは、その前はこれはなかったんですけども積算はできていたということなんですか。それともここでこれが上がってくるというのは、何かこう変わった部分があって、今回上がってきているのかどうかという。

建設課長（高橋栄二君） 今までも測量設計を行って進めてまいりました。ため池についてはちょっと残っている数も多いということもございまして、ちょっとスピード感を持つために、今回補正で計上させていただいたという内容でございます。

参考資料作成業務というのは、実際には設計、測量設計の業務を行うんですけども、こういう測量設計を行ってやるんですが、参考に我々のほうでする形で、設計書のほうに起こしていくという内容でございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後1時48分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後1時49分）

副村長（高橋祐一君） 名目が積算参考資料作成業務というふうな形になってございますが、以前からも測量設計積算業務というものを委託しながらやってきた部分であります。今回ちょっと名称を変えた形で表示をしているということで、今までやってきた業務と変わらない業務を進めて、ため池の整備を進めていくというふうな流れの予算となっております。

5番（佐藤健太君） それでは、次の質問に行きます。

23ページ、今ほど皆様から、エネルギー価格高騰対策事業者支援金ということで、一律5万円ということで、140社という部分で700万円予算がついているわけですが、これほかの議員さんたちからも上がっているように、少し精査が足りないんじゃないか

という話もちょっとあるわけですがけれども、実際、ちょっと調べてみますと、例えば川俣町さんであれば、10人以下であれば一律10万円とか、20人以下の事業所であれば一律20万円、50人以下の事業所であれば一律50万円、51人以上の事業者では100万円とか、そういった形。あと浅川町さんも同様に、金額は違いますけれどもその従業員の人数によって分けております。そして須賀川市さんも、これも従業員の人数によって分けています。これは全部この、お聞きしましたところ、新型コロナウイルス感染のこの予算の中でやっているということですので、こういった形でも使えますので、今後、課長からも、まずは、当面この予算ということで執行するというお話もありましたし、今後、こういった予算が取れそうな場合は、早急に話を進めていただいて、ご支援いただける内容を協議していければなというふうに思いますので、その辺に関して何かあればお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 先ほども、前段ご答弁申し上げましたけれども、今回の部分は昨年に引き続きの要綱として同じような要綱を使わせていただきますから、いわゆるそのガソリン代とかそういう燃料にまず充てていただくということで、電気料、あるいは雇用の部分というお話もありましたけれども、そういったことを勘案させていただいて、しっかり商工業者の実態を把握させていただいた上で、事業予算は精査をさせていただきたいというふうに思います。

なお、雇用の部分については、村としては地域おこし協力隊の委託型、雇成型ということも募集させていただいていますので、そういった形で人の割当て、そういうことも支援としては当初予算でさせていただきますから、総合的に補正予算だけではなくて、今ある事業の中でできることも含めて、商工事業者の支援というものをこれからもしっかりさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番（渡邊 計君） ちょっといろいろな都合もありますんで、ページは後ろからになります。10款の教育費5項社会教育費2目飯館村公民館費の7節、25ページのちょうど真ん中になります。この報償費、一般報償費20万円ほど上がっておりますが、これの内容はどのようなものかお知らせください。

生涯学習課長（山田敬行君） 飯館村公民館費一般報償のご質問であります。

こちらにつきましては、村の歴史をまとめる村史の編さんに当たり、委員会を立ち上げて、一般報償、委員に支払う予算20万円です。村史は、これまで飯館村では、昭和50年頃に3巻発行してきましたが、約50年が経過した、その間に震災も経験しているということで、今回、村史の編さんを進めて、後世に伝えていく、あるいはふるさと資源の掘り起こしにつなげていくというものであります。

中身につきましては、どういった構成にするか、いつ頃までに発行するのか、何年かけるのか等につきましてはこの委員会で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

7番（渡邊 計君） そういうとこの20万円、委員会で納得しましたけれども、この委員会の

人数はどのくらいと考えているのでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 今のところ、村民6名に、学識経験者1名、7名で、今のところは考えております。

以上です。

7番（渡邊 計君） これまでも村の歴史、いろいろ作って、本とかも出ていますけれども、なおさら詳しくやってもらって、今まで調べ切れなかったものとかもあると思いますので、ぜひ、村史を作っていただきたいなど、お願いしておきます。

次に、その上の17節の備品購入費、学校管理費の中の備品購入費であります。管理用備品ということで130万2,000円ほど上がっていますが、これはどんなものを買う予定でありますか。

教育課長（高橋政彦君） 学校管理費の備品購入費ですが、感染症予防のための加湿器を22台予定しております。

以上です。

7番（渡邊 計君） この加湿器22台というのは、全クラス、あるいは学校では食堂が、前は食事なんかは食堂のほうで食べていたんですね、今もそうかと思うんですが、この設置の割合、教室が何台、あとどこに何台という割当てがあったら教えてください。

教育課長（高橋政彦君） 22台の設置場所なんです。移動ができますので固定ではないので、普通教室、あとは特別教室、あと必要に応じて子供たちが集まる場所に移動して使うという予定になっております。

以上です。

7番（渡邊 計君） では、次に、23ページ、9款消防費の中の14節工事請負費、火の見やぐら撤去ホース乾燥設備設置工事ということで203万5,000円ほど上がっておりますけれども、今回この火の見やぐら撤去ということですが、この小宮の火の見やぐらのサイレンとかもついてははずですので、新たなホース乾燥設備というのがどんなものなのか、それに、このサイレンというものがつくのかどうか、お知らせください。

総務課長（村山宏行君） 火の見やぐら撤去工事、こちらにつきまして小宮行政区の火の見やぐらになります。ホース乾燥塔、いわゆる消火活動を行ったホースを乾燥させるための塔ですので、そこに干すような施設ということになります。当然、現在、そのサイレン等入っておるということで把握をしております、そちらも含んでの金額というふうになってございます。

7番（渡邊 計君） このホース乾燥というのは、よく最近だと国旗掲揚みたいな、旗揚げのようなもので、上に丁字型になって何本か同時に干せる、それはひもでつり上げると、そういうものと理解してよろしいんですか。

総務課長（村山宏行君） 構造的にはそういった形です。

7番（渡邊 計君） では、その上の18節エネルギー価格高騰対策事業者支援金ということで先ほどから何名からもお話出ておりますが、この700万円というのは、説明によりますと、140事業所で、試算するために5万円としたのか、あくまで1件5万円で、140件で700万円としているのか。その辺はどうなっていますか。

それと、試算だけなのか、あくまで1件5万円なのかによっても、先ほどから出ていますけれども、規模が違っていると、そういう事業所があるので、対策に対して、村であくまで5万円で割るのか。これ先ほど横山議員とか、佐藤健太議員からも出ましたけれども、分け方、これに関しても私も商工会などに訪ねて行って聞きましたが、いろいろな分ける方のデータはあるんだということを伺っていますが、あくまで1件5万円で通すのかどうか。今の、ちょっと3つほど聞いたのをお答えください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 1事業者5万円というようなことで、あくまでもそうなのかということではありますが、今考えている支援の仕方につきましては、1事業者当たり5万円でそのまま進めたいというふうに考えているところであります。

様々な方法ということで、例えば人数とか、実際にかかった電気料とか、そういった部分についての今後どうしていくかという部分は、今後予算措置をしながら、そういったことを視野に入れて検討しながら対応してまいるというふうなことで考えているところであります。

7番（渡邊 計君） 今回この支援事業なんですけれども、支援金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という中で3つほど、あと学校入れまして4つほど上がっているわけではありますが、何か前の説明によりますと、時間がなくてというお話をいただいたんですが、その時間のないというのは、この交付金の第1回目受付というのが、要は早くこのお金を使いたいという場合は、5月29日まで申し込みなさいということになって、これの最初の通達は恐らく4月頭に来たんじゃないかと、3月29日に国のほうで発出しておりますので、それで時間はある程度あったんじゃないかなと、時間があつたからこそ、牛のほうは、牛の場合は前年4,200万円ほど払っているから、そういう形で予算額さえ分かれば、今年もそのくらい出せるのかなということ、やったんでしようが、たまたま今回商工会から要望書が上がっているわけですね、電気とか、いろいろ高騰していると、それが、この5月29日の締切り間近だったのか、何日に上がってきたのか分かりませんが、これ一応要望書を5月11日ということになっておりますが、5月11日で締切りが29日だと20日ぐらいあるんですね。だからその中で、ちゃんと調べることができなかったのかということと、早く使うために、早めに申し込んだのはいいけれども、内容の試算が完璧でなかったと。

それで、この交付金は第2回目の受付の締切りが10月2日締切りになってますね。それで交付決定が11月中旬と。それで1回目が5月29日締切りで、交付決定が7月中と。これホームページで、別紙の1ということで、ただ、この前の説明にはこの別紙の1なかったんですね。この前の説明の中にはこの別紙の1は入ってなかったと、そういうことで、こういうことを突かれるのが嫌なのかどうなのかということ、思っているわけでもありますけれども、これ7月中旬に交付決定であるならば、焦って分けるだとか、そういうのをしなくても、ただ、低所得世帯に関してはこれは国の指示であるということで、ただそれを除いたものに関しては、村の独自といっても先ほど説明あったように、いろんな要綱があるみたいですが、そういうことでこれ、もしこの商工会要望がなかったら商工会には出さなかったと、そう理解してよろしいんですか。

議長（佐藤一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長（村山宏行君） この事業の組立てに当たって、昨年も行っているというところがありまして畜産の部分、それから、今回の商工業者に対する支援、こちらについては、前年度のノウハウもあったということで、今回、まずは、緊急に対応すべきということでの判断で今回の6月に上げてございます。

なお、この商工業者への支援ですね、先ほど別の方からも質問ありましたように、今後、中身を精査をしながら、新たな支援も検討していくということにしております。

以上です。

7番（渡邊 計君） 今、課長から新たな支援をしていくという答弁いただいたんですが、その新たな支援というのは、原資はどこから出てくるのか。

それと、私も先ほどから佐藤健太議員や横山議員から聞いていますけれども、人数とかそういうものを本当にこういう商工会大事なんじゃないかな。牛が1頭幾ら、豚1頭幾ら、鶏1羽幾らで決めているとなれば、同じじゃないかと、もし、商工会のほうで1事業所5万円ということで行くならば、この家畜関係を飼っていらっしゃる方は、事業所という形で数えると19だと、そういう説明伺っておりますが、となれば、そういう事業所で同じく仕分していく必要というか、それが一番ベストなのかなと、このように考えるわけですが、もう一度お答えください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどからの繰り返しになってしまうかもしれませんが、まずは一時的に、すぐに対応できる方策としまして、今回今まで行ってきたと同じような方法で、まず、与えられた財源、今回確保できました財源を使ってというようなことで、一律にというようなことで進めさせていただくということで、今回上げさせていただいた部分であります。

あとは先ほど村長からの答弁にもありますように、今後の施策については、また、しっかりと考えていきたいというふうなことでありますので、ご理解いただければと思っております。

7番（渡邊 計君） 先ほど村山課長から、今後もやっていきたいという話が出たんですけれども、それは今後どのような原資に頼ってやるのかこれ、今質問したのに答えてないんでそれお答えください。

総務課長（村山宏行君） 予算について、原資はということですが、基本的に今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回のわけで、村の分については、全て使ってしまうということになります。したがってそれ以上の部分については、村独自で新たな財源を探す。当然、その中には、村の一般財源というところも考えなければならないというふうには考えてございます。

7番（渡邊 計君） 私的に考えると、本当に今の分割の仕方はちょっと不平等なのかなと思うわけですが、先ほど、その前の21ページの、家畜飼料緊急支援事業補助金ということになります。これ先ほど、鶏とか豚とかいろいろあったわけでありましてけれども、これは肥育、飼育乳牛ですか、それ関係なく、牛1頭2万3,000円という補助というふうにご覧になってよろしいですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 現時点では和牛、乳牛別なく、1頭当たり2万3,000円という
ことで計算をしております。

以上です。

7番（渡邊 計君） じゃあ、19ページの真ん中辺に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支
援給付金2,100万円ほどありますが、これは重点事業ということで、国からの指示が来て
いると。これに関しては、ちょっといろいろ調べますと、これに関しては議会の否決可
決関係なく、決定事項だよということを書いてあったんですけども、それが本当なの
かどうかと。

2,100万円ということだと、三七、二十一ですね、700円ということですけども、この
700円は枠が余裕あつての枠なのか、その辺をお答えください。

総務課長（村山宏行君） 前段のご質問についてであります。

こちら村の予算はすべからず議会の議決をもってなるものというふうに認識しておりま
すので、国のほうからあったといっても、必ず議会のほうのご承認を受けて行うものと
認識しております。

住民課長（志賀春美君） 予算の件であります。先ほども申しましたように令和5年度の非
課税が630世帯で、令和4年度の非課税世帯が60世帯の合計700世帯です。こちらには、
未申告者の70名を含んでおりまして、もし申告をされた場合、課税になる方もいらっし
やるかもしれないということで、補正予算のほうにも計上して、どちらにも含まれてい
る方がいるというような状況であります。

以上です。

7番（渡邊 計君） ということは、約70名の未申告者がいると、それで、この人たちがもし
申告した場合、例えば40名が課税世帯だと、そうすると、あと30名は非課税世帯だと、
そうすると、この40名というのは、今回出された第4号のほうへ回っていくというわけ
ですよね。そうすると、向こうも何か70人ほど予定というかね、余裕の枠を取っている
と。でも、これ向こうに行けば、こっちからは金が回せるのかどうか、その辺はどうな
っていますか。

総務課長（村山宏行君） この2,100万円のほうの枠でございますが、こちらは最大枠という
ことで見て、国のほうに事業申請するものでございます。先ほどと繰り返になります
が、こちらの分については非課税世帯への固定ということになってございますので、こ
ちらからもし課税世帯になったとしても、この金額を課税者向けに回すということは
できないというふうになってございます。

7番（渡邊 計君） 例えばですよ、これと今回出てきた第4号の全員、実際は1,108人です
か、余裕を見て1,178というんですが、例えばこれが同枠であれば、両方70の枠を余裕を
見る必要はないということの理解をしてよろしいでしょうか。

議長（佐藤一郎君） 渡邊 計君に申し上げます。

ただいまの議案は、第3号ですので、補正、追加予算のほうはまた別となりますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。

（午後2時13分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。

（午後2時15分）

住民課長（志賀春美君） 先ほどと繰り返しの答えになりますが、令和5年度非課税世帯が630世帯で、令和4年度の非課税世帯が60世帯の計700世帯になります。その中には、未申告者70名も含んでおりますが、こちらの申告をもしされた場合には課税世帯になりますので、多く見積もって、そちらのほうも含んで計上しているということでございます。以上です。

7番（渡邊 計君） これ3回目、ここをもう1回聞きたいというのは3回目か、確認しておきます。

議長（佐藤一郎君） 3回です。この質問は終わりです。

7番（渡邊 計君） 今回の令和5年度の一般会計補正予算に関して、修正案を出したいと思っておりますので、今作っている最中ですが、もう少し時間がかかるので、時間いただけませんか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は未定です。後ほど報告します。

（午後2時17分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後4時30分）

議長（佐藤一郎君） 佐藤八郎議員から質問がありました答弁がございますので、総務課長よりお願いします。

総務課長（村山宏行君） 先ほど佐藤八郎議員からありました体育館のアスベスト調査の件でございます。

アスベストの部分につきまして、いつからだということではありますが、基準が明示されたのは、昭和50年からというふうになってございます。この体育館、昭和55年度の建設であります。アスベストの基準につきましては、最初に昭和50年に指針が示されて以降、度々改正がされております。昭和50年当時は、全体重量の5%以内であれば、アスベストの使用が認められたんですが、現在は全く使用が認められている状況にありません。したがって、この建物、昭和55年度ということで、その途中経過にありますので、万が一含まれていた場合、解体とそれから改修にも支障があるということがありますので、今回調べさせていただくというものでございます。

ほかの村の公共施設であるかということだったんですが、現在のところはないということでございます。

住民課長（志賀春美君） 先ほど答弁申し上げたときにちょっと漏れておりましたので、再度、ご答弁いたします。

令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の対象世帯ではありますが、令和5年度の非課税世帯が630世帯、令和4年の非課税世帯が60世帯、あとは家計急変の世帯を10世帯見込んでおまして、700世帯の対象世帯となっております。

以上です。

議長（佐藤一郎君） 修正案に対しては、渡邊 計君からお手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

7番（渡邊 計君） 今回の予算に関しては、交付金事業の使い方に関して疑問に思うところがあり、商工業、畜産業、その他、生産農家、そして1,808世帯が共に物価高に苦しんでいる状況であります。この交付金は、電力・ガス・食料品等の高騰に重点を置いた支援事業であるからにして、まず、村民家庭から支援すべきではないかと思うところであります。全世帯に交付するだけの予算はありますので、公正公平に鑑み生活者を優先すべきであると考え、この修正動議を出しました。

令和5年6月16日

飯舘村議会議長 佐藤一郎 殿

発議者 渡邊 計 飯舘村議会議員

佐藤八郎 飯舘村議会議員

議案第41号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

まず、議案第41号令和5年度飯舘村一般会計補正予算に対する修正案としまして、2の歳入、14款2項1目1節総務管理補助金の歳入歳出の総額は変えずに内容を変えるものであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業、非課税世帯700世帯掛ける3万円で2,125万2,000円であります。

次に、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援事業、これは補助事業として、1,108件掛ける3万円プラス郵便料などで3,334万9,000円であります。

次に、エネルギー価格高騰対策事業者支援事業、これは商工会に対する補助事業であります。これは商工会140事業所に5万円ということで700万円であります。

次に、家畜飼料緊急支援事業、これは19事業主に260万8,000円。そして、学校保健特別対策事業に90万円であります。

詳細に関してはお手元にお渡ししてあるA3判の紙のとおりでございます。

議長（佐藤一郎君） これから提出者に対する質疑を行います。

5番（佐藤健太君） 私から何点かご質問させていただきたいと思います。

提出いただいた資料の19ページでございます。支出ですね。3款1項1目18節負担金補助及び交付金ということで補助金として上がっておりますけれども3,324万円、こちらの補助割合、補助内容をお知らせください。

7番（渡邊 計君） 補助割合は、こちらの社会福祉総務費の中に5,463万1,000円ですね。それをまず最初に、重点支援基金、これは政府からの重点ということで、これは必ず使いなさいということで700円掛ける2,100万円、そして、そこから残った金額、それから、商工会への700万円を引きまして、それから学校施設の90万円を引きまして、それから重点支給給付金と同じ3万円、それを引いてのこういう金額になります。

5番（佐藤健太君） 金額というので補助金として出すわけですので、その補助金がどういう補助金で、どういうふうなその割合で、どういった世帯にどのくらい出すのかというその詳細が知りたいです。

7番（渡邊 計君） 補助金は今回のコロナウイルス対策事業の補助金を使います。それで、1件に3万円、これは低所得者世帯と同じ条件であります。

5番（佐藤健太君） それと低所得者世帯にだけ出す予算ということになる感じでしょうか。

7番（渡邊 計君） いや、低所得者世帯には2,125万2,000円という金額がこれは政府からこれは重点事業で必ずやりなさいということで上がっているのです、それでこの1,808世帯、それに対して3万円ずつの予算であります。そうすれば村民全世帯に行くということでもあります。

5番（佐藤健太君） 21ページのほうですけれども、6款1項4目18節負担金補助及び交付金ということで、家畜飼料緊急支援事業補助金が減額という形になってはいますけれども、これはその減額理由と、幾ら補助をしていくのかということをお知らせください。

7番（渡邊 計君） この減額理由は、まず、飯舘村民が優先すべきであろうと、そういうことで、低所得者世帯には3万円ずつ出ていますが、残る1,808世帯には出ていない。それをまず平等に3万円ずつ配って、その中で、その後で商工会がまず700万円が決定している。学校が90万円決定している。その中で260万8,000円、村のほうは牛1頭とか豚1頭幾らの金額を出しておりますけれども、商工会のほうは140事業所に対して1件5万円という金を出しておりますので、今回は牛の世帯にも取りあえず19事業所ありますので、その中で19事業所で260万8,000円というのは、商工会に配った金額からすれば倍以上の金額であると、それで、ここまで言っているのかどうか分かりませんが、この後一般財源から村のほうで出しておりますので、そういうこともできるのであれば、牛や、それから商工業、そこにその一般財源を多く振り分けていただければなど、そのように思っています。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番（高橋孝雄君） 牛に対する助成金を減らせと、こういう内容なんですけれども、これは牛だけじゃなくて、全て飯舘の農地全てが荒れた農地であって、それが畜産に餌を供給することによってこの荒れた農地が救われるから、牛だけじゃなくて、農家全体、村全体がこれは、この金に依存しているわけなんです。ですから、牛の金だと思って考えていたんでは、これはちょっと大きな違いだと思うんですが、その点どうですか。

7番（渡邊 計君） 今回、補正で一般財源から3,500万円ほど出ていると、ですから、まず最初の国からの交付金に関しては、村民、まず1,808世帯平等に配って、交付金の中の残ったものを何とか分配しておいて、一般財源から3,500万円が出せるのであれば、それは

商工会と牛、家畜を飼っている、あるいは花や、その他食物を作っている農家さん、その中で分けることは、私はそのほうがよろしいかと思っております。別に減らしたんじゃないなくて、一般財源から金が出せるということが分かったんで、このように提案いたしました。

9番（高橋孝雄君） 飯舘村の農地というのはどれぐらいあるか分かりますか。

7番（渡邊 計君） 私、牛をいじめているんでも、農家をいじめているんでもなく、出すなどとは言っていません。一般財源から今回出せるようなので、それをそっちに回して3,500万円の金を出せるのであればそれを家畜農家及び商工会、そのほうに上乘せして出してやれば、私はいいと思ってこういうことをやりました。そして、農地の面積に関してでありますけれども、私、農業もやっていませんけれども、今村のほうで取り集めたり、集約農業が290ヘクタールでしたか、290町歩ぐらいには今なっていると。ただ、中山間の山沿いにある荒れた土地もかなり多いという、そういうことは、そこまでは分かっております。

9番（高橋孝雄君） 大体推定で2,800町歩あるんです。この中で、この牛がなかった場合には、恐らくこれが3分の1以下に減るわけなんです、この農地の利用が。ですから、牛を応援することによってこの農地が耕されて、結局農家全体が潤うんです。だから、商工会に何ぼではなくて、この牛に出した金は農業全てに出していると思って、私は賛成をしているんです。

議長（佐藤一郎君） 今のは質問ですか。

7番（渡邊 計君） あとの賛成反対はこの後でやっていただけるので、私は今、予算だけを変更したのを説明している。それでそれを発言しているんですから、ちょっと質問が違うかなと思っております。

それから、私は別に、農地を荒らすとか何とかとは思っていませんし、今回長泥行政区が解除になったことで、あそこに汚泥土壌とか、そういうのを持ってきて肥料を作ることも可能に、やるということになっておりますので、私は別に牛を減らせとか、堆肥を作るなどか、そんなことは私は言っておりません。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番（菅野新一君） 修正案にも一部賛同はできますけれども、私は今回が補正の予算の最終ではありません。そのために、原案のとおり、最初の予算案に賛成の立場で何も言えません。

議長（佐藤一郎君） これは質問ではないですよ。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑を終わります。

渡邊 計君、自席へお戻りください。

これから修正案並びに原案に対する討論を行います。

5番（佐藤健太君） 私は、本修正案に対しての反対の立場で討論をいたします。

今回、原案に関しては確かに、一部、担当課と各団体などとのコミュニケーションの不

足による実態把握に不足があることは否めないところではございますが、今回の議案は、緊急的予算でもあることと、執行部より今後、さらなる実態調査を進め、追加的な支援の検討するとの回答もありますので、私は原案に賛成でありますので、本修正案に対しては反対といたします。

以上、反対討論といたします。

議長（佐藤一郎君） ほかに討論ありませんか。

8番（佐藤八郎君） この修正案には賛成の立場で発言をさせていただきます。

去る6月14日と本日、説明を受け、実態調査をして、先ほども大変いろいろな質疑をいたしました。今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金によっての村の予算計上について、今、反対討論の中でもあったように、各それぞれの担当する方々、村民の代表も含めてコミュニケーションが非常に不足しているという点は否めないというふうに思っています。そういう意味では、村民全員のものになっていないということが1つ私は思っております。まして原発事故によって復興や再生にそれぞれの立場で、介護者を抱えたり、病人を抱えたり、慣れない避難地に暮らしながら努力されている村民にとって公正公平な予算計上になっておりません。農家だけ見ても、水稲、野菜、花などの農家もあるし、村民各世帯においても先ほども言いました諸事情もあり、また、飯館に通う部分についても、非常に経費が大幅に増加している現状であります。価格高騰の実生活になっていることは誰しも否めない事実であります。

そのことからして、そのための交付金だと国が示しているのであれば、きちんと対応すべきであります。村民の生活の中で、今後何が起きるか分からない中で、村として自由に使える一般財源を使うのは、今後の歳入見通しも示されない中で、私は使うべきものではないという考えもございます。そういう意味からして、この交付金の中身については修正があったような状況の中で対応し、さらに畜産や中小企業を含め、村内の雇用の場とする企業には、また別な観点で国に復興再生のための交付金をどんどんと要求して、そちらへ充てていただきたい。今回は、やっぱりこの緊急的な食料品などを含めた、電気・ガス価格高騰の重点対策地方交付金なので、これはこれとしてきちんと予算を組んでいただきたいというふうに切に思うものであります。

その点から発言をいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（佐藤一郎君） ほかに討論ありませんか。

9番（高橋孝雄君） 私はこの修正案に反対の意見を述べさせていただきます。

議案41号関連で、51号になりますが、賛否両論の中でありましたが、今回は緊急でありまして、村民に平等に支援することは、確かに当然のことですが、今回の場合は緊急対策であり、今議会の中で決議により実行すべきであると思います。予算の中で出された件は万全とは申しません。現在、多くの村民が復興目標に一丸となって取り組んでいる中であり、議員の方も、やはり当然そういう方向で向いていると思います。

したがって今回この修正案を通すことは、まずは騒ぎの原因と私は考えております。したがって、確かに納得のならない内容もあります。でも、今回はこれを通していただいて、そして、次に来たときには、また、しっかりとした検討を重ねて、本当に皆平

等に納得のいく、そういう補助金の流用を使っていたきたいということを申し上げて、私はこの修正案には反対をいたします。

以上です。

議長（佐藤一郎君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで討論を終わります。

これから議案第41号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

まず、本案に対する渡邊 計君から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤一郎君） 起立2名、起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤一郎君） ありがとうございます。着席ください。

起立7人、起立多数です。よって、議案第41号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

本日の議会は延長します。

◎日程第5、議案第42号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第5、議案第42号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第43号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤一郎君） 日程第6、議案第43号令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第44号 飯舘村子育て支援センター設置条例

議長(佐藤一郎君) 日程第7、議案第44号飯舘村子育て支援センター設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 飯舘村子育て支援センター設置条例について、質問いたします。

説明の中で、利用希望があったら開所するというお話がございましたが、公共施設でありますので、有意義な効率的な、また、使用頻度の高い施設になると、もちろんいいわけではありますが、利用していないときのほかの方の利用等は考えていますでしょうか。

健康福祉課長(石井秀徳君) まず、この施設、平成22年に大規模改修しまして建築した施設であります。ご存じのとおり、今まで避難の中で利用していなかったというふうなことで、村民の方々もまだこの施設をご存じない方が多くいらっしゃるというふうに思っております。そんなことで、まずは子育てのほっと相談会というふうなことで子供を対象とした保護者等の相談会を開催しながら、まず施設を知ってもらうということからスタートしたいなというふうに思っています。通常ですと常時開催、開けて、どなたか人を雇ってというふうな状況が本来の形なのかなと思いますが、今現在そういうふうな体制が取れる状況ではありませんので、まずは知ってもらうところからスタートしたいというふうに思っております。

2番(横山秀人君) 村全体の質問になるんですけども、ちょうど子育てセンターの記事が新聞に載ったので、子育てセンター、ここで質問したいと思うんですが、6月10日に子育て支援センター飯舘に来月開所、育児世帯の移住定住促進へという形で、もう何だろう決まったようなタイトルであるわけですけども、今日、設置条例が皆さんで検討されて議決されるわけでありまして、ですので、これの記事を見たときに、どうして1週間待てないのかなと、これが終わってから新聞で出していただければいいのかと、そう思いました。村のほうは、マスコミのほうにどのような、この議案についてのこの広報依頼をしているのか質問いたします。

健康福祉課長(石井秀徳君) 村のほうからマスコミのほうに依頼をして記事に載っていただいたということではございません。議会当初に、この議案を提出した際に、マスコミといますか、多くの方が議案の内容を知ることになりますので、それをもった取材というふうに私どもは認識しているところでありますので、ただ、実際スタートについては、7月の一番予定としましてはほっと相談会を予定しておりますので、そこからスタートかなというふうに思っているところであります。そんな形で、特段、議会のほうの議会通ってからとかそういうふうな部分の意識をした形での要は新聞報道に提出した

といいますか、紹介したということではなかったかなと思っています。

2番（横山秀人君） もちろん議案がすぐ公開されますので、あとは新聞各社の対応の方法ということだと思うんですけども、もし、村からの要望として、設置条例なので、設置が可決になってから広く皆さんにお知らせくださいという形で、その議案に応じて広報時期を新聞各社のほうにお願いできればなという思いであります。それはあと、これだけで結構です。回答は要らないです。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第45号 飯舘村有害鳥獣減容化施設の設置及び管理に関する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第8、議案第45号飯舘村有害鳥獣減容化施設の設置及び管理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） この条例について質問いたします。

4ページ、第2条の中に、イノシシ等ということで、対象となる有害鳥獣の項目があるわけですが、このイノシシ等というところは、以前、当初予算の中で有害鳥獣捕獲奨励金が該当しているイノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、カモ、カラス、タヌキ、こちらに限定されるものなのか、それともまた別な有害鳥獣も入れる予定なのか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員おただしのように、村のほうで捕獲できる鳥獣といえますのは、県のほうにその捕獲頭数を申請して、その許可を得て捕獲しているものになりますので、今ここに入れて減容化処理をするものについては、その中に記載のある動物、有害鳥獣ということで考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） そうしますと、今後奨励金が出る場合、奨励金対象の動物を捕獲した場合は、ここの施設に持ってくるのが条件で、その奨励金が出るという認識でよろしいんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 厳密に申しますとここに持ってくるのが条件ということにはならないかと思えますけれども、基本的には捕まえていただいたものにつきましては、適正に処分するために今回この施設をつくったものでありますから、ここに持ってくるのが原則という形になるのかなというふうに思います。そうした処理の適正という観

点でこの施設を使っていきたいと思っておりますので、そういう理解をお願いいたします。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第46号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第9、議案第46号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 改めて確認しておきますけれども、先日、全員協議会で説明、国保運営協議会の結果についてありましたけれども、関係世帯数は何世帯で、減免世帯数は何世帯なのか。

また、令和6年4月からの見通しは、村としてはどんな要望を今、このことに関してしているのか伺っておきます。

住民課長（志賀春美君） 令和5年度の国保世帯数は988世帯、被保険者数は1,673人、課税対象世帯数の上位所得600万円以上の世帯は7世帯、課税対象世帯数、震災後転入された世帯数は35世帯となっております。

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休議します。
(午後5時10分)

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。
(午後5時11分)

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 暫時休憩します。再開は17時20分とします。
(午後5時11分)

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 再開します。
(午後5時20分)

◎休憩の宣告

議長（佐藤一郎君） 引き続き、休憩します。再開は17時30分とします。

（午後5時20分）

◎再開の宣告

議長（佐藤一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後5時30分）

住民課長（志賀春美） 先ほどの国民健康保険税の減免世帯数ですが、未申告を含み885世帯となっております。令和8年度が2分の1課税、令和9年度からは通常課税になりますので、令和6年度からも同じような状況が続くと思われませんが、急激な税額の上昇を抑えるようにしていきたいと思えます。

以上です。

総務課長（村山宏行君） ご質問ありました国・県への要望についてということですが、村としましては、相馬地方市町村会を通じて国・県要望を行っております。毎年、継続という形で行っておりますが、内容につきましては、国民健康保険税等の減免及び医療費、介護保険の一部負担金等の免除に対する財政支援ということで、市町村会を通じて要望しております。

議長（佐藤一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第47号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤一郎君） 日程第10、議案第47号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第48号 新規就農者技術習得管理施設新築工事請負契約について

議長（佐藤一郎君） 日程第11、議案第48号新規就農者技術習得管理施設新築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第49号 飯館村消防団小型ポンプ付積載車の取得について

議長（佐藤一郎君） 日程第12、議案第49号飯館村消防団小型ポンプ付積載車の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第50号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議長（佐藤一郎君） 日程第13、議案第50号福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第51号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)

議長(佐藤一郎君) 日程第14、議案第51号令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議ありという声がありますので、この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤一郎君) ありがとうございます。起立多数です。着席ください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、閉会中の継続調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第15、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤一郎君) 日程第16、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤一郎君) 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第17、議員派遣の件

議長（佐藤一郎君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤一郎君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後5時38分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月16日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 一郎

同 会議録署名議員 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 横山 秀人